

後発国における学位制度の研究

高等教育研究叢書

148 2019年3月

南部 広孝 編



広島大学

高等教育研究開発センター

後発国における学位制度の研究

南部 広孝 編

広島大学高等教育研究開発センター

目 次

序章 研究の背景と目的	南部 広孝	1
第1章 韓国における学位制度	石川 裕之・全 京和	7
第2章 中国における学位制度	南部 広孝	21
第3章 台湾における学位制度	廖 于晴・南部 広孝	33
第4章 ベトナムにおける学位制度	関口 洋平	45
第5章 インドにおける学位制度	渡辺 雅幸	57
第6章 エジプトにおける学位制度	中島 悠介・内田 直義	69
第7章 ブラジルにおける学位制度	田村 徳子	83
終章 後発国における学位制度の導入と変容	楠山 研	95

序章 研究の背景と目的

南部 広孝

1. 高等教育制度の普及と変化

世界の多くの国において、近代的な大学制度は、いわゆる先進国の制度を参照したり採り入れたりしつつ制度化されるとともに、より広い高等教育制度のなかに取り込まれて、その役割や機能を変容させてきている。各国における教育の最高段階の歴史的な展開については、「すべての文字社会には、その最高水準の知識の伝統を育成し、かつ伝達するために、いろいろな高等教育機関が存在した」⁽¹⁾とする論者もいる一方で、「世界的に見て大学のモデルと考えられるものはただ一つしかない」、それは13世紀にフランスで設立された大学を嚆矢とする、ヨーロッパ型の大学モデルだという考えもある⁽²⁾。ただし、少なくとも近代的な制度に関しては、中世の大学を淵源として、国民国家の普及とともに多くの国で受容されているとみなすことができる。そのうえで、各国における制度変化に注目すれば、制度の導入にあたってはそのように先行する国で形成されていた既存の制度が自発的か強制的かはともかくとして移植されて導入され、その後は、当該国の他の制度との整合性が図られたり制度の背景にある諸条件が変化したりするのに伴い、各国の制度として定着するよう変容してきた。なかにはその過程で独自の下位制度や特徴を備えるようになってきたところもある。このように、多くの国々には、近代国家として必要だと考えられる制度の体系を整備するなかで、大学を中核とする高等教育制度もその国の状況にふさわしいものになるように整えられ、必要な制度変化を遂げてきた。こうした、社会の変化に伴ってそれにふさわしい制度へと改革されていく土着化の傾向は、現在まで継続して見られる。

しかし近年ではそれと同時に、国際化やグローバル化の進展という世界的な潮流のなかで国境を越えた様々な動きが生じており、それらも各国の高等教育に影響を与えるようになっている。その一つに、たとえば世界大学ランキングのような統一的な指標を用いた評価が行われてその結果が公表されるようになってきていることがある。国によっては、そうしたランキングで国内大学の順位を上げることが政策策定の際に重要視されるようになっており、そのために、評価対象になっている指標の項目や基準を自国に取り込んで改革を進めようとしている。もう一つの動きとして、国境を越えた人や教育プログラム、教育機関の移動が活発になっていることがある。他国へ留学する者がこれまで以上に増加するだけでなく、大学の海外分校が設立されたり複数国の大学が共同で教育プログラムを提供した

りするようになっている^③。欧州連合（EU）によるエラスムス計画をはじめとした地域内での学生流動を高める取り組みも活発になっている。そして、こうした動きを促進させたり円滑にしたりするために、教育の国際的な通用性や教育の同等性の確保が模索されるようになっている。このような動向によって、各国の高等教育に対して独自性の強調よりも国際的な共通性を高めようとする力学が働くだろう。

以上をまとめると、各国における大学を中核とする近代的な高等教育制度は、先進的だとみなされた制度の導入として各国にもたらされた後、それぞれの国にふさわしいものとするよう整えられて独自性を有するようになったが、近年はそれと同時に国際的な共通性をめざす動きも見られるようになっているのである。

2. 学位制度の誕生とその後の展開

大学を中核とする高等教育制度を構成する重要な下位制度の一つに学位制度があることに異論のある者はほばいないだろう。「法制上学位授与権をもってその組織が大学であると定義され」、学生は「めでたく修了した暁には、大学が特権として授与を認可されている学位を授けられる」^④とか、「大学の特権のうち最も重要かつ固有のものは学位の授与権であった」^⑤といった指摘がある。しかし、現在では、大学院段階を含む大学教育の修了が必ず学位授与の条件になっているわけではない制度が存在しているし、また大学ではない機関によって学位が授与されることがある^⑥。これらの点からすれば、厳密に言えば学位制度は、大学制度と相当程度密接に関連していることは確かだが、大学制度と完全に一体化しているとも言えない。そこで本節では、先に述べた高等教育制度の変化をふまえて、改めて学位制度に着目してその歴史的変遷を概観する。

学位は、「学術上および職業上の専門知識の修得において一定の能力や業績を示した者に対し、そのことを証明するものとして、大学あるいは国家が授与する資格・称号」とされ、「中世ヨーロッパにおける大学の誕生とともに発生し発展した」^⑦とされる。当時の大学は、国王や教皇から勅許状を得た教授と学生の組合であり、教授になるための教育訓練の権利を独占するとともに、その資格認定（＝学位授与）を行うことを許されていた。教授免許としての学位は、13世紀に教皇の教書によって「万国教授資格」(ins ubique docendi)となり、理論的には汎ヨーロッパ的に通用するものとみなされるようになったものの、14世紀を境としてその考え方は空洞化した^⑧。中世の大学は、これに加えて、法律家、医師、聖職者などの教育も担っており、学位は専門職に就くためのパスポートとしての機能も果たした。これらの専門職もナショナリズムを背景にしたことから、学位の普遍的流通性は低下することになった^⑨。近代国家が成立して以降は、研究が大学の機能の一つだとみなされるようになり、それに伴って学位も研究の能力や学問的業績をふまえたものだと考えられるようになった。また、大学が各国の学校教育体系に組み込まれて、「かつての同業組合的性格から国家の教育機関としての性格を帯びるように」^⑩なり、これらの国の多くで

は、大学の設置認可や機関への学位授与権の付与が国の管理下に置かれることになった。

「近代国家として出発した」⁽¹¹⁾アメリカでは、イギリスの経験が持ち込まれ、大学は「牧師や地域の良き市民を養成する」⁽¹²⁾教育機能のみを有する機関として出発した。19世紀後半には、国有地付与大学の設立とともに、研究の機能も付加されるようになり、大学院やプロフェッショナルスクールが設置されるようになった。そして、カレッジの卒業時に学士の学位が授与され、大学院修了時には修士、博士の学位が授与されるようになった⁽¹³⁾。また、19世紀中葉にはドイツの大学のPh.D.学位が「学問研究者の基礎学位として位置づけられ」た⁽¹⁴⁾。

このように、学位制度は、中世ヨーロッパで導入され、近代国家成立以降、それぞれの国の事情に従って制度の整備が進められた。アメリカでも、ヨーロッパの制度を基礎としつつ、自国の状況に応じて形を変えて定着していった。

欧米以外の国における学位制度は、高等教育制度の場合と同様、近代的な教育制度を整備するなかで先行する国の制度を自国に取り込んだり、あるいは宗主国によって持ち込まれたりする形で導入された。その際、意識されたかどうかはともかくとして、参照されたのは欧米の制度だった。それ以降は現在に至るまで、それぞれの国の事情にあうように制度の改革を行ってきている（制度の土着化）。国によっては、授与される学位の種類や学位を授与することができる機関の種類が多様化したり、学位授与をめぐる権限が変更されたり、学位の質を担保するための取り組みが行われるようになったりしていることもある。同時に近年は、国際化やグローバル化の進展の影響を受けて、高等教育を受けた結果として授与される学位は、教育を提供する側にとっても教育を受ける側にとっても、その教育が正規で適切なものであることを示す点で重要だとみなされるようになってきている。また、高等教育そのものの国際的な動きが進むにつれて、国際的通用性が問われるようになるなどそのあり方はますます大きな関心事となっている⁽¹⁵⁾。この傾向は、国を越えてダブル・ディグリーやジョイント・ディグリーを授与する教育プログラムの展開によっても強調されている。つまり、近代的な高等教育制度を他国から取り入れて整えた国ぐににおける学位制度は、仮説的には、一方ではそれぞれの歴史的社会的条件に基づいて国ごとの独自性を有しており、他方では近年国際通用性が要請されるようになってきていることなどから他国と共通化を図ったり同等性を確保しようとしたりする動きがあると考えられる⁽¹⁶⁾。

3. 研究の目的

以上をふまえて、本書は、東アジアの国を中心とする諸国を対象とし、「後発国」（後述）である各国でどのような学位制度が導入されているのかを整理し、それらの異同について検討することを目的とする。取り上げるのは、大韓民国、中華人民共和国、台湾、ベトナム社会主義共和国、インド共和国、エジプト・アラブ共和国、ブラジル連邦共和国という七つの国・地域（以下、国と略）である。以下、各章では、それぞれの国について基本的

に、当該国の歴史的概観と高等教育の基本制度を整理したうえで、学位制度の歴史的変遷と国レベルでの現状及び学位授与状況、個別機関レベルでの学位授与プロセスを検討し、最後に最近の改革動向や関連する動きを取り上げている。そして、終章においてそれらをまとめて考察を行う。学位制度を取り上げるにあたっては、こうした制度の変化や現状のほか、学位の機能や社会的評価なども考察の対象として多面的に捉えることが必要である。しかし、紙幅が限られていることや対象とした国によって得られる情報に粗密があることなどをふまえて、本書では対象国の制度のあり方に限定して分析することにした。

諸外国の学位制度に関するわが国での先行研究としては、『学位と大学』（大学評価・学位授与機構研究報告第1号、大学評価・学位授与機構、2010年）や『高等教育における職業教育と学位』（大学評価・学位授与機構研究報告第2号、大学改革支援・学位授与機構、2016年）がある。前者の『学位と大学』では、イギリス、フランス、ドイツ、アメリカ、日本を対象として、学位授与権を有する機関とその設置認可や名称、学位の種類と学位授与権の認可などについてまとめられている。また『高等教育における職業教育と学位』では、イギリス、フランス、ドイツ、アメリカ、日本に中国と韓国を加えた7か国を対象に、高等教育における職業教育のあり方について高等教育の制度と法的地位、システムの構造と機能などを整理しているが、そのなかで学位制度に関しても言及されている。これ以外にも『学位研究』や『大学評価・学位研究』では、日本はもとより、アメリカ、フランス、ドイツ、イギリスといった国の学位制度に関する研究が見られる。このように、欧米や日本の制度を対象とした研究は見られるものの、中国や韓国などについていくらかの先行研究があるのを除けば⁽¹⁷⁾、他の諸国、特に「後発国」の学位制度に関しては研究の蓄積の有無という前に、情報そのものが不足している状況にある。

本書では、「後発国」として、東アジアの各国（韓国、中国、台湾）と東南アジアのベトナム、それからインド、エジプト、ブラジルといった各地域で比較的大きな規模の高等教育を有する国を取り上げることで、学位をめぐる多様な状況を浮き彫りにしようとしており、この点に学術上の特色がある。また、中国、韓国、台湾、ベトナムは近年わが国が受け入れている外国人留学生の出身国として上位5か国に含まれており⁽¹⁸⁾、インドやエジプト、ブラジルといった地域の大国とともに、今後これらの国と交流を進めていくうえでの基礎情報を提供することにもなる。本書を通じて得られる各国の学位制度に関する知見は、この点で広く共有される意義があり、またわが国の高等教育研究に新たな示唆を与えることが期待される。

最後に、本書の対象国を「後発国」とすることについて説明しておきたい⁽¹⁹⁾。現在最も一般的な国民国家という国のあり方は、19世紀初頭までにイギリス、フランス、アメリカで成立しており、その後世界各地に広がっていった。国民国家という国のあり方は、当初は国民国家の持つ軍事的、政治的、経済的優越性から進んで模倣の対象とされたが、第一次大戦後になると新たな国が「模倣すべき対象」だとか、「国際社会に加わるために採用し

なければならぬ統治形態の規範」だとみなされるようになった⁽²⁰⁾。このように国民国家モデルが世界的に普及するなかで、国家は、規模や程度に違いはあるにしても、形式として相互に同型であることが求められる。本書との関連から強調したいのは、このように国民国家というあり方や考え方が導入される時、憲法や議会などとともに、近代的な学校制度も国が当然備えているべき制度の一つだと考えられたということである。そして、その学校制度には大学制度や学位制度も含まれる。このような理解のもと本書では、先行して近代的な制度を整えてきた国ぐに以外で、それらの国の制度を直接取り入れたり間接的に参照したりして自国の体制を整備した国ぐにの総称として「後発国」という語を用いている⁽²¹⁾。なお、以上の説明からも明らかだと思われるが、この語には、あくまでも国民国家という統治の形態に向けた整備や近代化への取り組みを先行する国ぐによりも遅れて開始したという意味しか与えていないことには留意いただきたい。

<注>

- (1) ジョセフ・ベン＝デービット（天城勲監訳）『学問の府 原典としての英仏独米の大学』サイマル出版会、1982年、15頁。
- (2) P.G.アルトバック（馬越徹監訳）『比較高等教育論』玉川大学出版部、1994年、13頁。
- (3) 杉本均編『トランスナショナル高等教育の国際比較－留学概念の転換』東信堂、2014年などを参照のこと。
- (4) M.トロウ（喜多村和之編訳）『高度情報社会の大学－マスからユニバーサルへ』玉川大学出版部、2000年、135頁。
- (5) 安原義仁執筆「学位」日本比較教育学会編『比較教育学事典』東信堂、2012年、79頁。
- (6) たとえば日本ではいわゆる論文博士の制度がある。これは、博士課程を修了することなく、大学院を置く大学が「当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し」（「学位規則」第4条第2項）で博士の学位を授与することができるものである。また国によっては、研究機関で学位が授与されることもある。
- (7) 安原、前掲文献、2012年、79頁。
- (8) 横尾壮英『大学の誕生と変貌－ヨーロッパ大学史断章』東信堂、1999年、46-47頁。
- (9) 同上。
- (10) 濱中義隆執筆「学位授与権」児玉善仁・赤羽良一・岡山茂・川島啓二・木戸裕・斉藤泰雄・館昭・立川明編集『大学事典』平凡社、2018年、264頁。
- (11) 赤羽良一執筆「学位と称号」同上書、74頁。
- (12) 同上。

- (13) 同上。
- (14) 安原、前掲文献、2012年、80頁。
- (15) たとえば、中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（2018年11月26日）（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360.htm、2018年11月27日最終確認）でも、「学位等の国際通用性の確保」が謳われている。
- (16) ここで仮説的に述べたことは、必ずしも本書でいう「後発国」のみにあてはまるわけではない。先行して制度を整えた国であっても同様の変化が生じていると考えられる。ただ、そうした国の制度については本文でも言及した先行研究があるため、本書では特に取り上げないことにした。
- (17) 中国の学位制度に関してはたとえば、王忠烈（苑復傑訳）「中国における学位制度の現状と展望」『学位研究』第4号、学位授与機構、1996年、79-86頁、楠山研「学問学位と専門職学位」南部広孝編『文革後中国における大学院教育』（高等教育研究叢書69）広島大学高等教育研究開発センター、2002年、72-84頁、南部広孝「中国の高等教育における職業教育と学位」『高等教育における職業教育と学位—アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・中国・韓国・日本の7か国比較研究報告—』（大学評価・学位授与機構研究報告第2号）独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、2016年、115-132頁などがある。また、韓国の学位制度に関する先行研究としてはたとえば、鄭碩九・森利枝「韓国の国家平生教育振興院の使命と機能—単位銀行制と独学学位制について—」『大学評価・学位研究』第14号、2013年、1-17頁、石川裕之「韓国における高等教育における職業教育と学位」前掲『高等教育における職業教育と学位—アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・中国・韓国・日本の7か国比較研究報告—』、2016年、133-153頁がある。
- (18) 文部科学省編『平成29年度 文部科学白書』日経印刷株式会社、2018年、388頁。
- (19) 以下の説明は、佐藤成基『国家の社会学』青弓社、2014年、特に第12章「国家のグローバル化」（231-248頁）を参照した。
- (20) 同上書、239頁。
- (21) 「後発国」という語は、たとえばR.P.ドーア（松居弘道訳）『学歴社会 新しい文明病』（岩波モダンクラシックス）岩波書店、2008年などにも見られる。同書でこの語は、原著の「late developer(s)」の訳語として用いられている。

第1章 韓国における学位制度

石川 裕之・全 京和

1. 歴史的概観と高等教育の基本制度

大韓民国（以下、韓国）は、1948年に朝鮮半島南部に成立した共和制国家である。韓国は1910年から1945年まで日本の植民地支配を受け、独立後もアメリカと旧ソ連による分割統治、南北に分かれての政府樹立、さらに朝鮮戦争による多数の人命喪失と国土の荒廃など困難な状況が続いた。しかし1965年の日本との国交樹立を一つの契機として、1960年代後半以降「漢江の奇跡」と呼ばれる高度経済成長を成し遂げた。1988年にはソウルオリンピックを成功させ、1995年には世界貿易機関（WTO）に加盟、翌1996年には経済協力開発機構（OECD）に加盟するなど国際社会においても存在感を高めた。ところが、1997年にはアジア通貨危機の直撃を受けて国家がデフォルト（債務不履行）寸前にまで追い込まれ、一時は国際通貨基金（IMF）の管理下に入ることを余儀なくされた。その後、韓国経済はV字回復を果たした。しかしアジア通貨危機で味わった苦い経験は、グローバル化に対応できなければ国が潰れるかもしれないという強い危機感を韓国社会全体に植えつけることになった。このできごとはその後の高等教育政策の方向性にも大きな影響を与えている。

韓国の高等教育もこうした国家発展の流れとともに発展・変化してきた。特に1990年代に入ると、民主化の進展に伴い大学設置や入学定員に関する規制が大幅に緩和され、韓国の高等教育は急激な量的拡大を遂げた。2017年時点の高等教育就学率は67.6%であり¹⁾、今や韓国は10名に7名近くが高等教育段階まで進学する社会となった。ここでは、韓国の高等教育に見られる大きな特徴として次の3点を指摘しておこう。第1に、機関の種類の多様さを挙げることができる。韓国には「大学」（4～6年制の一般大学を指す。以下、一般大学）、「産業大学」、「教育大学」、「専門大学」、「遠隔大学（放送大学・通信大学・放送通信大学及びサイバー大学を含む）」、「技術大学」、「各種学校」、「社内大学」、「専攻大学」、「技能大学」の計10種類の高等教育機関が存在している。各種学校を除けばすべて「大学」の名称を冠している点や、一部教育部長官（日本の文部科学大臣に相当）の指定・認可が必要なものの、各種学校を含むすべての高等教育機関において何らかの学位課程を運営することが可能な点も特徴である。

第2に、そうした種類の多さにもかかわらず、量的側面から見ると韓国の高等教育は一般大学と2～3年制の職業系短期高等教育機関である専門大学の二本柱から成り立ってい

る。2017年時点で高等教育機関（大学院課程を除く）に所属する学生の65.9%が一般大学に、同じく21.8%が専門大学に所属している²⁾。これら二つの種類の機関だけで全体の9割近い学生を収容しているのである。

第3に、大学院の種類が三つに分かれており、それぞれ目的や開設できる学位課程が異なる（高等教育法（2018年4月17日一部改正）第29条の2）。学術研究を主とする「一般大学院」は碩士課程（日本の修士課程に相当）及び博士課程の開設が可能であり、専門職業分野の人材養成のための「専門大学院」は碩士課程が主だが、博士課程も開設可能である。有職者や一般成人の継続教育のための「特殊大学院」は碩士課程のみ開設可能である。また、高等教育機関の種類によって設置できる大学院の種類も異なっている。一般大学では3種類すべての大学院を設置でき、教育大学と産業大学では専門大学院及び特殊大学院を設置できる。さらに、遠隔大学では特殊大学院を設置でき、大学院大学では専門大学院と特殊大学院のどちらか一方を設置できる。以上のように、大学院の種類と開設可能な学位課程の関係や、高等教育機関の種類と設置可能な大学院の種類の関係は複雑である。ただし、一つ明らかなのは、高等教育のメインストリームである一般大学が最も多くの種類の学位課程と大学院を置くことができるようになっている点である。次に、学位制度の歴史的変遷について見ていこう。

2. 学位制度の歴史的変遷

韓国において初めて学位に関する規定ができたのは、1949年に制定された「教育法」（以下、旧教育法とする）においてであった。そこには、「大学〔師範大学（2年制師範大学を除く）を含む〕において4年以上在学し、一定の試験に合格した者は学士と称する。大学校（大学院を置く単科大学を含む）においては博士その他の学位を授与することができる」（同法（1949年12月31日制定）第115条）とある。条文冒頭の「大学」とは単科大学と総合大学の両方を含み、その後続く「大学校」とは総合大学を指す（以下、引用文中等を除きすべて大学と表記する）。この条文を見ると、学士については当初称号に当たるものであった可能性もある。また、条文のなかで碩士学位について言及されていないが、碩士学士が当初から存在したかも不明である。ただし、1952年に制定された旧教育法施行令には、当初から「学位は学士・碩士・博士と名誉博士の4種とする」（同施行令（1952年4月23日制定）第128条）とあるし、1968年には旧教育法のなかでも学士が正式な学位として扱われ、碩士についての言及もなされるようになっている（同法（1968年11月15日一部改正）第115条）。したがって、早ければ学位制度ができた当初から、遅くとも1960年代末には、「学士・碩士・博士・名誉博士」という学位制度の基本類型ができあがっていたと見ることができる。

また、上述した通り、旧教育法には制定時から「大学校（大学院を置く単科大学を含む）においては博士その他の学位を授与することができる」という条文があったことから、学

位制度ができた当初から学位授与権は各大学にあったと考えられる。ただし旧教育法施行令には、「学位は総長または学長が授与し、博士と名誉博士に限っては文教部長官の承認を要する」（同施行令（1952年4月23日制定）第130条）という条文があり、学位制度ができた当初、博士学位と名誉博士学位の授与に際して現在の教育部長官に当たる旧文教部長官の事前承認を必要としたことがわかる。さらに、1960年代以降は学士学位や碩士学位についても国家の統制が強くなり、授与者名簿を事前に教育部長官に提出したり、事後登録したりすることが義務づけられるようになった^③。こうした条項はその後徐々に緩和されていったが、外国で取得した博士学位以外の学位の登録が免除されるようになるのはようやく2000年代前後になってからであったし、外国で取得した博士学位については現在も教育部長官への申告義務がある（高等教育法（2018年4月17日一部改正）第27条）。このように、学位授与権は当初から各大学が有しているとはいえ、高等教育の質保証や高度人材の把握・管理という目的からか、韓国では国家が学位授与に直接・間接的に関与してきたという歴史的経緯が存在している。こうした経緯に鑑みると、韓国においては学位授与権の源泉が国家にあり、それが大学設置認可を通じて各大学に委託されていると捉えることも可能であろう。なお、いわゆる論文博士の授与についても当初認められていたが、1971年にこれに関する文言が条文から削除され、1975年に改正前の条文の効力が消滅したことで論文博士制度は完全に消滅している^④。

その後1990年代に入ると、上述した通り、韓国の高等教育は急激な量的拡大を遂げた。この時期の量的拡大を一般大学とともに担ったのが専門大学である。1990年代の10年間に一般大学の学校数は1.5倍、入学定員は1.6倍増加したが、専門大学についても学校数で1.4倍、入学定員で2.3倍増加している^⑤。こうして高等教育を支える二本柱の一つとなった専門大学からは、卒業生への学位授与に関する要求が出されるようになった。その結果、1997年には専門大学卒業生に授与される新たな学位として、「専門学士」が登場した^⑥。その後現在に至るまで、韓国の学位制度は「学士・専門学士・碩士・博士・名誉博士」の5類型が基本となっている（高等教育法（2018年4月17日）第35条及び第50条）。

3. 学位をめぐる国レベルの規定と学位授与状況

（1）学位に関する規定

現行の高等教育法に定められた学位は、上述した通り、学士・専門学士・碩士・博士・名誉博士の5類型である。碩士学位と博士学位にはさらに、学術学位（一般大学院及び一部の専門大学院で授与）と専門学位（専門大学院及び特殊大学院で授与）という下位分類が存在する（高等教育法施行令（2018年10月18日一部改正）第46条）。学士と専門学士の学位の種類（学位の名称）については各大学の学則で定められることになっており、碩士学位と博士学位の種類と表記方法については「学位の種類及び表記方法に関する規則」

(教育部令) で定められている。碩士学位と博士学位のうち學術学位の種類は同規則別表に準拠し、専門学位の種類は各大学の長が学則で定めることになっている(同規則(2015年12月31日他法改正)第2条)。なお、名誉博士の学位を授与できるのは博士課程を持つ大学院を設置する大学に限られており(高等教育法(2018年4月17日一部改正)第35条第5項)、碩士課程のみ開設可能な特殊大学院では授与することができない。

各学位が授与される課程の標準修学年限も高等教育法に定められており、学士課程が4年以上6年以下、専門学士課程が2年以上3年以下、碩士課程が2年以上、博士課程も同じく2年以上となっている(同法(同上)第31条、第48条ほか)。

(2) 学位授与の状況

学士や専門学士の授与者数は学士課程以下の大卒者数とほぼ一致する。そこで以下では、大学院課程の学位授与者数について見てみよう。韓国の大学院課程は学士課程に連動する形で拡大してきた。修士課程修了者は1981年の7,940名から2013年の4万2,928名へと6.7倍に増加し、博士課程修了者は1981年の589名から2013年の1万2,625名へと21.1倍に増加している⁽⁷⁾。表1-1は2000年代以降の韓国国内の大学院における碩士及び博士学位の授与者数の推移を示したものである。これを見ると、2000年代に入ってから学位授与者数は増加を続け、2017年には10万名近くの碩士・博士が輩出されていることがわかる。碩士学位授与者数は2000年から2017年にかけて1.8倍に、博士学位授与者数は同じく2.3倍に増加している。特に専門大学院や特殊大学院における専門学位の授与者数の増加がめざましい。

表1-1 国内の大学院における碩士及び博士学位授与者数の推移

		2000	2005	2010	2015	2016	2017
一般大学院	碩士	25,407	27,654	29,514	31,953	31,947	32,846
	博士	6,152	8,444	9,883	11,999	12,802	13,228
	小計	31,559	36,098	39,397	43,952	44,749	46,074
専門大学院/ 特殊大学院	碩士	21,819	40,785	47,814	49,711	49,513	50,673
	博士	1	158	659	1,078	1,080	1,088
	小計	21,820	40,943	48,473	50,789	50,593	51,761
大学院全体	碩士	47,226	68,439	77,328	81,664	81,460	83,519
	博士	6,153	8,602	10,542	13,077	13,882	14,316
	合計	53,379	77,041	87,870	94,741	95,342	97,835

注1：大学附設大学院及び大学院大学を含む。

注2：各年の学位取得者数は前年8月と当該年2月に学位を取得した者の数。

出典：教育部、韓国教育開発院『2017 整理された教育統計』韓国教育開発院、2017年、42頁。

また、韓国では海外での博士学位取得者も多く、たとえば 2014 年にアメリカで博士学位を取得した韓国人は 1,286 名で、中国人、インド人に続く第 3 位である⁽⁸⁾。これは、韓国国内で海外、特に欧米の博士学位の威信が高く、有力大学のアカデミックポストに就こうとする場合は海外の博士学位がほぼ必須となることが関係していると考えられる⁽⁹⁾。

なお、韓国には高等教育法ではなく特別法にその法的根拠を持つ高等教育機関が設置されており、それらの機関でも学位が授与されている。こうした機関は一般的に「特殊大学」と呼ばれている。以下、韓国の学位制度に見られる特徴的な事例の一つとして、特殊大学における学位授与に触れておきたい。

(3) 特殊大学における学位の授与

特殊大学は、国家的な目的に応じて特別法に基づき設置される高等教育機関であり、原則として国立となっている。特殊大学には教育部以外の部処（日本の省庁に相当）が所管する機関も多いため、日本の省庁大学校に近いものと考えられる。ただし日本の省庁大学校と大きく異なるのは、特殊大学の卒業生には一般の大学の卒業生と同等の学歴が認められ、それに応じた学位が授与される点である。特殊大学のカリキュラムの内容はその設置目的に応じ専門特化されているものの、その構成や運営方法は一般の大学の学位課程と類似している。

特殊大学の種類は大きく三つに分類できる。第 1 に、「学術・研究を行う教育機関」である。たとえば、韓国トップクラスの理工系教育・研究機関である KAIST（科学技術情報通信部所管）や韓国学の教育・研究に特化した韓国学大学院（教育部所管の韓国学中央研究院に附設）、農水産分野のリーダー養成を目的とする韓国農水産大学（農林畜産食品部所管）などが含まれる。第 2 に、「国防・治安に関する人材を育成する教育機関」である。たとえば、警察幹部の育成を目的とする警察大学（警察庁所管）や陸・海・空軍将校の育成を目的とする士官学校（国防部所管）、国家安全保障に関する高度専門人材の育成を目的とする国防大学（国防部所管）などを挙げることができる。そして第 3 に、「芸術・文化に関する人材を育成する教育機関」である。このカテゴリーには芸術分野のエリート養成校である韓国芸術総合学校（文化体育観光部所管）や文化遺産の保存・管理に関する高度専門人材養成を目的とする韓国伝統文化大学（文化財庁所管）などが含まれる。以下では、「国防・治安」に関する教育を行う警察大学と士官学校を事例に、学位授与のための要件等について見ていこう。

①警察大学

警察大学は、1979 年に制定された「警察大学設置法」に基づき 1981 年に設立された、警察庁所管の教育・研修機関である。警察大学のカリキュラム構成は一般の大学と類似しており、1 年次には共通課程を履修し、2 年次への進学時に所属学科を決めることになる。

また3年次からは専攻科目を履修し、学位授与のためには4年間で計174単位の履修が必要となる(教養科目27単位、専攻基礎科目85単位、専攻科目30単位)⁽¹⁰⁾。卒業時には、学科や専攻によって、法学または行政学の学士学位が授与される。さらに、2017年度には上級教育機関として治安大学院が設置され、法学または行政学の碩士・博士学位も取得できるようになった⁽¹¹⁾。

②士官学校

士官学校は、「士官学校設置法」に基づき、陸・海・空軍将校の育成に必要な教育を行うため各軍に設置された国防部所管の教育機関である。士官学校設置法の制定は1955年のことであるが、士官学校のなかには同法制定以前からの歴史を持っている学校もある。士官学校には表1-2に示した学校が含まれ、このうち国軍看護士官学校を除く学校では卒業とともに軍事学士に加え文学、理学、工学などの学士学位を取得することができる。士官学校の在学者は軍事学科に加えてもう一つの専攻を履修することになるが、4年制課程の場合、1年次の学期末に専攻を選び、2年次に専攻基礎科目を、3年次に専攻必修科目を履修する。また、国軍看護士官学校のカリキュラムは一般の大学の看護学科と同じ内容になっており、卒業までに韓国保健医療人国家試験院が実施する看護師国家試験に合格することが必要となる⁽¹²⁾。なお、軍事学は伝統的な学問分野には属さないと言えるが、韓国では応用的または学際的な学問として軍事学(専門職学位)を捉えることがある程度認められている⁽¹³⁾。

表1-2 士官学校の種類と取得可能な学位

学校の種類	学位
陸軍士官学校	軍事学士+文学、理学、工学のなかから一つの学士
空軍士官学校	軍事学士+文学、理学、工学のなかから一つの学士
海軍士官学校	軍事学士+文学、理学、工学のなかから一つの学士
陸軍3士官学校	軍事学士+文学、理学、工学のなかから一つの学士
国軍看護士官学校	看護学士(教職課程履修者の場合、保健教員免許)

注:陸軍3士官学校は2年制課程となっており、新入生は募集せず編入学の形で学生を選抜する。

出典:士官学校設置法施行令(2017年9月5日他法改正)第29条、陸軍3士官学校設置法施行令(2017年9月5日他法改正)第17条、国軍看護士官学校設置法(2017年3月21日他法改正)第9条をもとに筆者作成。

以上、特殊大学における学位授与について見てきた。諸外国の場合、韓国の特殊大学に類するような教育機関では学位が授与されないか、あるいは卒業後に外部の審査機関を通して申請を行うことで学位が授与されるケースが多い⁽¹⁴⁾。一方で特殊大学の場合、大学自体が学位授与権を有しており⁽¹⁵⁾、当初は教育部の同意を得てという前提条件が付されてい

たものの、各大学の設置法制定当初から卒業生への学位授与が可能であった⁽¹⁶⁾。

4. 機関レベルにおける学位授与のプロセス

以下では、機関レベルにおける学位授与のプロセスについて探る手がかりとして、国立大学法人ソウル大学校（以下、ソウル大学）の学位授与に関する規定⁽¹⁷⁾を見ていこう。ソウル大学において学士課程を修了し、学位を取得するためには、規定の授業年限の間在学し、所定の科目及び単位（130 単位以上）を履修したうえで、卒業論文またはそれと同等の実績審査（総合試験、実技発表、実験実習報告など）に合格する必要がある。

一方、大学院の碩士課程や専門大学院課程を修了するためには、2 学期以上在籍し、24 単位以上を修得することが基礎的な条件となる⁽¹⁸⁾。さらに、この条件を満たした者のうち、論文資格試験に合格し、そのうえで論文審査または口頭試問に合格し、審査委員の最終承認を受けた論文を所属大学院の長に提出した者に対して碩士学位が授与される⁽¹⁹⁾。碩士学位論文の審査委員会は、委員長、副委員長を含む 3 名以上で構成されるが、論文指導教員を委員長にすることはできない。審査委員は、博士学位を持つ学内の教授、副教授（日本の准教授に相当）、助教授（日本の助教に相当）、または学科・学部長あるいは専攻主任の推薦を受けた学外の専門家の中から、所属大学院学事委員会の審議を経て選ばれる。論文審査の合格には審査委員 3 分の 2 以上の賛成が必要である。口頭試問は論文審査と一緒に行われ、合格のためには 100 点満点中平均 60 点以上をとる必要がある。

さらに、大学院の博士課程を修了するためには、2 学期以上在籍し、36 単位以上を修得することが基礎的な条件となる。さらに、この条件を満たした者のうち、論文資格試験に合格し、そのうえで論文審査または口頭試問に合格し、審査委員の最終承認を受けた論文を所属大学院の長に提出した者に対して博士学位が授与される。博士学位論文の審査委員会の構成や委員の選定手続きについては、委員の数が 5 名である点以外碩士学位審査と同様である。ただし、論文審査の合格には審査委員 5 分の 4 以上の賛成が必要となっており、碩士の場合よりもハードルが高くなっていると言える。口頭試問も碩士学位の場合と同様に論文審査と一緒に行われるが、合格のためには 100 点満点中平均 70 点以上をとる必要があるなど、やはり基準がやや厳しく設定されている。博士学位の授与は、大学院委員会の出席委員 3 分の 2 以上の賛成をもって決定され、博士学位を授与された者は高等教育法施行令第 51 条に基づき、学位を受けた日から 1 年以内に大学の長が定める事項に沿って学位論文を公表せねばならない。

以上から、ソウル大学における学位取得のための諸条件をまとめたものが表 1-3（次頁）である。ソウル大学では、事実上「課程修了＝学位の取得」という状況であるものの、規定のうえでは課程を修了した者に対して論文等の提出の資格が与えられ、論文等に対する審査結果に基づいて学位が授与されると定められている。学士学位について卒業論文に限らず、それと同等とみなされる総合試験等によって最終審査が行われるが、碩士・博士学

表 1-3 ソウル大学における学位取得のための諸条件

	学士	碩士	博士
科目履修	130 単位以上	24 単位以上	36 単位以上
成績	成績の平均と主専攻、複数専攻、副専攻、連合専攻の成績平均が各 2.0 以上	全教科目及び専攻教科目の成績平均が各 3.0 以上	全教科目及び専攻教科目の成績平均が各 3.0 以上
論文資格試験	—	外国語及び総合試験（各 100 点）で 60 点以上獲得	外国語及び総合試験（各 100 点）で 70 点以上獲得
学位論文	卒業論文、総合試験、実技発表、実験実習報告などに合格	審査委員会による審査通過	審査委員会による審査通過

出典：筆者作成。

位については依然として論文によって最終審査が行われるといった違いがある。また、碩士・博士学位については論文提出の前提条件として論文資格試験に合格する必要がある点も特徴として挙げられる。

5. 近年の改革動向

韓国における学位制度に関する改革は、1990 年代以降活発になっている。紙幅の都合により詳細については割愛するが、たとえば独学学位制の導入⁽²⁰⁾、職業学位である専門学士の新設、主専攻・副専攻 (major & minor) や複数専攻 (dual / multiple major)、連係専攻 (extended major)、融合専攻 (convergence major) など学科・学部等の組織の枠を越えた多様な学位プログラムの増加、外国大学との連携・協約による共同名義の学位 (joint degree) や複数学位 (dual degree) の授与などが挙げられる。また、専門大学においても継続教育課程である「学士学位専攻深化課程」を設置することで学士学位の授与が可能になったり、医療系学科については特例的に 4 年制の学士課程の設置が認められたりするなど、特に 2000 年代以降は「専門大学＝専門学士の授与機関」という構図が成り立たなくなってきた。

以上のような改革動向をひと言で表すならば、学位授与の基準が、従来のように学習の場所（どういった種類の教育機関で学習したか、どの学部・学科で学習したか等）や学習の時間（4 年制課程か、2～3 年制課程か等）に依拠したものから、学習の内容（どのようなプログラムを履修したか、どのような経験をしたか等）やその成果（基準となる成績に達したか、どのような資格を取得したか等）に依拠したものへと変化しつつあるということである。こうした変化を示す特徴的な事例として、以下では単位積み上げ型の学位授与制度について見ていこう。

韓国における単位積み上げ型の学位授与制度は「単位銀行制」(credit bank system)⁽²¹⁾と呼ばれ、1998年に試験的運用が始まった。その背景としては、1990年代以降に韓国で生涯学習社会の実現をめざした動きが本格化したことがある⁽²²⁾。1992年の社会教育法の制定、1997年の教育基本法制定における国民の学習権としての生涯教育⁽²³⁾を受ける権利の確認、社会教育法の発展的解消による1999年の生涯教育法の制定など、この時期、生涯教育に関する法整備が大きく進展した⁽²⁴⁾。そこでめざされたものは、誰でも、いつでも、どこでも望む教育を受けることができる「開かれた教育体制のための制度的な基盤の構築」であった。単位銀行制もこうした動きのなかから登場したもので、学校外での学習や正規課程外での学習を含む様々な学習体験を評価して高等教育における単位(credit)として認定し、それを一定以上積み上げた成果を示すものとして学位を授与する制度である。

単位銀行制に関する全般的な事項は「単位認定等に関する法律」に定められているが、具体的なカリキュラム編成・運営に関する基準は「単位銀行制標準教育課程」(教育部告示)に規定されている。現行の「第22次標準教育課程」(2017年10月1日告示)は、表1-4の通り、学士学位が取得できる24の専攻と、専門学士が取得できる13の専攻から構成されている⁽²⁵⁾。「単位認定等に関する法律」第3条に基づき、教育部長官からこれらの専攻に関する課程・科目の開設を認められている教育訓練機関の数は現在435カ所存在している。そのなかには、大学附設の生涯教育施設や一般の生涯教育施設(遠隔教育施設を含む)、職業訓練機関など多様な種類の機関が含まれている。ただし、このうち大学附設の生涯教育施設が199機関と最も多く、全体の45.7%を占めている⁽²⁶⁾。

表1-4 単位銀行制の専攻と取得可能な学位

学士	家庭学、看護学、経営学、経済学、工学、観光学、広告学、軍事学、舞踊学、文学、文献情報学、美術学、美容学、法学、保健学、捜査学、神学、芸術学、音楽学、理学、体育学、ファッション学、海洋学、行政学
専門学士	家庭専門学、経営専門学、工業専門学、観光専門学、軍事専門学、農業専門学、産業芸術専門学、言語専門学、生命産業専門学、芸術専門学、行政専門学、体育専門学、医療専門学

出典：教育部『学点銀行制－第22次標準教育課程－』教育部、2017年、4頁をもとに筆者作成。

それでは、単位銀行制を通じて毎年どれくらいの者が学位を取得しているのでしょうか。2017年に単位銀行制を通じて学位を取得した者の数は、学士と専門学士を合わせ7万162名であった⁽²⁷⁾。これは同年の高等教育機関卒業者のおおよそ1割に相当する規模である⁽²⁸⁾。また、これまでの学位取得者の累計は70万3,042名となっている(2018年2月時点)⁽²⁹⁾。制度ができてから約20年の間に累計70万名以上に学位を授与し、毎年高等教育機関卒業者の1割相当の学位授与者を輩出する単位銀行制は、学位取得のための制度として韓国の

高等教育及び生涯教育に根付いており、一定のプレゼンスを有していると言える。

単位銀行制によって学位を取得する場合、学士学位については140単位以上、専門学士学位（2年制課程）については80単位以上、専門学士学位（3年制課程）は120単位以上の認定を受けることが必要である。単位銀行制で取得する学位は、教育部長官または大学等の教育機関の長から授与される。ただし後者の場合、学位取得に必要な単位数のうち一定数以上を当該大学等において履修しなければならないため⁽³⁰⁾、ややハードルが高い。実際、2017年に単位銀行制を通じて学位を取得した者のうち9割以上が教育部長官名義の学位を授与されており⁽³¹⁾、単位銀行制によって取得する学位のスタンダードは教育部長官名義、すなわち大学等を経ずに国家が直接個人に授与する形の学位となっている。

単位銀行制による学位取得のプロセスは次の通りである。単位銀行制を通じて学位を取得しようとする者はまず、同制度を主管している国家生涯教育振興院に学習者としての登録を申請しなければならない。学習者として登録された後は、上述した教育訓練機関で開設されている課程・科目を履修したりして学習経験を積み、それを同院に申請することで単位として認定してもらう（教育訓練機関等を通じた申請も可能）。このプロセスを繰り返すことで学位取得に必要な単位を揃えた学習者は、いよいよ同院に学位授与の申請を行うこととなる。学習者から学位授与の申請があると、国家生涯教育振興院のなかに評価委員会が構成され、評価のプロセスに入る。そこで評価認定結果（案）の報告を行い、単位認定審議委員会にて評価認定案が確定されれば、評価認定書を教育部宛に通知することで最終的に学習者に学位が授与される（「単位認定等に関する法律施行令」（2016年9月25日一部改正）第10条及び第12条）。

なお単位銀行制を活用した場合、上述した435カ所の教育訓練機関で開設されている課程・科目を履修する以外にも、国家・公認資格の取得や無形文化財の保有などを通じて単位修得と学位取得が可能となっている。たとえば、技術士や公認会計士、弁護士、建築士等の難関資格は45単位、国家技術資格である秘書1級資格は10単位、同じくワープロ資格は4単位として認定される⁽³²⁾。このように教育訓練機関で開設されている課程の履修や資格取得などを通じた多様な学習経験を組み合わせ、それらを単位として積み上げていくことで所定の学位を取得することができるようになっている。極端な例としては、高卒以上の学歴を持つ重要無形文化財保有者（文化財庁長指定）はその経験が140単位として認められるため、課程・科目の履修を一切せずとも学士学位の取得が可能である⁽³³⁾。

以上、韓国における学位制度について見てきたが、最後にその特徴について整理しておこう。第1に、韓国における学位の基本類型は伝統的に学士・碩士・博士・名誉博士の4類型であったが、1997年に専門大学卒業者に授与される職業学位として専門学士が登場したことで、学士・専門学士・碩士・博士・名誉博士の5類型となった。さらに、碩士学位と博士学位には、学術学位と専門学位という下位分類が存在している点も特徴的であった。なお、いわゆる論文博士制度は1970年代半ばに消滅していた。

第2に、学位制度ができた当初から学位授与権は各大学が有していた。ただし、国家が学位授与に直接的、間接的に関与してきた歴史的経緯から、学位授与権の源泉が国家に属しており、それが大学設置認可を通じて各大学に委託されていると捉えられる可能性も示唆された。

第3に、高等教育法に基づき設置される大学以外に、特別法に基づき設置される特殊大学も学位授与権を有していた。また、そこで授与される学位には、軍事学士のように伝統的な学問分野に属さない種類のものも含まれていた。

第4に、ソウル大学の事例では、機関レベルにおける学位授与のプロセスは事実上「課程修了＝学位の取得」という状況にあった。ただし、大学院課程においては依然として論文に基づく審査が重視されており、論文資格試験に合格することが論文提出の前提条件となっていた。

第5に、1990年代以降の学位制度改革の結果、学位授与の基準が従来のように学習の場所や時間に依拠したものから、学習の内容やその成果に依拠したものへと変化する流れにあった。こうした流れを象徴する単位銀行制においては、従来の高高等教育のように組織化された学習経験だけでなく、資格取得や無形文化財の保有といった個別化された学習経験までが単位認定の対象とされており、多様な学習経験を客観的な単位として可視化し、その成果を学位という形で証明するシステムとして機能していた。また、同制度によって授与される学位のほとんどは教育部長官名義であり、国家から個人に直接学位が授与される形となっていた点も特徴的であった。

なお本章では紙幅の都合上、単位銀行制以外の近年の学位制度に関する改革動向について詳しく触れることができなかった。また、特殊大学における学位授与と高等教育に関する一般的な法令・基準との整合性の問題や、国家による学位授与への直接的、間接的な関与の問題について十分に検討することができなかった。これらは韓国の学位制度の大きな特徴と言え、韓国社会において学位がどのように捉えられ、どのように機能しているかを探る際の重要な手がかりを示してくれるものと考えられるため、その詳細な検討については今後の課題としたい。

<注>

- (1) 教育部、韓国教育開発院『2017 整理された教育統計』韓国教育開発院、11頁。
- (2) 同上書、10頁をもとに筆者が計算した。
- (3) たとえば、「前項の規定によって学位（引用者注：学士及び碩士）を受ける者は、大統領令が定めるところによって、文教部に登録しなければならない」（旧教育法（1968年11月15日一部改正）第115条第2項）、「学位は総長または学長が授与し、博士と名誉博士に限っては事前に文教部長官の承認を受けなければならない、碩士と学士は文教部に

- 登録しなければならない」(旧教育法施行令(1965年12月22日一部改正)第130条)、「総長または学長は、卒業予定日(大学院の場合は修了予定日)の30日前に学士または硕士学位授与予定者名簿を文部部長官に提出しなければならない」(同施行令(1970年2月12日全部改正)第125条第1項)などの条文に基づく。
- (4) 「博士(韓国民族文化大百科事典)」(http://encykorea.aks.ac.kr/Contents/Index?contents_id=E0020736、2018年9月18日最終確認)。
 - (5) 「教育統計サービス(教育統計年報)」(<http://cesi.kedi.re.kr/>、2012年1月29日最終確認)。
 - (6) キム・ビョンジュ「専門大学修業年限多様化の争点と課題」『大学教育』第188号、韓国大学教育協議会、2015年、67頁。
 - (7) ソン・チャンヨン、イ・ウンヘ『大学院教育と労働市場関係のための学位制度改善方案』韓国職業能力開発院、2013年、2頁。
 - (8) キム・ヘンミ「アメリカ博士学位取得者現況－NSF、Survey of Earned Doctorates－」『KISTEP 統計ブリーフ』2016年第19号、韓国科学技術企画評価院、2016年、4頁。
 - (9) たとえば、2017年時点の一般大学専任教員の学位所持状況を見ると、有力大学が集中する首都圏の大学の専任教員の場合、博士学位所持者の48.1%が海外で博士学位を取得している(教育部、韓国教育開発院編『教育統計分析資料集－高等教育・就業統計編－』韓国教育開発院、2017年、85頁)。
 - (10) 「警察大学ウェブサイト(警察大学－教育－大学課程－概観)」(<http://www.police.ac.kr/police/police/html/edu/univ/opening.do?mdex=police79>、2018年10月23日最終確認)。
 - (11) 碩士課程については2018年度から、博士課程については2019年度から開設され、課程修了後には、捜査学、犯罪学、公共安全学、行政学、法学の碩士及び博士学位が取得できる見込みである(「警察大学ウェブサイト「治安大学院－学科及び教授紹介」<https://www.police.ac.kr/police/police/html/liv/pisinfo.do>、2018年10月23日最終確認)。
 - (12) 国軍看護士官学校広報パンフレット(<https://tapply.tonc.net/kafna/ebook/hongbo/JBook.htm>、2018年10月15日最終確認)。
 - (13) チャン・ヨンソン「第7章 軍事学の学問性の検討」軍事学学問体系研究委員会編著『軍事学の学問体系と教育体系に関する研究』陸軍士官学校花郎隊研究所、2000年、177-185頁。
 - (14) ただし、特殊大学に類するような教育機関において学位が授与されているケースもいくつか存在している。たとえばフランスでは、内務部長官の直属の独立機関として国立高等警察学校(Ecole Nationale Supérieure de la Police : ENSP)が設置されているが、それはグランゼコール(高等職業教育機関)の一つとして考えられ、卒業時に学位が授与されている(イ・ドンファン『警察大学運営革新方案に関する研究』延世大学校行政

大学院修士学位論文（警察司法行政専攻）、2011年、58頁）。また、旧ソ連でも軍事学校において学位（軍事学修士・準博士・博士）が授与されており、さらにアメリカでも高等軍事研究院（The School of Advanced Military Studies : SAMS）において軍事学の修士学位が授与されているといった事例が見られる（チャン・ヨンソン、前掲論文、2000年、177-185頁）。

- (15) たとえば、警察大学の学位記（授与される学位名が記された卒業証書）は大学の長の名義で出される（警察大学学則（2017年12月7日全部改正）別紙第2号書式）。なお、署名部分に「警察大学長 治安正監」のように役職が併記されているのは、治安正監（警察官として上から2番目の階級）が警察大学の学長に補職するためだと考えられる。
- (16) たとえば、警察大学卒業生への法学士または行政学士の授与については警察大学設置法が制定された1979年時点ですでに条文に示されているし（同法第7条）、士官学校卒業生への理学士の授与についても、士官学校設置法が制定された1955年時点ですでに条文に示されている（同法第8条）。
- (17) 詳細は、「ソウル大学ウェブサイト」（<http://www.snu.ac.kr/>）の以下のページを参照のこと（すべて2018年10月15日最終確認）。「学士課程修了－学籍－学事行政－教育－ソウル大学校」（<http://www.snu.ac.kr/course-complete/under>）、「学士課程卒業単位－学籍－学事行政－教育－ソウル大学校」（<http://www.snu.ac.kr/graduation-requirement/undergraduate>）、「大学院課程修了－学籍－学事行政－教育－ソウル大学校」（<http://www.snu.ac.kr/course-complete/graduate>）、「大学院課程卒業単位－学籍－学事行政－教育－ソウル大学校」（<http://www.snu.ac.kr/graduation-requirement/graduate>）。
- (18) 多くの大学院では24単位以上の修得が修了の条件となっているが、たとえば、保健大学院や環境大学院は33単位、行政大学院は36単位、国際大学院や経営専門大学院は45単位であるなど、修了に必要な単位数が異なる大学院も存在する。
- (19) ただし、歯医学大学院、経営専門大学院、医学大学院、法学専門大学院、工学専門大学院の長は、専門硕士学位を取得しようとする学生に対して、実績審査をもって学位論文に代替できる。
- (20) 独学者に学士学位取得の機会を与えることで生涯教育の理念を具現化し、個人の自己実現と国家・社会の発展に寄与することを目的として、1990年に導入された制度である。
- (21) 韓国語では「学点銀行制」。韓国において大学の単位（credit）は「学点」と呼ばれるが、本章ではすべて「単位」と表記する。
- (22) 鄭碩九、森利枝「韓国の国家平生教育振興院の使命と機能－単位銀行制と独学学位制について－」『大学評価・学位研究』第14号、2013年、1-17頁、パク・インジョン（研究責任者）『平生教育関連の制度改善に関する方案研究』教育科学技術部政策研究（2012-26）、2012年、i頁、35-36頁。

- (23) 韓国語では「平生教育法」。韓国において生涯教育は「平生教育」と呼ばれるが、本章ではすべて「生涯教育」と表記する。
- (24) 韓国で生涯教育の振興が国家の義務として規定されたのはさらに古く、1980年に成立したいわゆる第5共和国憲法においてである（大韓民国憲法（1980年10月一部改正）第29条第5項）。
- (25) なお、無形文化財の保有及び伝授教育による単位認定に関するカリキュラム編成・運営の基準については、別途「第10次国家無形文化財標準教育課程」（2017年10月1日告示）に示されている。
- (26) 「国家平生教育振興院学点銀行ウェブサイト（現況統計）」（https://www.cb.or.kr/creditbank/eduIntro/nEduIntro1_4_3.do、2018年11月2日最終確認）。
- (27) 「e-ナラ指標（学点銀行制及び独学学位制学位取得者現況）」（http://www.index.go.kr/potal/stts/idxMain/selectPoSttsIdxMainPrint.do?idx_cd=1558&board_cd=INDX_001、2018年10月15日最終確認）。
- (28) 「教育統計サービス（教育統計年報）」（<http://kess.kedi.re.kr/>、2018年11月5日最終確認）。
- (29) 教育部「2018年学点銀行制・独学学位制学位授与式開催－2万4千余名の成人学習者『教育部長官名義学位』取得－」教育部報道資料、2018年2月22日付、5頁。
- (30) 学士学位については140単位中84単位以上、専門学士学位（2年制課程）については80単位中48単位以上、専門学士学位（3年制課程）については120単位中65単位以上を当該大学等で履修し、認定される必要がある（「国家平生教育振興院学点銀行ウェブサイト（学位授与要件）」（https://www.cb.or.kr/creditbank/eduIntro/nEduIntro4_3.do、2018年11月2日最終確認））。
- (31) 教育部、前掲資料、2018年2月22日付、5頁。
- (32) 国家平生教育振興院「第21次資格学点認定基準」（国家平生教育振興院告示）、2018年9月17日、6頁。
- (33) 「国家平生教育振興院学点銀行ウェブサイト（学点認定対象－資格）」（https://www.cb.or.kr/creditbank/eduIntro/nEduIntro2_4_1.do、2018年11月5日最終確認）及び「国家平生教育振興院学点銀行ウェブサイト（学点認定対象－国家無形文化財）」（https://www.cb.or.kr/creditbank/eduIntro/nEduIntro2_6.do、2018年11月5日最終確認）。

第2章 中国における学位制度

南部 広孝

1. 歴史的概観と高等教育の基本制度

中華人民共和国（以下、中国と略）は、1949年に成立して以降、当初はソビエト連邦（当時）の指導と援助を受けつつ、中国共産党の主導により社会主義体制の確立を図るとともに、その体制のもとでの社会発展がめざされた。政治的には党が指導的役割を果たす社会主義的な体制が整えられ、それが今日まで継続されている。一方経済面では、当初計画経済体制の確立に向けて整備されたものの、1960年代半ばから約10年続いた文化大革命（以下、文革と略）が終結した1970年代後半以降は、党の活動方針を従来の階級闘争から経済建設へと転換させることが決定されて改革開放政策が採られ、1990年代からは経済体制が、それまでの計画経済体制から社会主義市場経済体制へと移行した。21世紀に入ると、経済成長とともに調和のとれた社会（原語は「和諧社会」）の構築が謳われるようになった。悠久の歴史を誇る中国ではあるが、今日まで続く政治的、経済的、社会的制度はこのように、20世紀半ばから形成され、維持されてきたのである。同時に、特に2001年に世界貿易機関（WTO）に加盟して以降は、グローバル経済との結びつきをさらに強めるとともに、様々な面で外国との交流がいつそう活発になっている。

今日の中国における高等教育制度は、機関と教育課程が複雑に入り組んだ構成になっている。教育課程は現在、大きく大学院課程、本科課程、専科課程からなり、このうち大学院課程はさらに博士課程、碩士課程（日本の修士課程に相当）に分けられる。本科課程は主として4年制で、学士課程段階に位置づけられる。そして、専科課程は2～3年制の短期高等教育の課程であり、職業教育に特化した課程の多くが含まれる。こうした教育段階とは別に、教育の目的や方法によって、普通高等教育、成人高等教育、軍事高等教育の三つの種類に分けることもある。このほか、1990年代末からはインターネットを利用した教育の提供も始まっている。本科課程や専科課程はこうした種類のいずれの教育でも置かれている。一方高等教育機関は、普通高等教育機関、成人高等教育機関、軍事高等教育機関に分けることができる。このうち成人高等教育機関には大学院課程が設置されていない。他方で、中国科学院など科学研究機関には大学院課程が開設されているものがある。そして、高等教育機関の名称には大学、学院、専科学校がある。大学や学院は一般に本科課程以上の教育を提供するが、専科課程段階の教育のみを提供する普通高等教育機関でも職業技術学院や職業学院などの名称を持つことがある。また、これらの名称は普通高等教育機

関、成人高等教育機関、軍事高等教育機関のいずれにも共通して用いられている。したがって、こうした名称だけから機関の種別やその機関が提供する教育課程の段階を把握するのは容易ではない。

2. 学位制度の歴史的変遷

中国では、中華民国期にすでに学位制度の導入と整備が行われた。1935年には国民政府によって「学位授与法」が制定され、同法では学士、碩士、博士の三つが学位とされた。学士学位は教育課程を終え、試験に合格した後、教育部の審査を経て授与され、碩士学位は大学または独立学院で2年以上研究し、資格試験に合格した後、碩士学位候補者としての試験の合格、教育部の審査を経て授与されることになっていた。博士学位は、大学または独立学院で2年以上研究し、資格試験に合格した後、教育部の審査を経て博士学位候補者となり、博士学位評定会による試験に合格すれば、国から授与されるとされていた。学術的に顕著な貢献があった者や、大学または独立学院で3年以上教授を務めた者も博士学位候補者になることができた。碩士学位と博士学位の候補者はいずれも、研究論文を提出することが求められていた⁽¹⁾。同じ年に「碩士学位試験細則」が、また1940年には「博士学位試験細則」が制定されて、具体的な実施方法が定められた。ただし、1935年から1949年までの14年間で、学士学位と200余りの碩士学位が授与されただけで、博士学位は授与されなかった⁽²⁾。

中華人民共和国成立後は、学位制度創設の必要性がしばしば訴えられ、学位に関する法規が何度か提案された。たとえば1950年代半ばには「中華人民共和国学位条例（草案）」が、また1960年代前半には「中華人民共和国学位授与条例（草案）」が起草された⁽³⁾。しかし、学位はブルジョア階級のものであるという観念も根強く存在し、また政治的変動に翻弄されて、学位制度の導入は結局、文革終結後、1980年に「中華人民共和国学位条例」が制定されてようやく実現した⁽⁴⁾。一方でこの間には、新しい社会主義国家にふさわしい大学院教育のあり方が模索され、大学に「研究部」が設けられて、中国語で「研究生」と呼ばれる大学院学生の教育が行われた。

1978年の中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議以後、鄧小平が中国科学院創立30周年記念式典で学位制度設立の必要性に言及するなど⁽⁵⁾、学位制度の導入に向けた雰囲気醸成された。1979年3月に中共中央から学位制度創設に関する指示が出されたことを受けて、教育部、国務院科技幹部管理局は連合して「学位小組」を組織し、改めて学位制度創設の検討を開始した。そして、同年12月にこの「学位小組」によって作成された「中華人民共和国学位条例（草案）」は、全国人民代表大会常務委員会法制委員会全体会議において一部修正が行われたものの、1980年2月国務院常務会議を審議通過し、第5期全国人民代表大会常務委員会第13回会議の審議通過を経て、1981年1月1日から「中華人民共和国学位条例」（以下、「学位条例」と略）として正式に施行された。そして、1980

年 12 月に、全国の学位授与活動を指導する部門として国務院学位委員会が設立された。また、1981 年には「中華人民共和国学位条例暫定実施規則」（以下、「実施規則」と略）が公布され⁶⁾、学位制度の基本的な枠組みが整えられた。そして、学位が「学士、碩士、博士の三つの級に分かれる」（「学位条例」第 3 条）と規定されたことに伴い、大学院教育が碩士課程、博士課程の二つの段階に分けられることになった。

1981 年時点で、本科課程を設置している普通高等教育機関が 500 校余り、大学院教育を行っている高等教育機関と科学研究機関がそれぞれ 300 校余り、300 か所余りあったが、条件が揃っておらず、質もばらつきがあったため、すべての機関に学位授与権を与えることはできないと考えられた⁷⁾。そのため、「学位授与機関の審査決定に関する原則と方法」に基づいて、機関の選別が行われた。学位授与機関として認められる具体的な条件を確認すると、学士学位を授与する機関には、①すべての科目を開設することができており、そのうち多くの科目が講師以上の職稱を有する教員によって担われ、教育の質がかなりよいこと、②実験科目が基本的に揃って開設されており、一定の質を有していること、③講師以上の職稱を有する一定数以上の教員が学生の卒業論文（卒業設計もしくはその他の卒業実践部分）作成を指導していること、④各項目の審査制度が健全であることが求められた。碩士学位を授与する機関には、①学術水準が高く教育研究で成果があり、科学研究に従事している教員（研究員）が指導教員を担当していること、②必修科目や専門理論科目など必要な科目を開設することができること、③大学院教育を実施する学問分野で科学研究プロジェクト等を有し、必要な実験設備や図書資料があること、④大学院学生の審査・管理制度が整備されていることが求められ、そして博士学位の授与機関については、①学術的に造詣が深く教育研究で成果があり、高い水準の科学研究に従事している教員（研究員）が指導教員を担当していること、②博士課程大学院学生が学ぶのに十分な条件を有していること、③大学院教育を実施する学問分野で学術水準の高い科学研究プロジェクト等を請けて、必要な実験設備や図書資料があること、④大学院学生の審査・管理制度が整備されていることが認可条件として示された⁸⁾。これらの条件に照らして 1981 年に学位授与権を有する機関が初めて決定されたが、このとき国務院の認可を経て学位授与権が認められたのは、学士学位授与機関は 458 校、碩士学位授与機関（科学研究機関を含む）は 358 校、博士学位授与機関（科学研究機関を含む）は 151 校だった。このときにはあわせて、それぞれの機関において学位を授与する学問分野が決められるとともに、博士課程の大学院学生を指導する資格を有する教員（以下、博士課程指導教師と略）1,155 名も選ばれた⁹⁾。

このように、中国では 1980 年代に入ってからすぐに学位制度が導入され、学位授与に関する仕組みが整えられた。この後は、学位授与機関の選定が進められて学位を授与することができる機関が徐々に増加するとともに、関連制度の整備や改革が進められた。

まず、学位授与権の付与や博士課程指導教師の認定に関する審査は、制度の導入にあたって国務院学位委員会によって組織され、実施されたが、そうした審査を行う権限が徐々

に下方委譲されるようになってきている。1980年代半ば、学位授与権をすでに有していて一定の条件を満たしている機関に対して、硕士学位の授与を新たに認める専攻（分野）の審査・認定権が試験的に委譲されることになった。1995年には、それまでに設立されていた省レベルの学位委員会に対して、同様の権限が委譲されることが決定された。一方、博士課程指導教師に関しても、1990年代半ばに審査・認定権の委譲が提案され、一定の条件を満たす博士学位授与機関において博士課程指導教師を自ら審査・認定する仕組みが制度的に整えられた⁽¹⁰⁾。

また、「学位条例」では、大学院教育をふまえた学位授与とともに、大学院教育の修了と同等の学力を有する者に対してコースワークを課すことなく硕士学位や博士学位を授与する制度に関する条文も含まれていた。この点について、1985年に国务院学位委員会によってその試験的実施が決定され、翌1986年には「在職者が硕士学位、博士学位を申請することに関する試行規則」が公布されて暫定的な規定が定められ、試験的に導入された⁽¹¹⁾。このとき定められた内容は、「大学院卒業と同等の学力を有する在職者に硕士学位、博士学位を授与することに関する暫定規定」（1990年）や、「大学院卒業と同等の学力を有する在職者に硕士学位、博士学位を授与することに関する暫定規定」（1998年）など後の規定にも引き継がれ、この制度は現在まで運用されてきている⁽¹²⁾。たとえば、1998年の暫定規定によれば、このルートを通じて学位を取得するためには、硕士学位の取得を申請する場合、①申請者から提出される書類や研究成果、申請者の所属組織が提出する本人の実績や能力に関する資料等による資格審査、②実績の評価と国及び高等教育機関が実施する試験による、同等の学力を有することの認定、③学位論文の認定といった手順を踏むことになっている⁽¹³⁾。

さらに、学位の種類として、学術学位に加えて専門学位（原語は「專業学位」）の試験的な導入が行われている。早くも1980年代半ばには一部の工学系高等教育機関が「工程碩士」の試験的養成を始めたり、医薬系の機関が「臨床医学博士」の養成を始めたりした。1990年になると「工商管理碩士」（略称はMBA）の導入が国务院学位委員会によって決定され、翌年には関連通知が出されて、「工商管理碩士」の募集対象や試験的に実施する機関、養成活動等が定められた⁽¹⁴⁾。この後も専門学位の種類は増加していき、1996年にはそうした専門学位の設置と管理を促進させることを目的として、「専門学位の設置及び審査認可に関する暫定規則」が制定された。この規則では、専門学位について、「職業的背景を有する一種の学位であり、特定の職業における高レベルの専門人材を養成するために創設される」（第2条）とされ、「学士、碩士、博士の3級に分けられるが、一般に硕士学位レベルのみで創設し、各レベルの専門学位は、対応するわが国の現行の各レベルの学位と同じ段階に位置づける」（第3条）ことになっている。また、専門学位の名称表示を「××（職業領域）碩士（学士、博士）専門学位」とすることが定められた⁽¹⁵⁾。こうした法規の整備もあって専門学位の種類は増加しており、現在三つのレベルをあわせて47種類とな

っている（表 2-1）。碩士學位レベルだけでなく、博士學位レベルや學士學位レベルでも設置されていることが見て取れる。

表 2-1 専門学位の種類

専門学位	種類
博士専門学位	教育、獣医、臨床医学、口腔医学、工程、中医
碩士専門学位	金融、応用統計、税務、国際商務、保険、資産評価、審計、法律、社会工作、警務、教育、体育、漢語国際教育、応用心理、芸術、翻訳、新聞与伝播、出版、文物与博物館、建築学、工程、城市规划、農業、獣医、風景園林、林業、臨床医学、口腔医学、公共衛生、護理、薬学、中薬学、軍事、工商管理、公共管理、会計、旅游管理、図書情報、工程管理、中医
學士専門学位	建築学

出典：「碩士專業學位全解讀」（中国學位与研究生教育信息网、<http://www.cdgdc.edu.cn/xwyyjsjyxx/gjll/>、2018年8月31日最終確認）。

こうした学位授与に関する整備に加えて、学位の質の確保が制度導入当初から一貫して重視され、1980年代半ば以降、大学院教育の評価と一体的に、もしくは大学院教育の評価の一部として、授与された学位の質に関する評価が行われている。初期の取り組みの一つは、1986年から翌年にかけて行われた財政学、貨幣銀行学、国際金融の三つの専攻における評価である。このときには、各機関の自己評価、碩士課程卒業者に対する社会的評価、専門家グループによる実地検査などをふまえて、同グループが総合的に評価し、國務学位委員会に報告するという形式が採られた⁽¹⁶⁾。こうした個別分野での評価はそれ以降も続く一方で、1990年代後半になると、1992年以前に学位授与権が認められた専攻のうち、それまでに評価を受けていない組織に対して合格認定評価が行われたり、全国で優秀な博士論文を選定し表彰する制度が導入されたりした。後者については、第1回の選定活動が1998年5月から1年余りかけて行われた。このときは、800人余りの専門家が関わって、1995年から1997年に博士学位を取得した1万6,700編余りの論文を対象に、学位授与機関による推薦、省レベルの学位・大学院教育主管部門による第1次審査、全国レベルでの専門家による評議、専門家会議による再審査という4段階を経て選定が進められ、最終的に100編が選ばれた⁽¹⁷⁾。このような評価活動は現在まで継続して実施されている。たとえば2010年には、2006年の定期評価で整備が求められた学位授与単位の再評価が行われ、71のうち八つについては学位授与権を取り消すことが決められた⁽¹⁸⁾。

3. 学位をめぐる国レベルの規定と学位授与状況

次に、学位をめぐる現行の規定を確認する。ここでは、2004年に全国人民代表大会で改正された後の「学位条例」⁽¹⁹⁾を主たる手がかりとする。

まず、学位の種類は、先にも述べたように「学士、碩士、博士の三つ」（「学位条例」第3条）とされている。このうち、学士学位は、「高等教育機関の本科課程卒業生で、成績が優れていて、「当該学問分野の基礎理論と専門知識、基本技能を比較的しっかりと身につけていること」と「科学研究活動に従事するか、もしくは専門技術の業務を担う基本的な能力を備えていること」という二つの条件を満たしている者に与えられる（同第4条）。また、碩士学位は、「高等教育機関と科学研究機関の大学院学生、もしくは大学院課程の卒業と同等の学力を有する者で、碩士学位の科目試験と論文の口頭試問を通して成績が合格となり」、「当該学問分野において、揺るぎのない基礎理論と体系的な専門知識を身につけていること」と「科学研究活動に従事するか、もしくは独立して専門技術の業務を担う能力を備えていること」という二つの条件を満たしている者に与えられる（同第5条）。さらに、博士学位は、「高等教育機関と科学研究機関の大学院学生、もしくは大学院課程の卒業と同等の学力を有する者で、博士学位の科目試験と論文の口頭試問を通して成績が合格となり」、「当該学問分野において、幅広く揺るぎのない基礎理論と体系的で高度な専門知識を身につけていること」、「独立して科学研究活動に従事する能力を備えていること」、そして「科学もしくは専門技術において創造的な成果を挙げていること」という三つの条件を満たしている者に与えられる（同第6条）。なお、名誉博士に関する規定もあり、「国内外の卓越した学者もしくは著名な社会活動家」について、「学位授与機関が候補者として指名し、國務院学位委員会による認可を経て」授与することができるとされている（同第14条）⁽²⁰⁾。

ここで強調しておきたいのは、学位はこのように、相応する課程の修了を前提としたうえで、所定の水準に達していると認められた者に対して与えられることになっている点である。つまり、中国では、ある教育課程の卒業証書を得ていてもそれに対応する学位が授与されていないという状況が存在する。これは、課程の修了（＝卒業）と学位の授与の間にズレがあるということの意味しており、大学院教育でのコースワークを経ることなく学位を授与することが認められているという点とあわせて、学位制度が、高等教育制度と重なってはいるものの、それと一体のものとして構築されているわけではないという中国の特徴を示している。

学位を授与する際の学問分野の種類は、「実施規則」によれば「哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学」（「実施規則」第2条）と規定されていた。しかし、その後現在までに、軍事学、管理学、芸術学などが加えられている⁽²¹⁾。

次に、学士学位は國務院が権限を与えた高等教育機関が、碩士学位と博士学位は國務院が権限を与えた高等教育機関と科学研究機関が授与することとされており、両者の機関を

あわせて学位授与機関とすることが明示されている（同第 8 条）。実際には、すべての高等教育機関に学位授与権が与えられているというわけではない。具体的には、普通高等教育機関及び軍事高等教育機関で本科課程段階以上の教育を提供する機関（大学、学院）が学位授与権を有する一方、それらの機関類型にある専科学校や、成人高等教育機関の場合には本科課程段階以上の教育を提供する機関であっても学位授与権は与えられていない。そのうえで、「学位授与機関ではない機関を卒業する当該年度に卒業する大学院学生は、元の所属機関が推薦すれば、近隣の学位授与機関で学位を申請することができる」（同第 12 条）とか、「科学もしくは専門技術において重要な著作、発明、発見もしくは貢献があった者については、関連する専門家が推薦し、学位授与機関による同意を経て、試験を免除し、直接博士学位論文の口頭試問に参加することができ」、「論文の口頭試問に合格した者については、博士学位を授与する」（同第 13 条）⁽²²⁾といった、当該機関の卒業生以外の者に対する学位授与も規定されている。

さらに、学位授与に関する全国的な組織として、既述のように、国务院学位委員会が設置されている（同第 7 条）。一方、学位授与機関にはそれぞれ、学位評定委員会が置かれる（同第 9 条）。この委員会は、学士学位取得者名簿の審査と承認や、硕士学位及び博士学位の授与の可否に関する決定を行うことになっており（同第 10 条）、その承認・認可を経た後、学位証書が交付される（同第 11 条）。学位授与の決議に対して意見がある場合、学位授与機関以外の機関と学術団体は、「学位授与機関もしくは国务院学位委員会に異議を提出することができる」（同第 16 条）。

近年の学位授与数の変化をまとめたのが表 2-2 である。中国では 1999 年から高等教育の急速な量的拡大が生じていることもあり、どのレベルにおいても学位授与数が増えていることがわかる。また、既述のように、各段階の教育課程の卒業生が全員対応する学位を

表 2-2 各教育課程の卒業生数と対応する学位の取得者数の推移（単位：人）

年		2004 年	2008 年	2012 年	2016 年
普通高等教育	学士学位取得者数	1,050,952	2,082,558	2,966,148	3,659,686
	本科課程卒業生数	1,196,290	2,256,783	3,038,473	3,743,680
成人高等教育等*	学士学位取得者数	90,187	122,587	161,228	199,515
	本科課程卒業生数	752,084	1,088,330	1,278,964	1,722,752
硕士学位取得者数		124,791	298,937	431,431	505,421
硕士課程卒業生数		127,331	301,066	434,742	508,927
博士学位取得者数		22,427	42,217	50,399	53,360
博士課程卒業生数		23,446	43,759	51,713	55,011

* 成人高等教育を受ける学生とインターネットを利用した教育を受ける学生の合計。

出典：『中国教育統計年鑑』（中華人民共和国教育部發展規劃司編）各年版より筆者作成。

取得しているわけではないことも確認できる。ただし、本科課程卒業者と学士学位取得者の割合は、普通高等教育を受ける学生と、成人高等教育やインターネットを利用した教育を受ける学生とで大きく異なっている。「学位条例」ではどのような種類の教育を受けたかは学位の取得条件として挙げられていないし、次節でみるように、機関によっては教育の種類に応じた学位授与条件を設定しているところもあるが、実際には、普通高等教育の本科課程卒業者はほとんどが学位を取得しているのに対して、成人高等教育やインターネットを利用した教育の卒業者に対する学士学位取得者の比率は12%程度となっている。

すでに述べたように、碩士学位と博士学位を授与する機関には高等教育機関と科学研究機関が含まれている。この点を卒業生数の比率で確認すれば(2016年)、碩士課程卒業生の1.2%、博士課程卒業生の2.5%が科学研究機関に在籍していた⁽²³⁾。2004年時点ではそれぞれの比率が3.2%、12.1%だったことから⁽²⁴⁾、学位授与は以前に比べていっそう高等教育機関で行われるようになっていっていると言える。

4. 機関レベルにおける学位授与のプロセス

以上のような国レベルの規定に基づき、学位授与権を有する各高等教育機関では学位授与に関する規則を制定している。ここでは、事例として北京大学の規定(「北京大学における学位授与実施細則」)⁽²⁵⁾を取り上げ、具体的な手順をしてみることにする。この規定では、学士学位、碩士学位、博士学位それぞれに関して、学位授与手順が定められている。

まず、学士学位は、本科課程の卒業生で「学位条例」に定められた水準に達していると認められた者は申請することができる。そうした者について、各学院等で学習成績と卒業判定等の資料を審査認定したうえで、学位評定小委員会による討論、承認を経て、学位評定委員会に報告して審査認可を受けるという手順が採られることになっている。

次に、碩士学位の場合には、養成計画に定められた履修科目(マルクス主義理論科目、基礎理論科目、専門科目、1種類の外国語)の試験に合格した後、碩士学位論文を作成、提出して、口頭試問を申請することになる。碩士学位論文が提出されると、指導教員と関連する専門家(少なくとも2名)による評価が行われ、それに合格すれば、口頭試問が実施される。口頭試問委員会は、主に学内の専門家3名以上(指導教員が参加する場合は4名以上)で構成され、構成員の3分の2以上が認めれば合格となる。口頭試問は、機密的な内容に関わるものを除き、公開で行われることになっている。口頭試問委員会の結論は学位評定小委員会に送られ、そこで過半数の同意で承認された者について候補者名簿が作成され、その名簿が学位評定委員会に送られる。そしてこの委員会でも過半数の同意が得られれば学位の授与が認められる。

博士学位についても、養成計画に定められた履修科目(マルクス主義理論科目、基礎理論科目、専門科目、2種類の外国語)の試験に合格した後、博士学位論文を作成、提出して、その口頭試問を申請することになる。碩士学位の場合と同様、博士学位論文が提出さ

れると、指導教員と関連する専門家（少なくとも5名で、そのうち少なくとも2名は学外の専門家）による評価が行われ、それに合格すれば、口頭試問が実施される。口頭試問委員会は、少なくとも2名の学外専門家を含む5名以上（指導教員が参加する場合は6名以上）で構成され、構成員の3分の2以上が認めれば合格となる。口頭試問は、機密的な内容に関わるものを除き、公開で行われることになっている。口頭試問委員会の結論は学位評定小委員会に送られ、そこで関連資料の審査が行われた後過半数の同意で承認された者について候補者名簿が作成され、その名簿が学位評定委員会に送られる。そしてこの委員会でも過半数の同意が得られれば学位の授与が認められる。

このように、北京大学における学位授与の基本的な手順は、どの学位の場合でも、学生が所属する学院等での審査、学位評定小委員会での審査、学位評定委員会での審査という三つの段階を経ることになっている。全学的に定められたこうした規定をふまえて、各学院等はより具体的な手順を定めている。

加えて、学位授与に関する具体的な条件として、復旦大学における学士学位の授与に関する規定⁽²⁶⁾を取り上げたい。同大学では学士学位を授与する対象が「普通高等教育の本科課程卒業生」、「成人高等教育の本科課程卒業生」、そして「留学生の本科課程卒業生」の三つに区分されており、それぞれの対象について学位授与基準を定めている。どの種類の卒業生に対しても、「学位条例」で学士学位授与の条件として挙げられている水準に達していることが求められている。そのうえで、まず「普通高等教育の本科課程卒業生」の場合には、規定の単位を修得し、教育課程の要求に到達して卒業が認められていることとともに、所定の計算式による平均成績が一定以上であることが学位授与の条件とされている。また「留学生の本科課程卒業生」では、それら二つの条件が挙げられるとともに、中国語中国文学（対外）専攻の学生には一定以上の中国語能力を有することが追加されている。そして、「成人高等教育の本科課程卒業生」の場合には、規定の年限内に必要な単位を修得するか科目を履修して本科課程の卒業が認められていることを前提としたうえで、卒業論文等の成績が75点以上か「良好」以上であること、一定の外国語能力があることを示すために外国語試験に合格していることとともに、成人高等教育やインターネットを利用した教育の卒業生ではすべての科目の平均点が75点以上であること、高等教育独学試験参加者ではすべての科目で合格であることが条件として示されている。なお、復旦大学の学士学位授与手順においては、「普通高等教育の本科課程卒業生」及び「留学生の本科課程卒業生」の場合、各学院等で作成された学士学位授与名簿が、学位評定委員会から権限を与えられた教務処に送られ、そこでの審査認定を経た後、学位授与が行われることになっている。「成人高等教育の本科課程卒業生」については、学位評定委員会から権限を与えられた継続教育学院が審査認定と学位授与を行う。なお、どちらの場合でも最終審査権は学位評定委員会にあるとされている。

5. 近年の改革動向

これまで述べてきたように、中国の学位制度は1980年に導入され、1980年代半ば以降関連制度の整備や改革が進められてきた。現在までのところ、そのようにして整えられてきた基本的な制度が運用されているが、近年でもいくつかの改革が行われている。

その一つは、学位授与の質を高めるための新たな方策の導入である。2014年、博士学位論文と硕士学位論文の抽出検査に関する規則が定められた。この規則によれば、抽出検査は毎年、前年度学位を授与された論文のうち、博士学位論文は10%程度、硕士学位論文は5%程度を抽出し、それぞれ3名の専門家によって評価が行われる。3名のうち2名が「不合格」とすればその論文は「問題がある」とみなされ、1名のみ「不合格」とした論文についてはさらに別の2名の専門家に評価が依頼される。専門家の意見は学位授与機関にフィードバックされるとともに、検査の結果は学位授与機関や学位授与単位の評価、学内における指導教員の資格認定などに反映されることになっている⁽²⁷⁾。

もう一つの動きとして、「博士学位、硕士学位授与権の審査認定に関する規則」（2017年）の制定がある。第2節で述べたように、学位授与機関や学位を授与することができる学問分野等の審査認可の権限は1980年代半ば以降徐々に下方委譲されてきたが、この規則の制定により、手順が整理して定められることになった。この規則では、新たに学位授与機関とする際の審査認定、新たに学位授与単位を設ける際の審査認定、それから自主的に審査認定を行うことが認められている機関が新たに学位授与単位を設ける際の審査認定のそれぞれについて手順が示されるとともに、質保証の観点から、学位授与単位の新規増設を停止する条件や新設して3年後に行う評価などについても規定されている⁽²⁸⁾。一つ目の点とともに、質の維持向上に注意が払われていることを示す動きであると言える。

このほか、学位の多様化に向けた動きも見られる。2010年代半ば以降、学士課程段階における職業教育の展開が模索されるようになり、その段階の職業教育を提供する機関として応用技術型高等教育機関という機関類型が構想され、その設立が進められている。これに関する制度の整備が検討されるなかで、職業教育の特徴に合致した学位制度を検討して導入することが提案されている。また、従来成人高等教育機関では学位授与権が与えられていなかったが、2015年には成人高等教育機関に分類される国家開放大学に対して新たに学士学位の授与権が認められた⁽²⁹⁾。それから、宗教系高等教育機関⁽³⁰⁾で学位授与が行われるようになってきていることも挙げておきたい。すなわち、2012年に国家宗教事務局から「宗教系教育機関における学位授与に関する規則（試行）」が出され、そうした機関でも、それぞれの宗教界内部でのみ有効な学位（学士、碩士、博士）を授与することができるとされ、学位授与権の審査認定や学位授与の手順などが定められたのである⁽³¹⁾。宗教系高等教育機関は正規の高等教育機関ではないため、これまでの説明と同列に並べることは難しいが、それでも、新たな種類の「学位」が制度化されたとみなすこともできるだろう。

<注>

- (1) 「学位授与法」中央教育科学研究所教育史研究室編『中華民国教育法規選編』江蘇教育出版社、1990年、424-425頁。
- (2) 《中国教育年鑑》編輯部編『中国教育年鑑 1949-1981』中国大百科全書出版社、1984年、639頁。
- (3) 謝桂華主編『20世紀的中国高等教育（学位制度与研究生教育卷）』高等教育出版社、2003年、53頁。
- (4) 楠山研「学問学位と専門職学位」南部広孝編『文革後中国における大学院教育』（高等教育研究叢書69）広島大学高等教育研究開発センター、2002年、73頁。
- (5) 鄧小平「高級幹部要帶頭發揚党的優良傳統（摘録）」『教育改革重要文献選編』人民教育出版社、1988年、227-228頁。
- (6) 《中国教育年鑑》編輯部、前掲書、1984年、639頁。
- (7) 同上書、641頁。
- (8) 国務院学位委員会「關於学位授与单位的原則和辦法」何東昌主編『中華人民共和國重要教育文献（1949年～1997年）』（1976～1990年卷）海南出版社、1998年、1904-1905頁。
- (9) 《中国教育年鑑》編輯部、前掲書、1984年、643頁。
- (10) 王幡・南部広孝「大学院教育及び学位の管理体制」南部、前掲書、2002年32-35頁。
- (11) 国務院学位委員会辦公室「關於在職人員申請碩士、博士学位的試行辦法」国務院学位委員会辦公室・教育部研究生工作辦公室編『学位与研究生教育文件選編』高等教育出版社、1999年、443-446頁。
- (12) 南部広孝『中国高等教育独学試験制度の展開』東信堂、2009年、37-38頁。
- (13) 「国務院学位委員会關於授与具有研究生畢業同等学力人員碩士、博士学位的規定」国務院学位委員会辦公室・教育部研究生工作辦公室、前掲書、1999年、463-467頁。
- (14) 以上について、詳細は南部、前掲書、2009年、42-43頁を参照のこと。
- (15) 「專業学位設置審批暫行辦法」国務院学位委員会辦公室・教育部研究生工作辦公室、前掲書、1999年、49-50頁。
- (16) 国務院学位委員会辦公室「關於对財政学、貨幣銀行学、國際金融三個專業硕士学位授与質量進行檢查与評估的通知」国務院学位委員会辦公室・教育部研究生工作辦公室、前掲書、1999年、599-600頁。
- (17) 「学位工作与研究生教育」《中国教育年鑑》編輯部編『中国教育年鑑 2000』人民教育出版社、2000年、209-213頁。
- (18) 「学位与研究生教育」《中国教育年鑑》編輯部編『中国教育年鑑 2011』人民教育出版社、2012年、263頁。
- (19) 「中華人民共和國学位条例」（2004年改正）（http://www.moe.gov.cn/s78/A02/zfs__left/

- s5911/moe_619/tnull_1315.html、2018年7月26日最終確認)。本節における「学位条例」の条文はいずれもこの改正後の条例による。
- (20) 「名誉博士」(中華人民共和国教育部学位管理与研究生教育司、http://www.moe.gov.cn/s78/A22/xwb_left/moe_829/、2018年10月31日最終確認)の資料によれば、中国で最初の名誉博士は1983年に授与され、それ以降2017年までに331の名誉博士が授与されている。
- (21) たとえば、「学位授与・人材養成学問分野目録」(原語は「学位授与和人才培养学科目録」、2018年4月更新版)では、これら13の学問分野が挙げられている(「学位授与和人才培养学科目録(2018年4月更新)」(http://www.moe.gov.cn/s78/A22/xwb_left/moe_833/201804/t20180419_333655.html、2018年9月1日最終確認))。
- (22) 「学位条例」には博士学位に関してのみ規定されているが、本文でも言及したように、実際には硕士学位に関しても同様の仕組みが存在している。
- (23) 中華人民共和国教育部發展規劃司編『中国教育統計年鑑 2016』中国統計出版社、2017年、26-29頁。
- (24) 教育部發展規劃司編『中国教育統計年鑑 2004』人民教育出版社、2005年、24-27頁。
- (25) 「北京大学学位授与工作細則」(2011年11月1日)(<http://grs.pku.edu.cn/xwgz/xwsys/bxswa/wjgd1a/231507.htm>、2018年7月25日最終確認)。
- (26) 「復旦大学学士学位授与工作細則」(1991年9月制定、2013年1月修訂)(<http://www.fudan.edu.cn/files/gzdz/40.pdf>、2018年8月2日最終確認)。
- (27) 「博士碩士學位論文抽檢辦法」(http://www.moe.gov.cn/srcsite/A22/s7065/201402/t20140212_165556.html、2018年9月2日最終確認)。
- (28) 「國務院學位委員會關於印發《博士碩士學位授權審核辦法》的通知」(http://www.moe.gov.cn/srcsite/A22/yjss_xwgl/moe_818/201703/t20170330_301525.html、2018年6月4日最終確認)。
- (29) 国家開放大学「關於印發《国家開放大学學位評定委員會章程(試行)》的通知」(2016年4月5日)(<http://www.bjou.edu.cn/info/1085/2279.htm>、2018年9月16日最終確認)。
- (30) 中国の宗教系高等教育機関については、南部広孝「中国の教育における宗教」江原武一編『世界の公教育と宗教』東信堂、2003年、185-202頁を参照のこと。
- (31) 「宗教院校學位授与辦法(試行)」(http://www.chinalaw.gov.cn/art/2013/1/18/art_14_180254.html、2018年7月25日最終確認)。

第3章 台湾における学位制度

廖 于晴・南部 広孝

1. 歴史的概観と高等教育の基本制度

1949年に国民政府が台湾に移って以降、台湾は国民党の統治下で戒厳令が敷かれて40年にわたる権威主義的な統治体制が始まり、社会の安定と統治における権威の強化を図るために政治的に人びとの参政や言論に関する権利を制限すると同時に、政府主導のもとで国の建設と経済の積極的な発展が行われた。その後、国際関係が変化し、国内の社会運動や党外民主活動が盛んになるにつれて、人びとの主体意識が徐々に高まった。1987年に政府が戒厳令の解除を宣言した後、台湾社会は正式に民主化、自由化に向けて発展するようになった。結社の禁止、新規新聞発行の禁止、言論の自由の制限が解除され、国会改選、総統直接選挙等一連の政治改革が行われることによって、台湾は権威主義的な政治体制に別れを告げて民主共和体制へと転換した。開放、自由、多元化が、台湾社会の主要な要求となり、それは政治、経済、文化等の領域に浸透した。また、21世紀における知識経済と情報技術の急速な進展や、台湾の世界貿易機関(WTO)への加盟(2002年)により、知識の創造的な運用の卓越化、科学化、国際化、国際関係の強化等が、台湾社会の発展にとっての大きな課題となっている。

台湾の高等教育制度は、機関類型として大きく専科学校と大学の二つに分けることができる。「専科学校法」に基づいて設置される専科学校は、応用的な科学技術の向上、就業能力の育成、実用的な専門人材の養成を目的とし、専科課程を提供して、主として職業教育の科目内容を提供する。修業年限により、5年制専科学校(日本の高等専門学校に相当)と2年制専科学校(大学の1、2年次に相当)に分けられる。これに対して、「大学法」が規定する大学と独立学院⁽¹⁾(以下、大学と総称)は、学術研究及び専門人材の養成を目的とし、学士課程、碩士課程、博士課程を提供する。専科部を置く大学はさらに専科課程を提供することもできる。学士課程は主として4年で、一部の特殊な専門分野では修業年限は5年、6年となっている。これらの一般的な高等教育機関のほか、空中大学と進修学校がある。空中大学は、ラジオ、テレビ、インターネット等遠隔教育の方法を主要な授業の形式とし、専科課程と学士課程を提供している。進修学校は、台湾の補習・研修教育体系⁽²⁾に属し、国民の生活知識の補充と教育程度の向上を目的としている。多くは大学や専科学校に附設され、専科課程や学士課程の段階に相当する科目を提供している⁽³⁾。このほか、2008年からは、学術研究機関である中央研究院も国内の大学と連携して碩士課程や博

士課程に相当する教育課程を提供している⁽⁴⁾。

2. 学位制度の歴史的変遷

台湾の学位制度は基本的に、1935年の国民政府の時期に公布された「学位授与法」を踏襲している。同法は、学位は学士、碩士、博士の三つの級に分けられ、碩士学位及び博士学位の取得にあたっては、必ず研究論文を提出しなければならないことを明確に定めていた。学位を授与する機関は教育段階によって異なり、大学は学士学位と碩士学位を授与することができ、博士学位については中央教育行政部門である教育部に申請し、審査認可を経て国が授与するとされていた⁽⁵⁾。この法に基づいて同じ年に公布された「学位分級細則」では、文学、理学、法学、教育学、農学、工学、商学という8種類の学位名称が定められ、「碩士学位試験細則」により、碩士学位で必要とされる資格と基準が標準化された⁽⁶⁾。注意すべきなのは、博士学位はこれらの法規のなかに明記されていたものの、教育部はこの時期、博士課程の設置を大学に認めていなかったことである（後述）⁽⁷⁾。

1949年に国民政府が台湾に移って以降、こうした枠組みを継続しつつ1954年に「学位授与法」を改正した。同時に、台湾の学術的な独立を促し、留学熱を抑えるとともに、優秀な若者に国内で学修し研究する機会を与えるために、政府は大学院課程を置く研究所⁽⁸⁾の増設を積極的に推し進めた。また、1956年には「博士学位評定会組織規程」及び「博士学位試験細則」を公布し、国立政治大学政治研究所と台湾省立師範大学（現国立台湾師範大学）国文研究所を指定して初めての博士課程大学院学生を募集した。これによって、博士課程及び博士学位授与の制度がおおよそ形成された⁽⁹⁾。1979年、教育部は「学位授与法施行細則」を公布するとともに、「学位分級細則」、「碩士学位試験細則」、「博士学位審査・評定細則」を廃止し、これ以降、学位授与は主として「学位授与法」と「学位授与法施行細則」に基づいて行われることになった⁽¹⁰⁾。このほか、1983年に「学位授与法」が再度改正されて、大学が博士学位を授与するように改められた。すなわち、国（教育部）と大学が学位を授与する従来の体制が、大学が博士学位を含む学位を統一的に授与するように変更されたのである。

その後、社会の転換やニーズの変化のもとで、「学位授与法」と「学位授与法施行細則」及び関連の法規は何度か改正されたが、基本的な制度枠組みは大きくは変わらなかった。すなわち、原則として大学は唯一の学位授与機関であり、各課程の学生で修業年限を終え、科目履修、実習、成績審査の規定を満たし、碩士課程及び博士課程の学生はそれに加えて論文を提出するとともに学位試験に合格した後、教育部の再審査で認められた者には、それぞれの大学が学士学位、碩士学位及び博士学位を授与するとされていた。各学位の間は対応する教育課程の段階に基づいて垂直的な関係となっており、これも原則として、学士学位は碩士課程に入学して碩士学位を取得するための必要条件であり、碩士学位は博士課程で学修し博士学位を取得するために必須であった。しかし、同等の学力を有する者や成

績の優秀な者は、学位を有しなくても碩士課程や博士課程で学ぶことができた。たとえば、学士学位（碩士学位）と同等の学力を有する者は、碩士学位（博士学位）課程で学ぶことができ、碩士課程の在学期間中に特に優れた成績を収めた者は、申請して直接博士学位課程で学ぶことができた⁽¹¹⁾。

1980年代後半になると、民主化に向けた転換や関連する社会運動が盛んになった影響を受けて、台湾の高等教育政策が転換されて法規の規定は徐々に緩和され、大学の学術的自由や自治の権利の保障が重視されるようになった。そのような流れのなかで、1993年に改正された「学位授与法」では、学位の名称や学位取得方法などの点において、大学により大きな自主権を認めることになった。まず、学位の名称の確定はそれまで教育部が行っていたが、大学が自ら定めるように改められた⁽¹²⁾。ただ、基本的には依然として、教育部が公布した「大学の各学系・研究所（組）が授与する学位の中国語・英語名称に関する参照便覧」（原語は「大学各系所（組）授与学位中、英文名称参考手冊」）を参照し、各学系・研究所の発展の方向性と内容に基づき、国際的な慣例と趨勢に合致する範囲で定めなければならないとされた⁽¹³⁾。また、碩士学位の取得にあたって論文を提出しなければならないという手続きに関しては、芸術や応用科学技術に関する学問分野では創作や演技、書面報告、技術報告で代替することができるという規定が追加された⁽¹⁴⁾。このほか、空中大学の位置づけが社会的に一定の共通認識を得るようになり、関連する法規が完備されたことに伴って、空中大学が学位を授与するという規定も同法で明確に定められ、それによって空中大学は学位授与の法的根拠を得た⁽¹⁵⁾。

2000年代に入って、WTO加盟の影響もあり、学位制度はこれまでの展開をふまえて、さらに、各学制間の学習の経歴と学位取得の間の接続ルートを拡大させると同時に、質保証が重視されるようになった⁽¹⁶⁾。2002年には、もともと「学位授与法施行細則」で定められていた、大学院学生の試験成績及び学位論文の剽窃や不正行為に関する審査と学位の取り消しに関する規定が、「学位授与法」に移された。2004年には「学位授与法」が再び改正され、大きく次の3点が変更となった。第1に、副学士学位が導入され、専科学校及び専科部を設置している大学が副学士学位を授与する法的根拠と、学生が副学士学位を取得するための要件が明確に定められた。副学士学位は主として米国の2年制コミュニティカレッジに淵源があり、学士学位の半分程度の水準に達したことを示すものである⁽¹⁷⁾。そこで、副学士学位を取得した者は、編入して大学の課程をすべて終えれば学士学位を取得することができることとされた。第2に、専科学校及び大学が附設する進修学校での学位取得が明確に定められた。すなわち、専科学校及び大学が附設する進修学校で専科課程や学士課程を学び終えた学生は、法に基づいて修業年限が関連規定に合致すれば、それぞれ副学士学位、学士学位を取得することができることになった。そして第3に、学士学位を取得した当該年度の卒業生で成績がとりわけ優秀なものは直接博士課程に入学することができる規定が加えられた。

以上をまとめると、次のようになる。まず、台湾の学位の種類は、副学士、学士、碩士、博士という四つに分けられる。また、学位授与機関は主として大学と専科学校であり、第1節で紹介した高等教育制度と対照させれば、台湾の学位制度は原則的な事項についてのみ規定され、学位の概念と取得の方法は緩和される方向にあると言える。「大学法」に基づいて設立された大学であれば各種の学位を授与する権利を有するようになっているし、「専科学校法」に基づいて設立された専科学校でも副学士学位を授与することができる。副学士学位及び学士学位の授与は、2004年に「学位授与法」が改正されて以降、他の学位の授与の認定に比べていっそう緩和され、専科学校及び大学が附設する進修学校の学生でも、法に基づいて修業年限が関連規定に合致すれば、副学士学位、学士学位を取得することができるようになっている。これに加えて、学位の名称は大学が自ら定めることができ、また学士学位を取得した卒業生や碩士課程の在学者で成績が優秀な者、あるいは同等の学力を有する者は、直接博士課程に入学することができるようになっているのである。

3. 学位をめぐる国レベルの規定と学位授与状況

本節では、関連法規と統計資料をもとに、台湾における現行学位制度の概要と学位授与状況を説明する。学位制度に関する手順と規則は、「学位授与法」(2013年)を参照すると、次のようになる。

まず、学位の種類は前節で述べたように、「副学士、学士、碩士、博士」の四つに分けられ、副学士は専科学校が授与するとともに大学でも授与ことができ、学士、碩士、博士は各大学が授与できる。各学位の名称は、各機関が自ら定めた後、教育部に報告して審査に備えることになっている(第2条)。大学においてある学問分野で博士課程が置かれていれば、その大学ではさらに、文化、学術、専門分野または人類の福祉に特別な業績や重大な貢献のある者に対して名誉博士を授与することもできる。なお、「学位授与法」及び関連法規の規定に合致していることを前提として、宗教研修学院や軍・警察関係高等教育機関でも、一般の大学に照らして学位を授与することができる。宗教研修学院は、その機関名称に当該機関が所属する宗教の名称または宗教でよく用いられる文字を冠しなければならず⁽¹⁸⁾、一般の大学とは区別されている。

各学位の取得に関しては次のように規定されている。第1に、副学士学位、学士学位については、法に基づいて修業年限を満たして必要な単位を修得し、実習がある場合には実習を終えて、成績の審査を経て合格となった者に対して授与される(第2-1条、第3条、第5条、第5-1条)。第2に、碩士学位については、碩士学位に必要な科目を履修して論文を提出し、碩士学位試験委員会の試験に合格した者に授与される。碩士学位試験委員会は、学長が選出、招聘した、3~5人の委員によって構成される(第6条)。第3に、博士学位については、博士学位に必要な科目を履修して博士学位候補者資格の審査を通過した者は、博士学位候補者となることができる。博士学位候補者は論文を提出し、博士学位試

験委員会の試験に合格すれば、博士学位が授与される。博士学位試験委員会は、学長が選出、招聘した、5～9人の委員からなるとされている（第7条）。硕士学位、博士学位の審査に関する規定は、学位試験委員の資格だけが決められており、その他の基準は各大学が自ら定め、教育部に報告して審査に備えることになっている（第7-1条）。「学位授与法」によれば、硕士学位、博士学位の試験委員は、碩士課程の大学院学生、博士課程の候補者が提出した論文、創作、演技、技術報告等について専門的な研究を行っているほか、あわせて大学教員であるか、中央研究院において一定レベル以上の教育研究職にあるか、または学術や専門において顕著な成果のある者が担当しなければならない（第11条、第12条）。このほか、専科学校及び大学が附設する進修学校において副学士学位の課程または学士学位の課程で学ぶ学生で、法に基づいて修業年限を満たして必要な単位を修得し、実習がある場合には実習を終えて、成績の審査を経て合格となった者に対して、副学士学位、学士学位が授与されることも定められている（第5-1条）。

まとめて言えば、学位は原則として大学と専科学校が授与し、課程の規定を終えれば、当該課程の段階の学位が授与されるのである。つまり、当該段階の課程で卒業資格を得た者には当該段階の学位が授与されることになり、各段階の卒業生数は当該段階での学位取得者数と一致するはずである。教育部が公表した資料では、学位授与状況についての調査は見られないが、各教育段階の卒業生数は定期的に公表されている。ここでは、卒業生数に関する統計を整理することで、学位授与状況の変遷を推測することにする。

表 3-1 は、「高等教育機関卒業生数（累計）」である。大学と専科学校⁽¹⁹⁾の卒業生数は、学位課程の段階に応じて、副学士（専科課程）、学士、碩士、博士の四つに区分している。

表 3-1 高等教育機関卒業生数（1950年以降の累計）

年		1980	1990	2000	2010	2016
大学 及び 専科学校	副学士 (専科課程)	(404,124)	(947,534)	(2,020,100)	291,203 (2,344,634)	400,453 (2,344,634)
	学士	396,519	786,872	1,567,535	3,542,570	4,921,335
	碩士	17,704	58,106	189,601	648,387	996,800
	博士	390	2,788	13,477	40,582	63,867
専科進修学校		13,290	72,121	165,967	325,841	373,114
空中大学・進修学校			58	15,213	129,957	183,081

出典：教育部統計処『中華民國教育統計 民國 107 年版』教育部、2018 年、22-25 頁及び教育統計処「歷年校数、教師、職員、班級、学生及畢業生数」（<https://depart.moe.edu.tw/ed4500/cp.aspx?n=1B58E0B736635285&s=D04C74553DB60CAD>、2018 年 9 月 28 日最終閲覧）を参照して筆者作成。

副学士学位は 2004 年に「学位授与法」が改正されたことによって新たに設けられた学位の類型である。同法が改正された後の専科課程の卒業生で関連の規定に合致した者には副学士学位が授与されることになっているが、2004 年までの専科学校卒業生は卒業証書のみが交付されていた。したがって、この表では、2004 年までの専科課程卒業生数を（ ）に入れて示し、2004 年以降の専科課程卒業生数は（ ）の外に挙げた。これらの数値は副学士学位を取得した人数だとみなすことができる。

このような前提のもとで大学及び専科学校の学位授与状況を推測すると、次のような点が明らかになる。まず、学士学位を取得する卒業生の数が最も速く増加し、かつ最も多い。1980 年以前に硕士学位と博士学位を取得した卒業生の数は、他の種類の学位と比べて増加が緩慢で、2000 年を過ぎてようやく明らかな増加が認められるようになった。それから、副学士学位を取得する卒業生の数は、当該学位が導入された時期の影響を受けて少数にとどまっている。このことは、2000 年代に入って以降、専科学校の多くが大学に昇格し、高等教育の提供が、専科課程と学士課程がそれぞれの規模をもって並存し接続されていた状態から、学士課程を主とする状況へと転換したことも関係している。さらに大学と専科学校のほかに、2004 年の「学位授与法」改正、公布以降、専科進修学校で専科課程を終えた学生も副学士学位を取得できるようになっている。2004 年までの専科進修学校卒業生数（22 万 3,258 人）を除くと、2010 年に専科進修学校を卒業して副学士学位を取得した者は 10 万 2,583 人となり、2016 年にはそれが 14 万 9,856 人にまで増加している。2016 年のこの値は、大学と専科学校において副学士学位を取得した卒業生数の 37.4%を占めている。つまり現在、専科進修学校は、副学士学位を取得する主要なルートの一つになっていると言える。最後に、空中大学と大学が附設する進修学校の卒業生数だが、教育部が提供する統計では両者が合算して示されている。また、空中大学は学士課程とともに専科課程も提供している。したがって、空中大学と大学が附設する進修学校で副学士学位と学士学位を取得した卒業生数をそれぞれ明確に推計することはできない。しかし、全体的に見ると、空中大学と大学が附設する進修学校で課程を終えて学位を取得した者の数は、2010 年以降おおよそ毎年 1 万人程度増加してきている。

4. 機関レベルにおける学位授与のプロセス

本節では、国立台湾大学図書館情報学系を事例として、高等教育機関における学位授与の実際の手順や基準について検討する。

まず、全学的な原則を、「国立台湾大学学則」及び「国立台湾大学大学院博士学位及び硕士学位試験規則」によって確認する⁽²⁰⁾。これらの規定によれば、学士学位の取得条件は、各学系が規定する年限と卒業に必要な科目と単位を満たし、各学期の素行成績が合格で、実習の規定があるものは実習を終えることである。それから硕士学位と博士学位の取得は、これらの規定に加えて、学位試験に合格すること、各学系の関連規定に合致することが必

要である。これをふまえて以下では、国立台湾大学図書館情報学系の碩士学位課程と博士学位課程の卒業に関する要求を見ていくことにする。

まず、碩士学位の取得については、碩士課程の学生で修業年限（1～4年）を満たして規定の30単位分の科目を履修して成績が合格となり、資格試験を通過するとともに、学術活動に参加すれば、学位試験を申請することができ、学位試験で合格になれば、卒業が認められ、碩士学位を取得することができる⁽²¹⁾。このうち学術活動への参加は、指導教員によるか、指導教授が「学術活動審査表」に署名して確認する。碩士課程における最初の2年間に、各学年で必ず、学系内で行われる討論会や講演に少なくとも3回、学系以外が主催する国内外の情報学関連分野の学術討論会や講演に少なくとも1回参加しなければならない。それから、資格試験の内容は、筆記試験として行い、学生は、情報組織演習、読者サービス演習、情報学演習、研究方法の4科目から任意の2科目を選んで受験し、それぞれの科目でB-（または70点）に達すれば合格となる。もし受験科目で不合格のものがあれば他の科目に代えて試験を受けることができるが、2度合格できなければ退学となる。単位と科目の履修に関して、この学系には次のような追加的な規定がある。すなわち、この学系の学士課程卒業生以外の学生は、図書館学と情報科学の専門科目を選択履修する前に必ず、図書館情報学、情報の収集と組織、レファレンスの資源とサービス、図書館情報機関実務という4科目を含む図書館学基礎科目をまず受講しなければならない。これらの科目は卒業に必要な単位には参入しない。

一方、博士学位の取得については、博士課程の学生で修業年限（2～7年）を満たして規定の24単位分の科目を履修して成績が合格となり、資格試験を通過するとともに、学術活動に参加し、論文を発表すれば、学位試験を申請することができ、学位試験で合格になれば、卒業が認められ、博士学位を取得することができる⁽²²⁾。このうち、資格試験は、12単位を修得した後でなければ申請することができない。当該学系の碩士課程を卒業した博士課程大学院学生は入学後4年以内に、当該学系の卒業生でない場合には5年以内に資格試験を通過しなければならない。通過できなかった者は退学となる。各科目の成績はB-（または70点）に達すれば合格となり、不合格になったものの修業年限が期限に達していなければ、次学期または次学年に再度受験することができる。ただし、再受験は一度だけとなっていて、再受験の成績が不合格であれば退学となる。試験科目には図書情報学、技術サービスと読者サービスがあり、それぞれの試験時間は6時間で、別の学期に分けて受験することもできる。学術活動への参加に関する規定は碩士課程と同じであるが、学系以外が主催する国内外の情報学関連分野の学術討論会や講演に参加する回数が2回に増えている。修業期間中にはさらに、国内外の図書館情報学に関する分野の討論会で少なくとも1本の論文（海外の討論会におけるポスター発表を含む）を発表しなければならない。博士学位を取得するまでに、学生の身分で海外の英語雑誌及び中国語雑誌（この学系が規定する一級雑誌、台湾社会科学引用索引資料データベースの雑誌、台湾人文学引用索引の中核的

な雑誌)でそれぞれ1本の論文を發表しなければならない。科目の履修と単位に関して、この学系には以上の規定に加えてさらに次のような特別の要求がある。学生の条件によって異なり、当該学系の碩士課程を卒業した学生は入学後2年以内に規定された科目を履修しなければならない。これに対して、この学系を卒業していない学生はまず碩士課程を履修して、4年以内に博士課程を終えなければならない。その際、履修すべき科目のほか、未習外国語を1年、また基本統計・研究方法、高度研究方法といった関連科目を学ぶ必要がある。

5. 近年の改革動向

以上をまとめると、台湾の学位制度は、学位の種類が明示的に規定されていることを除き、学位の名称、学位取得方法及び認定基準はいずれも弾力化され、大学が自ら決定できる方向に発展してきている。こうした発展の趨勢は、近年の学位制度の改革でも継続している。2018年に行政院会は、より柔軟で多元的な高等教育の学制を構築し、台湾の競争力を高めるとともに、高等教育機関の多元的な特色を持った発展を促し、教育面の創造を定着させ教育の質を向上させるために、「学位授与法」改正案を通過させるとともに、2018年5月11日に立法院教育分科委員会に提出して審査待ち(第一読会)となった⁽²³⁾。この改正案は同年11月9日に第三読会を修正通過し、公布を待つて施行されることになっている。改正後の「学位授与法」は、学位の名称、履修すべき科目の規定、学位論文の代替条件、学位試験委員資格及び学位取得方法等においてさらに制限を緩和するとともに、いっそう弾力的な制度を導入しようとするものである⁽²⁴⁾。今回の「学位授与法」の改正における重要な変化は次の通りである⁽²⁵⁾。

まず、学位取得方法では、学制の多元化を促し、学生の学習機会を増やし、学習領域を拡げるために、改正後の「学位授与法」(以下、改正法と略)においては、副学士課程、碩士課程、博士課程の学生は当該機関または他機関のダブルメジャーや同学年または一学年下のマイナーを履修することができるような緩和措置が含まれている。また、領域を越えた学習を促進し、広く深い知識を持った人材を育成するために、領域を越えて科目を履修し学位を取得できるようにすることも、今回の改正の重点である。学士学位の授与に関する他の要求には合致しているという前提のもとで、学生はもとの学系や研究所、学位プログラムの教育課程の制限を受けることなく、近接の学術領域の課程及び領域を越えた学位課程を履修することができ、機関は、その学術領域や履修する課程及びその要件に基づいて学士学位を授与し、その学位の名称はもともと入学した学系や研究所、学位プログラムに制約されないとされる。たとえば、電機学系学士課程の学生が、学系を横断して単位を修得したりAI(人工知能)プログラムを履修したりすれば、「電資学院」または「AI(人工知能)プログラム」の学士学位を取得することになる⁽²⁶⁾。さらに、改正法では、2段階で学士課程を履修する制度を新たに設けている。すなわち、4年制の産業協力志向型の学

士課程（原語は「四年制産学合作学士学位専班」）で学ぶ学生は、一定の条件を満たした後、まず副学士学位を取得するとともに、学籍を保留して就業し、一定の社会経験を得た後に再び機関に戻って必要な年限と科目を履修して、学士学位を取得することができるというものである。

それから、国際的な動向と歩調を合わせ、高度な特殊人材を別の方法で育成するために、改正法は、碩士論文、博士論文の代替案を導入している。現在、碩士学位ではすでに芸術系や応用科学技術系分野で、作品や成果証明が技術報告や書面報告とともに学位論文の代替とすることができるが、改正後にはそれが体育スポーツ系分野にも適用されることになっている。これに加えて、改正案が策定される過程で、9 か国（英国、米国、オーストラリア、カナダ等）の学位制度を参照して、一部の国における碩士学位は伝統的な学術志向以外に、専門的な碩士学位を新たに設けていることや、一部の国では各機関に、「研究領域」（学院、学系、研究所の所属ではない）に基づいて学術的な碩士論文の認証に代えて専門的、実務的な成果を採用するかどうかを自ら決定する権限を与えていることが明らかにされた。そして、こうした国際的な潮流に合わせるために、改正法では専門の実務報告を碩士論文に代替させる法的根拠を新たに加えている。博士学位の授与においても、芸術系、応用科学技術系、体育スポーツ系分野の論文について、書面報告や技術報告と同じように作品や成果証明を学位論文の代替とすることができることとされている。たとえば、体育スポーツ系分野の碩士学位、博士学位に関しては、学生が将来オリンピックでメダルを獲得すれば、それを成果の証明とみなし、書面報告を加えて審査に合格することで学位を取得することができ、学位論文を執筆する必要はないといった具合である⁽²⁷⁾。

別の面として、このように学位授与の制限を緩和して学位取得方法の弾力化と多元化を推し進めると同時に、学位の乱発と質の低下という問題を回避するために、改正法では、学術倫理や資格条件に関する規定の強化が図られている。副学士学位と学士学位の授与に関しては、従来の形式的な規定に加えて、卒業条件に相当する条文が増やされ、大学が学生の学業や品行、言語能力、体育や情報に関する能力を担保しようとする際の法的根拠を与えている⁽²⁸⁾。このほか、剽窃や不正行為を行った者に対して学位を取り消すことに関して、列挙する具体的な行為を増やし、処分の方法を詳細に定めている。最後に、上述した国際化とも関連して、改正法の中では新たに、学位論文の適用に関する原則が示されている。具体的には、国内外で学位を取得した論文や報告はそれを再び提出してはならないことが明確に定められる一方、学術協力を通じて行われる協力や並列型の学制を採ってそれぞれ学位が授与される場合はその限りではないとされている。

指摘に値するのは、現在、補習・研修教育法の改正案が検討されており、そのなかで、大学が附設する進修学校や進修学院が大学内部に附設される進修部に再編され、大学が学位を授与するよう改めることが計画されている点である。この改正は、学位授与機関の定義を統合して、明確に大学と専科学校が学位を授与するものとする助けとなる。

総じて言えば、台湾の学位制度は将来にわたって弾力化、多元化の方向で発展を続け、現在の大学の多面的な発展や多面的な人材の育成に向けた高等教育の制度や政策⁽²⁹⁾と歩調を合わせて、学位制度にある制限を緩和し、学位取得方法と基準の弾力化を促進させて、大学が学内の資源と特色に応じて教育課程を提供しやすくなるようにしていこう。学位の概念は台湾では教育段階の修了（卒業）証明書に近づき、学位の内実には明確な規範がないと言える。したがって、学位制度の改革では学力向上の面が重視され、学習過程の幅を広げ自由度を高めることが主要な目的となっているのである。

<注>

- (1) 独立学院は基本的にレベルとして大学と違いはないが、規模の点で異なる。独立学院で、校地、施設、学院・学系・研究所及び資金が関連の規定に合致すれば、大学への名称変更を申請することができる（「教育部辦理獨立學院申請改名為大學審查作業規定」（教育部主管法規查詢系統、<http://edu.law.moe.gov.tw/LawContent.aspx?id=FL008673>、2018年9月29日最終確認））。
- (2) 台湾における補習・研修教育体系は、日本の補習教育とは意味が異なり、国民に基礎知識を補充し、教育レベルを向上させ、実用的な技術を教え、市民としての意識を養い、社会の発展を促進することを目的として、通常の学校教育体系と平行して形成されている非正規教育体系のことである。
- (3) 詳細は「補習及進修教育法」（2017年）（<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=H0080002>、2018年9月29日最終確認）を参照のこと。
- (4) 中央研究院学位学程「学位学程」（<http://asdp.sinica.edu.tw/program.htm>、2018年9月29日最終確認）。
- (5) 台湾省政府教育庁『台湾教育發展史料彙編大專教育篇下』省立台中図書館、1984年、1636-1671頁。
- (6) 同上書、1631-1637頁。
- (7) 汪知亭『台湾教育史料新編』台湾商務印書館、1978年、316-317頁。
- (8) 台湾では、大学院教育は基本的に学系または研究所に開設された課程において行われる。ただし、学系は大学院課程とともに学士課程が置かれるのに対して、研究所は大学院課程のみが置かれることになっている。したがって、台湾における大学内部組織としての研究所は、イメージとしては日本の独立研究科に近いと言える。
- (9) 台湾省政府教育庁、前掲書、1984年、910頁。
- (10) 教育部『教育部公報』第57期、1979年、5-6頁。
- (11) 詳しくは、「大学法」（1994年）を参照のこと。
- (12) 教育部『教育部公報』第237期、1994年、33頁。

- (13) 「大学各系所（組）授与学位中、英文名称参考手冊事宜」（教育部主管法規查詢系統、<http://edu.law.moe.gov.tw/LawContent.aspx?id=GL000102#lawmenu> 2018年9月29日最終確認）。
- (14) 教育部『教育部公報』第237期、1994年、33頁。
- (15) 詳しくは、廖于晴「台湾における大学教育観の変容－空中大学における学位授与の論争を手掛かりに」『京都大学大学院教育学研究科紀要』第61号、2015年、383-395頁を参照のこと。
- (16) 立法院『立法院公報』第26期、2008年、296-298頁。
- (17) 「専科以上増設副学士学位 学位授与法通過審査」（法源法律網、<https://www.lawbank.com.tw/news/NewsContent.aspx?NID=23175>、2018年10月1日最終確認）。
- (18) 詳しくは「宗教研修学院設立辦法」を参照してもらいたい。
- (19) 教育部が公布する各学校段階の卒業生数に関する資料では、副学士、学士、碩士、博士の学位はそれぞれ示されているが、特定の機関類型によって分類されていない。しかし、教育部の「中華民國教育統計 民國107年版」における、「各級学校学生人数－按設立別分」と「各級学校学生人数－按性別分」の分類方式に従い、ここでの各学位課程の卒業生の人数は大学と専科学校の卒業生数を指すものとする。
- (20) 国立台湾大学教務処「相關法規」（<http://www.aca.ntu.edu.tw/aca2012/gra/statute.asp?id=7>、2018年10月1日最終確認）。
- (21) 国立台湾大学図書館資訊学系「碩士班畢業要求」（https://www.lis.ntu.edu.tw/?page_id=328、2018年10月1日最終確認）。
- (22) 国立台湾大学図書館資訊学系「博士班畢業要求」（https://www.lis.ntu.edu.tw/?page_id=328、2018年10月1日最終確認）。
- (23) 立法院『立法院公報』第107卷52期、2018年、5頁。
- (24) 立法院『立法院第9屆第5會期第12次會議議案關係文書』2018年、政1-政22頁。
- (25) 立法院議事及發言系統法律提案及進度「学位授与法修正草案關係文書」（2018年11月9日）（https://lis.ly.gov.tw/lylgmeetc/lgmeetkm?.231300E00100000C0000000^5^09fea68e18cf62361337272333d3ff63e47e6662c59b5e656726266d7376c6047e66638a609fec9b5b46e9*9-76000001300008000000001000087862d712、2018年11月14日最終確認）。
- (26) The News Lens 關鍵評論「政院通過『学位授与法』，体育奪牌可抵博士論文、大学念一半有『副学士』学位」（2018年4月26日）（<https://www.thenewslens.com/article/84414>、2018年10月2日最終確認）。
- (27) 聯合新聞網「拿奧運獎牌也可獲運動博士！立院三讀修正学位授与法」（2018年11月9日）（<https://udn.com/news/story/7266/3471100>、2018年11月14日最終確認）
- (28) 立法院議事及發言系統法律提案及進度「学位授与法修正草案關係文書」（2018年11月9日）（<https://lis.ly.gov.tw/lylgmeetc/lgmeetkm?.231300E00100000C0000000^5^09fea68e18>

cf62361337272333d3ff63e47e6662c59b5e656726266d7376c6047e66638a609fec9b5b46e9*9-7
6000001300008000000001000087862d712、2018 年 11 月 14 日最終確認)。

(29) 教育部「高等教育深耕計劃」(2018 年 4 月 12 日)(https://www.edu.tw/News_Content.aspx?n=D33B55D537402BAA&s=333F49BA4480CC5B 2018 年 10 月 2 日最終確認)。

第4章 ベトナムにおける学位制度

関口 洋平

1. 歴史的概観と高等教育の基本制度

ベトナム社会主義共和国（以下、ベトナムと略）は歴史上、一貫して大国や国際社会から影響を受け、そうした関係性のなかで国家体制が形成されてきた。1945年に宗主国であったフランスから独立し、建国を宣言した後、冷戦下では旧ソ連による援助のもと社会主義体制を採る旧北ベトナムと、アメリカの援助のもと資本主義体制を採る旧南ベトナムとで国家が二分されていた。1976年に南北が統一されて以降は、旧南ベトナムにも社会主義体制が敷かれることになった。1986年にドイモイ政策が打ち出されてからは、共産党による一党支配体制については大きな変化はないものの、従来の計画経済を主とする経済体制に市場原理が持ち込まれると同時に、対外開放政策が採られるようになっていく。ベトナムは、経済成長と国際競争力の強化が推し進められるようになるなか、1997年に東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟を、2007年には世界貿易機関（WTO）加盟を果たした。現在ベトナムでは、社会全体として市場化と国際化が進められてきている。

ベトナムの高等教育システムは大きく、「①大学（原語：Đại học）」、「②大学校（原語：Trường đại học）」、「③学院（原語：Học viện）」、「④高等学校（原語：Trường cao đẳng）」の各高等教育機関によって構成される。「①大学」は、主として複数の高等教育機関（構成員大学）や研究機関から構成される高等教育機関の集合体であり、総合大学としての特徴を持っている。具体的には国家大学や地方拠点型大学などがこの類型に含まれる。「②大学校」と「③学院」は、主として4～6年制の単科の高等教育機関であり、いずれも教育部を含め多数の中央省庁にそれぞれ所管されている大学類型である。上記3類型の高等教育機関は、「挙人」号（大学課程卒業生の称号）、「碩士」号（修士学位に相当）、「進士」（博士学位に相当）号を授与することができる。そして「④高等学校」は、いわゆる短大に相当し、2～3年制の教育課程を提供している。この類型は、独立した高等教育機関である場合と、4年制以上の高等教育機関のなかで教育課程（短大課程）として提供される場合がある。なお、進士号については、①から③の高等教育機関に加えて、中央行政部門やベトナム・アカデミーに直属する国家的研究組織である科学研究院によっても授与される。

現在、ベトナムにおける学位の定義に関する統一的な規則は存在せず、論者により学位に含まれる称号に幅があるのが現状である。以前は、1983年の「国家学位評議会の設立に関する規則」や1989年の「国家学位・科学職名評議会の設立に関する規則」が公布され

ており、国家レベルの組織の名称に「学位」という用語が明記されていた。後者の規則では、学位として碩士号と進士号が挙げられていることから、この規則によれば学位とは碩士号と進士号の二つを意味していた。加えて、教育管理学者のブイ・ヒエンが編纂した『教育学事典』における「学位」の項目では、ベトナムでは碩士号と進士号の二つを意味するとされている⁽¹⁾。なお、1995年に国家学位・科学職名評議会は改組され国家教授職名評議会となり、現在、国家レベルの組織で学位の名を冠するものはなくなっている。

一方で、ベトナム教育科学院高等教育研究局長やハノイ師範大学教育管理科主任をはじめ、ベトナムの教育に関する主要な研究者を対象に実施した聞き取り調査では、碩士号及び進士号に加えて大学課程を卒業することで取得できる卒業証書の称号である「挙人」も学位であるとする意見が多く聞かれた⁽²⁾。こうした状況から本章では、概念の幅を広く取り、大学課程卒業時に授与される称号である「挙人」号も学位に含めて検討する。

2. 学位制度の歴史的変遷

ドイモイ政策が打ち出される以前のベトナムにおける学位制度は、ソビエト連邦のシステムを模倣したものであると言え、社会主義建設を担う知識人のための称号という色合いが強いものであった。まず「挙人」号についてみれば、国家の社会主義建設を進めるため第1次五カ年計画が打ち出された1961年に、教育部は学位取得のための大学卒業試験の実施に関わる体系的な規則を公布した。また、1963年には、この規則の周知徹底を図るため「各大学における試験と検査に関する暫定規則の解説通達」が出された⁽³⁾。

具体的な学位授与に至る過程と条件について、1963年に教育部が所管する師範大学を対象に公布された「各師範大学における検査と試験の実施に関する暫定規則」を手がかりにして見てみたい。学生は学年制のもと、国家により厳密に定められた教育課程を修めながら進級のために年度末試験に合格する必要があった。年度末試験は、マルクス・レーニン主義の基礎に関わる1科目、業務科目（心理学、教育学、教育方法）、及び専門に関する三つの科目が課された。その採点結果は教育部に提出され、その審査を受けなくてはならないとされた。そのうえで、学生が卒業を認定され、学位を取得するためには、次の三つの条件を満たすことが要求された。すなわち、卒業試験に合格し、かつ、よい道德資格をもち、かつ、奉仕活動を行いうるだけの健康状態にあるという「学習」、「道德資格」、「健康」の三つの側面である。「挙人」号を取得するためには、この三つの要件を満たす必要があった。

次いで、ベトナムにおいてより高次の学位の授与が開始されたのは、南北統一を果たした1976年のことである。その背景には、社会主義建設のため、「主人公となって文化・科学技術の成果を創造的に運用できる多数の知識人集団を建設」することが急務とされたことが挙げられる⁽⁴⁾。大学を卒業した後に研究生としてさらに高次の学位を取得するためには、旧ソ連、東欧諸国などの旧社会主義国家圏に留学しなくてはならなかった。

こうしたことを背景に、政府首相は 1976 年に、ベトナム国内に高次の学位制度を整備するため、第 224 号決定「国内における大学院教育に関する決定」（以下、第 224 号決定）を通じて、一部の大学と科学研究院に大学院教育課程を設置することを決定した。この決定により、ベトナムでは最高位の学位として科学進士号とそれに次ぐ副進士号の学位の授与が実施されるようになるとともに、大学院教育課程の修了がすなわち学位取得の条件であるとして規定された⁽⁵⁾。

第 224 号決定の要点は次の 2 点である。1 点目は、「高水準の科学技術幹部」を養成するために、大学院教育の目標として研究能力に加え、研究生には「祖国と社会主義に忠実である」とする政治性が要求されたことである。すなわち、選抜対象は「大学を卒業した幹部」であり、「よき道徳的品性を有している」ことが条件とされた⁽⁶⁾。

2 点目は、研究生が学位を取得するにあたり、当該論文の主題の決定には政府直属の委員会の指導を受けるとともに、論文審査の過程では政府首相が指名する試験委員会が関与するということである。このように、第 224 号決定を通じて、研究生への学位授与の過程において国家がかなりの程度関与する体制が築かれることとなった。

第 224 号決定には学位授与の主体について明確な規定はなかったが、翌 1977 年に、政府首相第 243 号決定「研究生の論文防衛の結果における審査と承認の大学部への委任に関する決定」を通じて学位授与制度の詳細が規定された。このことにより、高等教育部門を所管する大学部の大臣が学位の授与を行うという体制が定められた。

1980 年にはベトナム南部地域においても同様の学位制度が整備された。具体的には、学位取得のために大学院教育を提供する任務が、南部ベトナムに存在した有力な総合大学（ホーチミン市総合大学、カントー大学）及び単科大学（ホーチミン市工科大学）、ならびに科学研究院（建築技術科学院、水産研究院）に与えられた。

なお 1989 年に、チャン・ホン・クアン大学・中等職業教育大臣（当時）は「我々は、国内外で 7,000 人の副進士と 200 人の進士を訓練してきている」と述べ、「12 年間で選抜・訓練を受けた 2,105 人の研究生のうち、主として大学での教育・指導に携わる幹部が 64%、科学研究院において研究に携わる幹部が 33%、そして国家機関で管理・生産業務を担う幹部が 3%」と研究生の所属内訳を明らかにしている。また、大学院教育を提供していた機関の内訳は、30 が大学内部の組織で、34 が科学研究院内部の組織であった。そして 1989 年時点で、ベトナム国内の副進士号取得者は 798 人、進士号取得者は 4 人とされていた⁽⁷⁾。

1986 年にドイモイ政策が打ち出されて以降、ベトナムでは全体として市場化と国際化が進んできており、こうした変化は、高等教育システムはもちろんのこと、学位制度にも影響を及ぼしてきている。こうした過程で、高等教育システムの量的拡大や大学における運営自主権の拡大が大幅に進められてきている。

まず「挙人」号については、1990 年に教育訓練大臣により「大学卒業証書に関する規則」が公布され、大学卒業証書は特定の分野の大学教育を修めたことを証明する法的な文書で

あるとともに、学位記の様式は中央教育行政部門である教育訓練部⁽⁸⁾が統一的に管理することが規定された⁽⁹⁾。大学卒業証書を授与された卒業生の称号は「挙人」、短大卒業証書の場合には「短大挙人」とし、大学卒業生の具体的な称号は専門分野によって次の通り規定された。すなわち、①科学挙人、②外国語学挙人、③法学挙人、④文化学挙人、⑤芸術挙人、⑥体育挙人、⑦経済学挙人、⑧技術経済挙人ないし経済技師、⑨技術挙人ないし技師、⑩建築挙人ないし建築士、⑪医学挙人ないし博士、⑫獣医学挙人ないし獣医博士、⑬薬学挙人ないし高度薬師である。

加えて、こうした「挙人」号の授与にあたり、高等教育機関は必要となる人数分の卒業証書の数量を教育訓練部に申請したうえで、卒業証書は、大学ないし短大の学長によって当該訓練課程を修め、卒業を認定された学生に授与されることが定められた。

1993年には、「挙人」号を取得するための卒業認定に関する「試験・検査・進級・卒業認定規則」が公布され、学生の進級や卒業認定の要件について規定された。本規則では、学位取得のための卒業試験は学生が大学教育課程で学んできた知識を総合するものとされるが、教員や設備が一定の質を満たしている場合、学生が卒業論文を作成することで卒業試験の代わりとすることが認められた。卒業認定は学長が組織した卒業認定評議会によって行われ、この審議に基づいて学長ないし副学長が卒業証書を授与するとされた。従来の学位制度と比較して強調しておく必要があるのは、卒業認定を得るための基準が卒業試験（卒業論文）の点数と教育機関の規律や国家の法律に背いていないことのみとされ、道徳性や政治性に対する言及がなくなったことである。また、卒業した後に労働に参加することができないほどの健康状態の学生でも、基準を満たせば卒業が認定され、卒業証書が授与されるという規定も加えられた⁽¹⁰⁾。なお、1999年にも卒業認定に関する規則が公布されているが、1993年の規則と比較して両者に大きな変化は見られない。

2006年には、「正規課程における大学・短大訓練規則」が公布された。2001年に実験的に単位制が導入されて以降、2000年代では教育課程のうち大学が決定できる教育内容が増えるとともに、学生の選択の幅が一定程度拡大された。こうしたなかで「正規課程における大学・短大訓練規則」では、学生は進級のために一定数の科目群（「学分」）を受講するとともに、当該科目の試験に合格することが規定された。学位取得にあたっては、一部の優秀な学生には卒業論文や卒業制作が課され、それ以外の学生には卒業試験が課されるものとされた。ただし、専門分野を問わずすべての学生がマルクス・レーニン主義、ホーチミン思想の科目の試験を受験し、合格することも卒業の要件とされたのである。そのうえで学長が設立する評議会が最終的な学生の成績を評価し、その結果をふまえて学長が卒業認定を行うことが規定された⁽¹¹⁾。

次いで、ドイモイ体制下でのベトナムにおける高次の学位制度について概観する。1992年に教育訓練部は、既存の大学院教育制度の改革をめざして、副進士を碩士（修士号に相当）と呼ぶこととし、副進士の学位を廃止する提案を行った⁽¹²⁾。この提案に基づいて改革

が行われたことで、従来と同様に教育課程の修了が学位の取得と結びつく碩士課程と進士課程から構成される現行の学位制度が形成された。ただし、碩士課程と進士課程は原則として別の体系に位置づいており、進士号を取得するために必ずしも碩士号を取得することは必要ないものと規定されている。

ベトナムにおいて学位取得のための大学院教育制度は、1996年の「大学院訓練・養成規則」を経て、2000年の教育訓練部による「大学院訓練規則」において体系的に形成された。

「大学院訓練規則」は碩士課程と進士課程の両方の大学院教育制度に関して規定しており、学位授与の任務を与えられる高等教育機関として、大学は碩士号及び進士号を、国家研究機関である科学研究院は進士号を授与するための訓練を行うと規定された。このうち碩士号を取得するには、2年間の教育課程のうち、大学院生はコースワークとして一般的知識群（各哲学科目及び外国語）と基礎的・専門的知識群における各科目を履修したうえで、碩士論文を執筆することが前提となる。学長は、自身が設置した碩士論文評議会の審査をふまえて碩士課程の修了に関する承認をし、碩士課程の大学院生である学員を対象に碩士号を授与する。他方、研究生が進士号を取得するには、主として研究活動・報告である専門課題の遂行と進士論文の執筆が必要となる。進士論文の執筆過程では、学長が設置した機関レベルの論文評価委員会の審査を通過したうえで、教育訓練大臣により組織される国家級論文審査委員会による審査を受けなくてはならない。進士論文が国家級論文審査委員会の審査に合格した場合、教育訓練大臣から研究生に進士号が授与されるものと規定された。なお、進士号の授与に対する国家的な関与は進士課程への進学段階から存在しており、進士課程に在籍する研究生になるには教育訓練大臣の承認が必要と規定された⁽¹³⁾。進士課程の年限は、碩士号取得者の場合は3年、碩士号未取得者の場合は4年となっている。

ただし、2007年に公布された「国民教育体系における証書・資格規則」では、教育訓練部は卒業証書（＝学位記）の様式や印刷、発行手続きに関して統一的に管理するとしながらも、学位の授与における高等教育機関への権限移譲を進めるとしている⁽¹⁴⁾。同規則においては、大学卒業証書、碩士号、進士号のいずれも当該教育課程を提供している大学の学長によって授与されるものとする改められたのである。

3. 国レベルの規定と学位授与状況

すでに述べたように、現在ベトナムにおいて学位について統一的に規定した規則は存在せず、1989年から1995年まで存在した「国家学位・科学職名評議会」では碩士号と進士号が学位であるとされていた。しかし実態としては、大学が授与する卒業証書である「挙人」号も学位に含めることが多い。また後に見るように、現在大学の運営自主権の拡大が進められるなかで、大学卒業証書の様式を各大学が決定できるようになっており、卒業証書に「Bachelor」と記入する大学も存在している。なお、2012年に制定された「高等教

育法」の各条文においても「学位 (Học vị)」という用語は確認できない。こうした状況から本節では、慣例として捉えられている学位である「挙人」号、それから碩士号、進士号に関する国レベルの規定について検討する。

「高等教育法」では、「高等教育の目標」として大学課程、碩士課程、進士課程のそれぞれの目標について規定している (第 5 条)。まず「挙人」号を取得するための大学課程の目標について見れば、「全面的な専門知識を有し、自然・社会の原理と規律をしっかりと把握し、基礎的な実行技能を有するとともに、独立して創造的に仕事をする能力と専攻分野の様々な問題を解決する能力を兼ね備えた学生を育成すること」とされている。

また、「碩士課程の目標」は「研究あるいは効果的な職業活動をするにあたっての高次の技能を有するとともに」、「専攻分野の様々な問題を発見し、解決する能力を備えた学員を養成する」ことであるとされる。そして、「進士課程の目標」は、「独立し創造的に研究する能力を有するとともに、科学技術に関する新たな問題の解決、並びに科学研究と専門的活動における指導を行う能力を有する研究生を養成する」こととされる。

現行の制度において、「高等教育法」では、大学課程と碩士課程は大学が提供すると規定している。また、進士課程は、大学に加えて中央の各省庁やアカデミー (翰林院: Viện hàn lâm) に直属する国家科学研究院が提供すると規定している (第 7 条)。

学位の授与のあり方について、関連する規則を手がかりにおおまかな流れを確認すれば、次のようになる。「挙人」号については 2014 年の「単位システムに基づく正規大学・短大訓練規則」そして 2015 年「基礎中等教育、普通中等教育段階の卒業証書、大学卒業証書及び国民教育体系の証書・資格の管理規則」において、学生は大学課程における所定の単位数を修めたうえで卒業試験、卒業製作ないし卒業試験のいずれかを受け、その評価をふまえて学長により卒業が認定され、卒業証書 (=「挙人」) が授与されると規定された。学位取得の条件は、主として科目ごとの試験の点数や卒業論文の評価となっている⁽¹⁵⁾。

また碩士号取得の条件は、2011 年の「碩士課程訓練規則」において、一般的知識群としての哲学 (マルクス・レーニン主義、ホーチミン思想等を含む)・語学や専門的知識群を履修し所定の単位を取得したうえで、碩士論文の審査に合格することとされる。そのうえで、碩士論文は学長によって授与されるようになっている⁽¹⁶⁾。

そして進士号取得の条件は、2009 年の「進士課程訓練規則」において、①補充学群、②進士程学群、③進士論文から構成される進士課程を修了することと規定されている。補充学群は碩士課程で修めておくべき専門科目であり、主として碩士号を取得していない研究生のための科目であるのに対し、進士課程学群は、研究手法を向上させることに主眼を置いた科目から構成され、すべての研究生が単位の修得を求められる。研究生は進士論文を完成させ、所定の審査に合格することで学長により進士号が授与される。2000 年の大学院教育規則と比較すると、学位論文の審査及び学位の授与の過程において国家から高等教育機関への権限移譲が生じていることがわかる。

以上のように、ベトナムでは卒業・修了証書が学位と同一視されており、各高等教育課程の卒業生数は学位の取得者数と対応している。表 4-1 は、教育訓練部の統計に基づき作成されたベトナムの大学における大学課程及び碩士・進士課程の卒業・修了者数を示したものである。この表から、いずれの教育課程においても卒業・修了者数は増加傾向にあり、このことから、近年ではいずれの学位も大学での授与件数は増加傾向にあると言える。ただし、国家科学研究院も進士号を授与できることから、ベトナム全体の進士号授与件数は表の数値よりも多いことが推察される。

表 4-1 ベトナムの大学における各教育課程の卒業証書授与件数

	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
大学課程卒業	121,804 人	113,763 人	110,110 人	134,508 人	143,017 人
碩士課程修了	2,479 人	3,097 人	3,409 人	4,359 人	5,421 人
進士課程修了	251 人	335 人	336 人	337 人	359 人
	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年
大学課程卒業	161,411 人	152,272 人	144,510 人	162,398 人	187,379 人
碩士課程修了	7,420 人	9,828 人	10,878 人	10,740 人	15,126 人
進士課程修了	378 人	420 人	423 人	443 人	506 人

出典：Bộ Giáo Dục và Đào Tạo. 10 Năm Phát Triển Giáo Dục và Đào Tạo Việt Nam Qua Các Con Số 2001-2010. Hà Nội: Nhà xuất bản Giáo Dục Việt Nam, 2012, p.53.

4. 機関レベルの学位制度：ハノイ国家大学の事例

ハノイ国家大学 (Đại học quốc gia Hà Nội) は、ベトナム高等教育における教育と研究の中心として、既存の有力な大学を再編・統合することにより 1993 年に創設された。ハノイ国家大学は、法人格を有するとともに、教育・研究をはじめとする諸活動における高度の自律性を有する大学類型となっている。ハノイ国家大学はそれぞれが高い自主性と専門性を備える複数の大学 (国家大学構成員大学) からなり、大学複合体としての性格を持っている。本節では、機関レベルの学位制度としてハノイ国家大学を事例に検討する。

ハノイ国家大学は学位授与制度においても高度の自律性を有している。第 3 節で述べたように、現在ベトナムでは「挙人」号、碩士号、そして進士号のいずれも、各学位に対応する教育課程を提供している高等教育機関 (大学、国家科学研究院) において授与されるようになっている。なかでも進士号の授与を大学が授与すると規定されたのは 2007 年である。しかしハノイ国家大学には、これに先立つ 2001 年に教育訓練部第 24 号決定「国家大学総長に対する進士号授与権の委譲に関する決定」を通じて、進士学位の授与に関わる次の三つの権限が与えられた。すなわち、「研究生の承認」、「国家級論文審査委員会の設立」、

それから「学位の承認と授与」が国家大学総長の権限とされた⁽¹⁷⁾。このとき以来一貫して研究生の選定から学位授与に至るまで国家大学の内部で学位の授与をめぐる活動が実施されている。加えて、国家大学における進士論文の質を事後的にチェックするための「進士論文検定委員会」が、教育訓練大臣ではなく総長によって組織される点で、教育訓練部によって進士論文や学位の質に関する事後的な検査を受ける他の種類の大学とは異なっている。

ハノイ国家大学における現行の学位制度は、2015年の「ハノイ国家大学における証書・資格規定」において定められている。まず「総則」では、ハノイ国家大学が授与する各種証書・資格はベトナムにおける国民教育体系に属するものであるとし、ハノイ国家大学が授与する証書（＝学位）は、挙人、技師、博士、薬師、碩士、進士の各課程を修了した学生に対して、そのことを法的に認めるものであると規定されている。1990年の「大学卒業証書に関する規則」では、技師（kỹ sư）号や博士（bác sĩ）号、そして薬師（điều dưỡng sĩ）号も「挙人」号に含めて規定されていたが、ハノイ国家大学はこれらを異なる卒業証書として区別している。ただし、技師号や博士号などは、それぞれエンジニアや医師になるための資格や免許ではなく、あくまでも当該専門領域の教育課程を修めたことを証明する称号である。

ハノイ国家大学が授与する学位に記載される専門分野の名称は、表 4-2 に示す通りである。大学課程では、「挙人」が 84 分野、技師が 2 分野（機械工学とコミュニケーション・コンピュータネットワーク）、博士が 1 分野（一般医学）、薬師（薬学）が 1 分野、碩士が 68 分野、そして進士が 46 分野となっている。

表 4-2 ハノイ国家大学における学位の種類

証書（学位）	専門分野名
挙人	法学、経営法学、英語言語学、教育管理學、外国人学生のためのベトナムの言語と文化など、84 分野
技師	機械工学、コミュニケーション・コンピュータネットワーク
博士	一般医学
薬師	薬学
碩士	法学、言語学、人類学、教育管理學、歴史師範学など 68 分野
進士	法学、言語学、人類学、教育管理學など 46 分野

出典：Quyết định của Bộ Giáo dục và Đào tạo ngày 22 tháng 5 năm 2015 Ban hành quy định về văn bằng, chứng chỉ của Bộ Giáo dục và Đào tạo.

ハノイ国家大学における学位授与のおおまかな流れは次のようになっている。すなわち、毎年 3 月にまず、訓練単位（構成員大学など）は次年度に卒業が見込まれる学生数を国家

大学に報告する。国家大学の訓練委員会は、各種証書のフォーマットを訓練単位に必要部数を送付する。これを受けて、訓練単位の長（構成員大学の学長）は卒業・修了について認定し、該当するそれぞれの学生に対して学位を授与する。学位授与にあたっては、訓練単位（構成員大学）の長は国家大学総長に対して責任を負い、国家大学総長は政府首相に責任を負っている。そして、学位授与に至る定期的な検査は国家大学が各訓練単位に対して行うのである。

なお 2009 年のハノイ国家大学の訓練機関別進士号取得者数を示すと表 4-3 のようになる。この表からは、国家大学が創設される以前から存在した旧ハノイ総合大学を構成していた、社会人文科学大学及び自然科学大学の二つの構成員大学においてとりわけ多く進士号が授与されていることがわかる。

表 4-3 ハノイ国家大学における進士学位授与件数（2009 年、訓練機関別）

訓練機関	国家大学全体	法学部 (直属単位)	技術 大学	外国語 大学	経済 大学	教育 大学	社会人文 科学大学	自然科学 科学大学
授与数	60 人	11 人	1 人	6 人	1 人	3 人	18 人	20 人

出典：“ĐHQGHN trao bằng tiến sĩ đợt 1 năm 2009” (<https://vnu.edu.vn/ttsk/?C2092/N7405/dHQGHN-trao-bang-tien-si-dot-1-nam-2009.htm>、2018 年 11 月 7 日最終確認) 及び “ĐHQGHN trao bằng tiến sĩ đợt 2 năm 2009” (<http://tintuc.vnu.edu.vn/ttsk/?C1670/N7779/Le-trao-bang-tien-si-dot-2-nam-2009.htm>、2018 年 11 月 7 日最終確認) から、筆者作成。

5. 近年の学位制度改革

ベトナムでは近年、市場化と国際化が進められるなかで、高等教育における国際教育協力が積極的に進められてきている。そうした動きの一つとして、ベトナムの高等教育機関が外国の高等教育機関と協働し、「連結教育 (liên kết đào tạo)」を実施することで、学生はベトナムの学位に加え、外国の高等教育機関の学位を取得することが可能になっている。

2018 年政府議定「教育領域における外国の協力と投資に関する議定」によれば、連結教育は、ベトナムの高等教育機関と外国の高等教育機関とが法人を設立せずに学位を授与することを目的に協力をを行うものである（同議定、第 2 条）。連結教育では、外国の高等教育機関との協力のもと、教育課程すべてをベトナム国内で提供するか、あるいはベトナムと当該高等教育機関の本部がある外国の両国で教育課程が提供される。また、連結教育で使用する教育課程には、外国高等教育機関が作成したカリキュラム、あるいはベトナムの高等教育機関及び外国高等教育機関が協働して作成したカリキュラムの 2 通りが存在する。そして、学位の授与には 3 通りあり、①ベトナムの高等教育機関による学位授与、②外国の高等教育機関による学位授与、それから③ベトナムの高等教育機関の学位と外国の高等

教育機関の2校による学位授与である。「連結教育」に対応する学位は、「挙人」号、碩士号、進士号となっている。教育課程の修了承認の際に順守すべき規則もこうした学位授与のあり方と対応して、学位授与機関が属する国が定めた規則に従うことになっている⁽¹⁸⁾。

2017年3月時点で、教育訓練部が承認した連結教育課程を実践している高等教育機関の機関数は84校であり、そのプログラム数の合計は300を超える⁽¹⁹⁾。具体例としてハノイ大学を見れば、日本の奈良女子大学（「日本の言語と文化」、碩士課程）やオーストラリアのヴィクトリア大学（「英語教育法」、碩士課程）、イギリスのセントラル・ランカシャー大学（「情報システム」、碩士課程）などの大学と連結教育を行っている。このうち、奈良女子大学とのプログラムでは、碩士課程の2年間のうち、大学院生は最初と最後の6か月をハノイ大学で、その間の1年間を奈良女子大学で学習し、修了時には両大学からそれぞれ碩士号（修士号）が授与されるようになっている。こうした連結プログラムは2010年代に締結されたものが多く、近年学位制度をめぐる国際化が急速に進んできている⁽²⁰⁾。

こうした学位をめぐる国際化の動きに加えて、近年では、学位ないし学位論文の質を保証するための改革も打ち出されてきている。具体的には、2009年の「進士課程訓練規則」の規定を通じて（第41条）、教育訓練部が大学に進士論文の審査権や学位授与権を付与したことと対になって、教育訓練大臣が必要と判断した場合には、進士論文の質が一定以上に保たれているかどうか検査するための「進士論文検定委員会」が組織されるようになっている。2009年の「進士課程訓練規則」では、当該年度の審査に通過した進士論文のうち、少なくとも30%が検査の対象となると規定される点で（第40条）、教育訓練部は進士論文の質保証にあたり大学に対して事後的に関与する仕組みを築いているのである。

なお、このこと背景には、進士号の授与権が高等教育機関レベルに降ろされることで、学位の濫発や授与数増加に伴う質の低下を防ごうとする教育訓練部の意図があると言える。ベトナム政府は、2010年の第911号政府首相決定を通じて、進士学位取得者の増加を国家政策として打ち出しており、本決定のなかでは2010年から2020年間に2万人の大学教員に進士学位を取得させることを定めている⁽²¹⁾。そのうち、1万人はベトナム国内で進士学位を取得することを、3,000人は「連結教育」を通じて学位を取得することがめざされているのである。このように、ベトナムでは学位授与数増加と質の担保が喫緊の課題となっているのである。

<注>

(1) Bùi Hiền n (chủ biên), Vũ Văn Tào, Nguyễn Văn Giao, Nguyễn Hữu Quỳnh. *Từ điển giáo dục học*. Nhà xuất bản từ điển bách khoa, 2013, p.197.

(2) 2018年9月11日ベトナム教育科学院、高等教育局長 Lê Đông Phương 氏に対する聞き取り、同年9月12日ハノイ師範大学教育管理科、主任 Nguyễn Vũ Bích Hiền に対す

る聞き取り、それから同年9月13日ベトナム教育管理學院、元院長 Lê Phú ó c Minh 氏に対する聞き取りによる。

- (3) Thông tư số 57 của Bộ trưởng Bộ Giáo dục và Đào tạo ngày 24 tháng 10 năm 1963 Giải thích quy chế tạm thời về thi và kiểm tra ở các trường đại học.
- (4) “Xung quanh vấn đề đào tạo trên đại học ở trong nước.” Đại Học và Trung Học Chuyên Nghiệp: Tập San của Ngành Đại Học và Trung Học Chuyên Nghiệp. tháng 5, 1977, p.32.
- (5) このことは、「大学院教育は副進士、科学進士の学位に到達することを保証するためのものである」という条文からも明らかである（Quyết Định số 224 của Chính Phủ ngày 24 tháng 05 năm 1976 Về việc đào tạo trên đại học ở trong nước）。
- (6) 「国内における大学院教育に関する決定」では、大学院教育の目標について、到達すべき基準として「(a) 専門性」と「(b) 政治性」に関する規定が存在している。
- (7) Tran Hong Quan. “12 năm đào tạo bồi dưỡng sau đại học (1976-1988).” Tạp chí Đại học và giáo dục chuyên nghiệp. Sep, 1989, p.7.
- (8) 教育訓練部は、幼児教育から大学院教育までを統一的に所掌するべく、1990年にそれまで主として高等教育行政を所掌してきた大学・中等職業教育部と、普通教育行政を所掌してきた教育部とが統合されてできた中央の行政部門である。
- (9) Quyết định số 1994 của Bộ trưởng Bộ Giáo dục và Đào tạo ngày 23 tháng 11 năm 1990 về quy chế bậc đại học.
- (10) Quyết định của Bộ trưởng Bộ Giáo dục và Đào tạo ngày 23 tháng 11 năm 1990 về việc ban hành quy chế thi, kiểm tra, xét lên lớp, xét tốt nghiệp trong các trường đại học, lớp trung học chuyên nghiệp và dạy nghề (Hệ dài hạn tập trung).
- (11) Quyết định của Bộ trưởng Bộ Giáo dục và Đào tạo ngày 26 tháng 6 năm 2006 Ban hành Quy chế đào tạo đại học và cao đẳng hệ chính quy.
- (12) グエン、チェンダット、スローパー、デイヴィッド「大学院教育と大学教員の職階」スローパー、デイヴィッド、レ・タク・カン編、大塚豊監訳『変革期ベトナムの大学』東信堂、1998年、133頁。
- (13) Quyết Định số 18 của Bộ Trưởng Bộ Giáo Dục và Đào Tạo ngày 08 tháng 06 năm 2000 Về việc ban hành Quy chế đào tạo sau đại học
- (14) Quyết định của Bộ trưởng Bộ Giáo dục và Đào tạo ngày tháng năm ban hành quy chế văn bản, chức năng của hệ thống giáo dục quốc dân.
- (15) Quyết định của Bộ Giáo dục và Đào tạo ngày 15 tháng 5 năm 2015 Ban hành Quy chế đào tạo đại học và cao đẳng hệ chính quy hệ thống tín chỉ.
- (16) Thông tư của Bộ Giáo dục và Đào tạo ngày 28 tháng 2 năm 2011 Ban hành quy chế đào tạo trình độ thạc sĩ.

- (17) Quyết Định số 24 của Bộ Trưởng Bộ Giáo Dục và Đào Tạo ngày 28 tháng 06 năm 2001 Về việc ủy quyền cho Giám Đốc Đại Học Quốc Gia cấp bằng tiến sĩ.
- (18) Quy định của Chính phủ ngày 6 tháng 6 năm 2018 Về hợp tác, đầu tư của nước ngoài trong lĩnh vực giáo dục.
- (19) 「Danh sách các chương trình liên kết đào tạo với nước ngoài đã được bộ giáo dục và đào tạo phê duyệt」 (https://vied.vn/imgs/2017/03/LKDT_21.3.2017.pdf、2018年10月5日最終確認)。
- (20) なお、学位に関する改革のもう一つは、大学課程における学位制度の「欧米化」である。2018年9月11日にベトナム教育科学院高等教育局長 Lê Đông Phương 氏に実施した聞き取り調査によれば、現在ベトナムは、2019年度より現行の大学課程で取得可能な学位である「挙人」、「(挙人) 技師」、「(挙人) 薬師」、「(挙人) 博士」を統合することで、「応用挙人」と「科学挙人」の二つからなる学位制度を導入する予定であり、新たな学位は、それぞれアメリカの学位制度である「Bachelor of Arts」と「Bachelor of Science」をモデルとしているという。
- (21) Quyết định của Thủ tướng Chính phủ ngày 17 tháng 6 năm 2010 Phê duyệt Đề án Đào tạo giảng viên có trình độ tiến sĩ cho các trường đại học, cao đẳng giai đoạn 2010 – 2020.

第5章 インドにおける学位制度

渡辺 雅幸

1. 歴史的概観と高等教育の基本制度

インド共和国（以下、インドと略）は、1947年にイギリスから独立して以降、政治的には議会制民主主義を基調とする連邦国家である一方で、経済的には資本主義と社会主義のいずれとも異なる「混合経済」を採用し、一部の私企業を認めつつも、基本は連邦政府主導の「計画経済」によって国の発展をめざした^①。しかし、1991年に旧ソ連や東欧社会主義国の崩壊によって第二次世界大戦後の冷戦構造が大きく転換するなかで、計画経済が行き詰まり、その結果インドは深刻な経済危機に直面した^②。そこで、政府は国際通貨基金（IMF）と世界銀行の勧告に従い、借入金を受け取る代わりに市場開放などの自由化が要求される「構造調整計画」を受け入れ、その後のインドはグローバル化や市場化の波に大きくさらされることとなる。

インドの高等教育制度は主として、大学（University）と、それに提携する複数のカレッジ（Affiliated Colleges）から構成される。基本的には、大学はカリキュラム作成、試験、学位授与をし、自ら教育と研究も行う機関である。それに対してカレッジは、カリキュラム作成、試験、学位授与の権限がないため、大学の作成したカリキュラムに従って主に教育を行い、学生は大学の試験を受け、大学から学位を授与される仕組みになっている。また、およそ学生の9割は州立大学に加盟するカレッジに在籍している。したがって、連邦国家であるインドでは、高等教育についても州の役割が大きいですが、同時に連邦政府も国立大学等の設置・運営に加え、高等教育全体の調整や最低基準の設定などの一定の権限を有しており、後述するように、学位の質の管理なども行っている。教育課程は現在、大きく博士課程（Ph.D. : 3年）、哲学修士課程（M.Phil. : 1年）、修士課程（Master : 2年）、学士課程（Bachelor）からなる。哲学修士の課程は、かつて宗主国であったイギリスの制度を引き継いだものである。修士課程と学士課程では原則的に論文の提出は課されずコースワークのみであるが、哲学修士課程以降は論文の提出が課される。そのため、インドでは哲学修士号と博士号が研究学位（Research Degrees）として位置づけられている。学士課程における修業年限は、一般的な学問分野の場合は3年であるが、専門職を育成する工学系は4年、医学系は5年である。

また、インドではいわゆる大学以外にも学位授与権をもつ高等教育機関がいくらか存在する。その一つが、準大学（Deemed University）と呼ばれる高等教育機関である。準大

学は、一定の条件を満たすことにより、後述する大学補助金委員会（University Grants Commission、以下 UGC と略）の助言に従って、中央政府が大学以外の機関（特に研究所など）に対して「大学に準ずる機関」として認定したものを指す。もう一つが、国家的重要機関（Institute of National Importance）と呼ばれる高等教育機関である。国家的重要機関は、国内の特定の地域で高度な技術をもつ人材を育成するための中心的な存在として、連邦法に基づいて設立される。世界的に知られたインド工科大学（Indian Institute of Technology）は、こうした区分に従えば、大学ではなくこの国家的重要機関に含まれる。

2. 学位制度の歴史的変遷

1857年に、インドでは最初の大学として、ボンベイ大学、カルカッタ大学、マドラス大学の三つの大学が設置された。これら三つの大学は、宗主国だったイギリスのロンドン大学をモデルとしており、試験の実施と学位の授与及び提携するカレッジの管理のみを行っていた^③。なお、インドには最初の大学ができる以前にもカレッジだけは存在していたが、当時は宗主国のイギリスの大学と提携し、イギリスの大学から学位が授与されていた。

一方で、当時のカルカッタ大学法には学位の位置づけが記されており、「ベンガルのフォート・ウィリアムの管区内及びインドの他の地域で、正規の高等普通教育を受けている、女王陛下のすべての臣民を、その階級・宗派の如何を問わず、激励するため、文芸・科学・芸術のさまざまな領域で上達した者を、試験という方法で確認し、その到達のしるしに学位及びそれに見合う榮譽の称号を授与するための大学を、カルカッタに設置すること」とされていた^④。すなわち、学位とは、大学が学位試験を実施し、その合格の「しるし」として授与するものであった。また、カルカッタ大学では1858年の最初の学位試験に13人の志願者が受験して2人が合格したとされている^⑤。さらに、ボンベイ、カルカッタ、マドラスの三つの大学では、1871年までの間に、850人が学士（B.A.）試験に、また151人が修士（M.A.）試験に合格して学位が授与され、1871年から1882年までの間に、学士学位取得者が2,434人、修士学位取得者が385人に達したとされている^⑥。このように、まだまだ少数ではあったものの、学位授与者は確実に増えていった。

その後1947年にイギリスから独立すると、連邦政府は憲法に記載された「高等教育の調整と規準の設定」という自らの権限のもと、それを担う機関としてUGCを設置するための法律（UGC Act, 1956。以下、UGC法と略）を制定した。この法律には、学位授与に関わる規定も設けられていた。具体的には、それは次のような内容であった。

まず、その1956年UGC法の第4章「雑則」第22条の「学位授与の権限」の第1項によると、「(1) 学位授与の権限は、連邦法もしくは州法によって設置された大学、あるいは本法の第3条のもとで大学に準じるとされる機関、または学位を授与する権限を法律によって特別に与えられた機関が行使するものとする」と定められ、基本的に学位授与権は大学とそれに準ずる機関のみ（カレッジにはない）という、独立前のシステムを踏襲するこ

とになった⁽⁷⁾。一方、第3条には、「中央政府は、委員会の助言のもと、官報の告示によって、大学以外の高等教育機関を、大学に準ずる機関として宣言することができる」とあり、上述した準大学がこれにあたる。また、「学位を授与する権限を法律によって特別に与えられた機関」については、上述した国家的重要機関を指す。つまり、「1956年 UGC 法」は、インドでは法律によって設置もしくは設置が認められた高等教育機関のみが学位授与権をもつことを規定しているのである。

次に、UGC 法の第2項は「(2) 第1項に定められている場合を除き、個人や団体は、学位を授与したり、学位を授与する権限があるようにふるまったりすることはできない」とし、大学とそれに準ずる機関以外の学位授与を禁じている。

さらに、第3項は「(3) 本条のために、『学位』とは、これまでに連邦政府が承認し、UGC が官報の告示によって明示した学位を意味する」としている。この官報は1958年に初めて公表され、当時は35の学士、(哲学修士を含む)26の修士、8の博士、合計69の学位の種類を認めていたが、その数は2、3年置きに増加していった⁽⁸⁾。なお、2009年時点で合計163の学位が認められている⁽⁹⁾。

その後、UGC は1985年に、「正規の教育を通じた第一学位の授与のための教育の最低基準に関わる1985年 UGC 規則 (UGC Regulation, 1985 regarding the Minimum Standards of Instruction for the Grant of the First Degree through Formal Education)」(以下、1985年 UGC 規則と略)を公布した⁽¹⁰⁾。この規則は、学士課程への入学や出席日数、試験に加え、教員や設備に関する規定を設け、学位授与のための教育の最低基準を定めている。その第2条「入学/学生」の第3項には、「3年の課程を無事に修了しない限り、学生は第一学位(学士学位―筆者注)を受ける資格がない」として、学位授与のための最低基準が規定されている。

なお、インドの大学はこれまで、自国のカレッジだけでなく、大学をもたない周辺国のカレッジとも提携し、同様に学位を授与してきた。たとえば、ブータン王国には現在では学位を授与することができるブータン王立大学などが存在するが、同国で初めて創設された近代的なカレッジであるシェルブツェ・カレッジは、1983年にデリー大学と提携し、学生はデリー大学から学位が授与されてきた歴史を有している⁽¹¹⁾。

3. 学位をめぐる国レベルの規定と学位授与状況

次に、学位をめぐる現行の規定と学位授与状況を確認する。

まず、学位をめぐる国レベルの規定について、UGC は2003年に「1985年 UGC 規則」を改定し、「2003年 UGC (正規の教育を通じた第一学位の授与のための教育の最低基準)規則 (UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the First Degree through Formal Education) Regulation, 2003)」(以下、「2003年 UGC 規則(学士)」と略)を公布した⁽¹²⁾。「2003年 UGC 規則(学士)」では、その第8条として「学位授与(Award

of Degree)」と題する条項が新たに設けられた。具体的に見ると、第8条第1項は「3年以上の課程を無事修了し、大学が学位授与のために定める最低限の単位数を獲得しない限り、学生には第一学位が授与される資格はない」と定めている。また同条第2項は、「授与される学位は、UGC法の第22条第3項のもと、UGCが特定した用語と一致する各学問分野における学士であることが求められる」としている。

また、同じ2003年には「2003年UGC（正規の教育を通じた修士学位の授与のために教育の最低基準）規則（UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the Master's Degree through Formal Education) Regulation, 2003）」（以下、「2003年UGC規則（修士）」と略）も公布された⁽¹³⁾。この規則でも第8条に「学位授与」に関わる規定が設けられ、第8条第1項は、「第一学位後最低で2年、もしくは第12学年後最低で5年以上の課程を無事に修了し、大学が定める最低限の単位を獲得しない限り、学生には修士学位が授与される資格はない」と定めている。また同条第2項は、「授与される学位は、UGC法の第22条第3項のもと、UGCが特定した用語と一致する各学問分野における修士であることが求められる」としている。

さらに、2016年にUGCは「2016年UGC（哲学修士/博士学位授与のための最低の水準と手続き）規則（University Grants Commission (Minimum Standards and Procedure for Award of M.PHIL./PH.D Degrees) Regulations, 2016）」（以下、「2016年UGC規則」と略）を公布した⁽¹⁴⁾。その内容としては、たとえば「哲学修士プログラムへの入学基準」（第2条）や、「博士プログラムへの入学基準」（第3条）、「プログラムの期間」（第4条）、「入学の手続き」（第5条）、「指導教官の割り当て」（第6条）、「コースワーク」（第7条）などが規定されている。そして第9条は、「審査/評価方法、学位授与のための最低限の水準/単位」を定めている。詳細を見てみると、まず「哲学修士学位授与のためには、コースワークの単位を含む必要最低限の単位として、24単位を下回ってはいけない」（第9条第1項）ことや、「第7条第8項⁽¹⁵⁾に記載されている点数を獲得してコースワークを合格した哲学修士/博士課程の学生は研究に着手する必要がある、これらの規則に基づいた関係機関によって定められた適切な時間内に学位論文の下書きを作成しなければならない」（第9条第2項）としている。また、「学位論文提出に先立って、すべての教員やその他の研究者に公開される形で、機関の研究諮問委員会（Research Advisory Committee）⁽¹⁶⁾で学生はプレゼンテーションを行うものとする。そこで得られたフィードバックやコメントは、研究諮問委員会との協議のうえ、学位論文の下書きに適切に盛り込まれるものとする」（第9条第3項）としている。さらに、「学位論文の判定の前に、哲学修士課程の学生の場合はカンファレンス/セミナーで少なくとも研究論文の一つを発表し、博士課程の学生の場合は査読制の雑誌で少なくとも研究論文の一つ公表し、加えてカンファレンス/セミナーで少なくとも論文を二つ発表し、発表の証明/複製の形でその証拠を作成しなければならない」（第9条第4項）と定めている。一方で、「学生によって提出された哲学修士の学位論文は、指

導教官と、当該機関で雇用されていない外部の審査員少なくとも1人によって審査されるものとする。口頭試験は、とりわけ審査報告書（evaluation report）における批評に基づいて両者によって行われ、研究諮問委員会のメンバー、学科のすべての教員、その他の研究者やその他関心のある専門家に公開されるものとする」（第9条第6項）とある。それに対して「学生によって提出された博士の学位論文は、指導教官と、当該機関で雇用されていない外部の審査員少なくとも2人でそのうち1人は外国の審査員でもよく、彼らによって審査されるものとする。口頭試験は、とりわけ審査報告書における批評に基づき、指導教官と2人の外部審査官のうち少なくとも1人によって行われ、研究諮問委員会のメンバー、学科のすべての教員、その他の研究者やその他関心のある専門家に公開されるものとする」と規定されている（第9条第7項）。最後に、「遠隔/定時制の博士/哲学修士の扱い」（第11条）として、「これらの規則あるいはその当時有効だった他の規則に含まれている如何にかかわらず、大学、機関、準大学、カレッジは遠隔教育を通じて哲学修士と博士のプログラムを実施することはできない」（第11条第1項）とされている。なお、「現在の博士に関わる規則に言及されているすべての条件が満たされれば、定時制の博士は認められるものとする」（第11条第2項）とある。

このように、「2016年UGC規則」は、研究学位として位置づけられる哲学修士号と博士号の質を最低限保証するため、特に学位論文について、各学位が授与されるまでに必要な手続きを詳細に規定している。

次に、学位授与状況を確認する⁽¹⁷⁾。学士学位については、現在入手可能な資料では教養、商学、科学、工学、教育、医学の分野に関わるデータのみ掲載されているが、これらの分野の学位で、授与される学士学位総数の約9割（87%）を占めている。インドの場合、学士学位授与数の半数近くが教養の学位である（表5-1）。一方、2012年から2017年の5年間の変化を見てみると、教養、商学などの文系分野は微増ながら、科学、工学などの理系分野及び教育といった専門分野の学位授与が多くなっている。

表5-1 インドにおける学士学位の授与数の推移（万人）

	教養 (B.A.)	商学 (B.Com)	科学 (B.Sc.)	工学 (B.Tech.)	教育 (B.Ed.)	医学 (M.B.B.S.)
2012年	232.7	91.5	80.3	36.4	33.0	3.3
2017年	238.9	93.9	115.2	43.7	44.4	3.8

出典：MHRD, *All India Survey on Higher Education 2012-13, 2017-18*を参考に筆者作成。

続いて、修士学位についても、現在入手可能な資料では教養、経営、科学、工学、教育の分野に関わるデータのみとされている。修士学位についても、学位授与数の半数近くが

教養の学位であるが、同じく5年間の変化を見てみると、修士学位の場合は教養の増加が際立っていることが確認できる（表5-2）。

表5-2 インドにおける修士学位の授与数の推移（万人）

	教養 (M.A.)	経営 (M.B.A.)	科学 (M.Sc.)	工学 (M.Tech.)	教育 (M.E.)
2012年	44.5	20.7	20.3	6.3	
2017年	60.4	20.6	26.0	6.2	2.1

出典：MHRD, *All India Survey on Higher Education 2012-13, 2017-18*を参考に筆者作成。
 なお、2012年の工学と教育の学位については、二つの学位の合計数。

最後に、哲学修士学位、博士学位の授与数については、どちらも2015-16年度でも3万に届かず、修士学位の授与数と比べると、それほど多くない（表5-3）。一方で、哲学修士学位と博士学位の授与数の分野別内訳をみると、特に教養や科学の分野で授与数が多いことがわかる（表5-4、表5-5）。

表5-3 インドにおける哲学修士学位、博士学位の授与数の推移（人）

	2004-05年度	2008-09年度	2012-13年度	2015-16年度
哲学修士学位	—	—	19,540	24,283
博士学位	17,898	10,781	20,275	27,671

出典：UGC, *UGC Annual Report 2005-06, 2009-10, 2013-14, 2016-17*を参考に筆者作成。

表5-4 2015-16年度のインドにおける哲学修士学位の分野別授与数（人）

農学	教養	商学	電算	教育	工学
120	10,260	1,995	1,724	1,217	67
法学	経営	医学	その他	科学	獣医学
47	760	157	2,161	5,626	149

出典：UGC, *UGC Annual Report 2016-17*を参考に筆者作成。

表5-5 2015-16年度のインドにおける博士学位の分野別授与数（人）

農学	教養	商学	電算	教育	工学
1,350	6,711	768	698	876	4,772
法学	経営	医学	その他	科学	獣医学
290	1,175	1,021	2,091	7,636	283

出典：UGC, *UGC Annual Report 2016-17*を参考に筆者作成。

4. 機関レベルにおける学位授与のプロセス

以上のような国レベルの規定に基づき、学位授与権を有する各高等教育機関では学位授与に関する規則を制定している。ここでは、事例としてデリー大学とインド工科大学の規定を取り上げ、具体的な手順を見てみることにする。

まず、デリー大学の場合、学士学位は各学期（デリー大学の場合は2学期制）に実施される試験に合格する必要があるとされている⁽¹⁸⁾。各コースでは、授業内評価（Internal Assessment）と学期末試験を実施することになっている。授業内評価とは、出席（5%）、課題（10%）、小テスト（10%）を指し、学期末の最終的な合計点のうち、最大で25%分まで含むことができるとされている。1学期の合格には、学期末試験において理論（theory）と実践（practical）に関わる内容でそれぞれ少なくとも配点の40%以上の点数を獲得すること、また、学期末試験と授業内評価の点数の合計点が最低でも満点の40%以上であることが条件となっている。そして、第1から第6までの学期（1年2学期×3年）のすべての試験を合格した学生に学位の資格があるものとされている。なお、学生は、第1から第6までの学期の結果を総合して三つの等級に分けられる。すなわち、平均の成績が満点の60%以上となった学生は学位の等級が第一部（First Division）に分類され、それが50%以上60%未満の学生が第二部（Second Division）に、40%以上50%未満の学生は第三部（Third Division）に分類される。こうした分類はどこの大学でも行われているが、近年では、主に留学の際に大きな意味をもつ。たとえば、各国から多くの留学生を受け入れるアメリカには、同国と留学生の出身国との学位や成績の同等性などを評価するWES（World Education Service）と呼ばれる機関が存在する。インドからの留学生が増加するなか、2008年にWESは、インドから直接アメリカの大学院に入学する際の最低条件として、留学生の卒業校がインドの大学評価機関である全国評価・ア kredィテーション審議会（National Assessment and Accreditation Council、以下NAACと略）の評価でA以上を受けていることや、学士号が第一部か第二部であることを求めている⁽¹⁹⁾

次に修士学位（M.A.、M.Sc.、M.Com.）は、学士学位同様、1学期の合格には、学期末試験において理論と実践に関わる内容でそれぞれ少なくとも配点の40%以上の点数を獲得すること、また、学期末試験と授業内評価の点数の合計点が最低でも満点の40%以上であることが条件となっている⁽²⁰⁾。ただし、1年から2年に進級する場合は、1学期及び2学期ともに、学期末試験と授業内評価の合計点が少なくとも満点の50%以上必要となる。

最後に哲学修士、博士の学位に関しては、学生の研究に対して、デリー大学独自の組織体制を設けている。たとえば、デリー大学の博士号に関わる学則によると、研究審議会（Research Council）と呼ばれる組織は、博士号に関わる学則が全学的に同じように実施されることを保証したり、研究全般に対する助言を行ったりするとされている。また、研究審議会は、すべての学部の学部長（Dean）によって構成されるとしている。ただし、2016年以降UGCの規則が公布されているため、学則には、学位に関して基本的にはUGCが

定める手続きに従うことが規定されている⁽²¹⁾。

一方、インド工科大学（以下、IIT と略）のマドラス校（Madras）の規定⁽²²⁾を見ると、工学士（B. Tech.）が授与される条件として、①すべての主要なコースとプロジェクトに登録し無事修了すること、②規定の期間内にカリキュラムに定められた必要最低限の単位を無事に獲得すること、③すべてのカテゴリーの科目における特定の単位を獲得すること、④（学生の課外活動、社会奉仕活動としてインドでは有名である）NCC/NSO/NSS を修了すること⁽²³⁾、⑤合格した科目が CGPA⁽²⁴⁾で 5.0 以上あること、⑥執行されていない懲戒がないこと、の六つの条件をクリアすることを求めている。

また、インドでは、学生が一定以上の好成績を修めた場合などに、優等学位（Honours Degree）が授与されることがある。これについても、哲学修士同様に元はイギリスの学位制度から引き継がれたものである。IIT マドラス校では、工学士（優等）が授与される条件として、「4 学期から CGPA を 8.5 以上で維持すること」とある。

5. 近年の改革動向

これまで述べてきたように、インドでは 1980 年代半ば以降、UGC が中心となって学位に関連する規則の整備や改革が進められてきたが、特に近年力が入れられていることのひとつが、学位に関わる学生の権利の保護である。

たとえば、2008 年に UGC は、「2008 年 UGC（大学による学位授与とその他の授賞）規則（UGC (Grant of Degree and Other Awards by Universities) Regulations, 2008）」（以下、「2008 年 UGC 規則と略」）を公表した⁽²⁵⁾。この規則が制定された目的は、「毎学年度定期的に資格のある学生に対する各大学による学位授与や授賞の質を保証する」（第 3 条第 1 項）ことに加え、「各大学の資格のある学生に学位/その他の賞を授与するために、好時期に学位授与式を開催したりその他の方法を採用したりすることを促進する」（第 3 条第 2 項）ことや、「遅延なく学位やその他の賞を授与することによって、資格ある学生が、就職や進学、その他の機会を得られるよう促す」（第 3 条第 3 項）ことなどである。また、「学位授与の日付は、学生が学位授与の資格を得てから 180 日以内とする」（第 4 条第 4 項）と規定されている。さらに、大学がこの規則に違反した場合、罰金などのペナルティが課されることになっている（第 5 条）。インドでこうした規則が公布される背景には、学生の大幅な増加などによって学位授与の遅延が発生し、その結果学生の就職や進学に影響を与えるなどの問題が生じていることがある。そこで UGC は、学位授与が滞りなく行われるように規則を設けたのであった。しかし、規則公布後も学位授与の遅延は変わらず、たとえば 2012 年にタミル・ナードゥ州の州立大学を卒業したある学生は、翌年 5 月に就職したが、学位授与の遅延が理由で解雇の危機にあるなどとメディアでも依然報道されていた⁽²⁶⁾。そこで、学生や保護者からのこうした多くの不満を受けて、2016 年 5 月に UGC は、規則に違反した大学には厳しい措置で望むことを改めて通知している⁽²⁷⁾。

一方で、「1985年 UGC 規則」が出されて以降は「3年の課程を無事に修了しない限り、学生は第一学位を受ける資格がない」、すなわち、一般の学士課程は3年と定められているが、この規則が公布される以前には、2年制の学士課程が提供されていることがあった。ところが、「1985年 UGC 規則」以降、それ以前の2年制の学士学位取得者は、3年制の資格が求められる就職や昇進、進学の際に、しばしばその資格がないものとみなされ、不利な状況がずっと続いてきた。そこで2015年に UGC は、2年制の学士学位取得者を、3年制の学士学位取得者と同等と扱うことを公表し、学生の不利益の解消に向けた動きを見せたのだった⁽²⁸⁾。

上記のような動きに加えて、グローバル化や市場化など新たな時代の変化に対応するようなその他の改革も行われている。たとえば、近年インド政府はヨガ (Yoga) などの伝統文化の振興や普及に努めている。そして、(インド側からの猛烈な後押しがあり) 国際連合が2015年に毎年6月21日を国際ヨガの日と定めたこともあって、日本も含め世界中でヨガの人気の高まっている。こうしたヨガブームの状況に合わせ、インドではヨガ関連の学位(学士号から博士号まで)を授与する大学が増加しており、そうした学位が留学生獲得の手段の一つとして現在注目を集めている⁽²⁹⁾。

また、現在インドの高等教育機関は、外国の教育機関との連携による学位授与プログラムなどが盛んに行われているが、長い間政府はそれらの管理を実施せず、事実上ほとんど野放しに行われてきたような側面もあった⁽³⁰⁾。そこで UGC は、「2016年 UGC (インドと外国の教育機関との学術的な連携の推進と水準の維持) 規則 (UGC (Promotion and Maintenance of Standards of Academic Collaboration between Indian and Foreign Educational Institutions) Regulations, 2016)」などを公布し、学位を含め、質の管理に力を入れている⁽³¹⁾。たとえば、インド国内の高等教育機関に関しては、先の NAAC などの評価機関による大学評価でA以上を獲得していることや、高等教育機関が創立から6年以上経過していることなどの条件をクリアすれば、外国の教育機関と共同で教育プログラムを提供することができるとされている。ただし、学位に関しては、「インドの教育機関を卒業した学生の学位は、外国の教育機関と提携していても、インドの教育機関からのみ授与されるものであり、ジョイント・ディグリーは認められない」とし、外国の教育機関との連名で学位を提供することは禁止している。また、「インドの教育機関が外国の教育機関から学位が授与されると宣伝した場合、UGC はその連携を承認しない。UGC は仮の調査を実施したうえで、一応の証拠を発見した場合、中央や州の適切な機関に情報を伝え、証拠に沿って、懲罰を開始する」としている。このように、教育プログラムに関しては、一定の条件をクリアすれば実施できるが、学位に関しては、あくまでも国内の機関からの授与に限定することで、UGC はその質の管理に努めている。

最後に、市場化を推し進めることによって経済成長を続けるインドでは、企業等もより優秀な人材を求めていることに対して、二つ以上の学位を取得し履歴書に記載することで、

就職活動を少しでも優位に進めようとする学生が多く存在する。そこで、学生は一般的な大学などに籍を置きながら、通信制の大学などにも籍を置くことで、二つ以上の学位を取得するといったことがしばしば見られる⁽³²⁾。しかし、学位が同時期に二つもとれてしまうことを問題視した UGC は、2016 年以降、学生が同時に二つの学位を獲得することを禁じた⁽³³⁾。

以上のようなインドの状況は、インドにおいて学位とは何かを考えるうえで興味深い事例の数々であり、今後もその動向に注目したい。

<注>

- (1) 賀来弓月『インド現代史—独立五〇年を検証する』中央公論社、1998 年、100 頁。
- (2) 山本盤男『連邦国家インドの財政改革の研究』九州大学出版会、2007 年、19 頁。
- (3) N.ジャヤラム「インドの高等教育—大衆化と変化」P.G.アルトバック・馬越徹編、北村友人監訳『アジアの高等教育改革』玉川大学出版部、2006 年、92 頁。
- (4) 藤謙敬「インド高等教育の発展過程」『国立教育研究所紀要』第 87 集、1975 年、143 頁。
- (5) 同上論文、143 頁。
- (6) 同上論文、145 頁。
- (7) たとえば、「デリー大学法 (Delhi University Act)」の第 4 条 (大学の権限) の第 2 項を見ると、「(2) 以下の者に試験を実施し、学位やその他の学術的な栄誉を与える」とし、「(a) 大学もしくはカレッジにおける学習課程を修了した者」などが挙げられている (“Delhi University Act, 1922” (<http://www.du.ac.in/du/uploads/rti/act-i.pdf>, 2018 年 10 月 31 日最終確認))。
- (8) “Notification regarding specification of degrees No.F.879/58(CUP) dated 1st December, 1958” (https://www.ugc.ac.in/oldpdf/regulations/F87_9_58.pdf, 2018 年 10 月 31 日最終確認)。
- (9) “specification of degree-UGC” (<https://www.ugc.ac.in/oldpdf/regulations/specificationofDegrees.pdf>, 2018 年 10 月 31 日最終確認)。
- (10) “UGC Regulation, 1985 regarding the Minimum Standards of Instruction for the Grant of the First Degree through Formal Education”。
- (11) 南部広孝「ブータン—『近代化』の波が押し寄せる『幸福の国』—」北村友人・杉村美紀共編『激動するアジアの大学改革—グローバル人材を育成するために』上智大学出版、2012 年、184-185 頁。
- (12) “UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the First Degree through Formal Education) Regulation, 2003”。

- (13) “UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the Master’s Degree through Formal Education) Regulation, 2003”.
- (14) “University Grants Commission (Minimum Standards and Procedure for Award of M.PHIL./PH.D Degrees) Regulations, 2016”.
- (15) 第 7 条第 8 項によると、「哲学修士/博士課程の学生は、課程を継続し、学位論文を提出するためには、コースワークにおいて最低限 55% もしくは UGC の 7 段階評価で同等の等級を獲得しなければならない」とされている。
- (16) 第 8 条第 1 項には、「哲学修士課程と博士課程の学生のために、研究諮問委員会、もしくは関係機関の学則 (Statutes) /規則 (Ordinances) に定義されている同等の目的をもつ組織を設置する。指導教官は、この委員会の議長である」とされている。また、同委員会の役割として、「研究計画を検討し、研究テーマをまとめる」、「学生が研究デザインや研究方法を推し進められるように指導し、学生の方向性を明らかにする」、「学生の研究作業の進捗を定期的に検討し、支援する」ことが挙げられている。
- (17) 表 5-1～表 5-5 で使った資料の出典は、具体的には以下の通りである。
- “All India Survey on Higher Education (2012-2013)” (<http://aishe.nic.in/aishe/viewDocument.action?documentId=194>、2018 年 10 月 31 日最終確認) .
- “All India Survey on Higher Education (2017-2018)” (<http://aishe.nic.in/aishe/viewDocument.action?documentId=245>、2018 年 10 月 31 日最終確認) .
- “UGC Annual Report” 2005-06, 2009-10, 2013-14, 2016-17 (<https://www.ugc.ac.in/page/Annual-Report.aspx>、2018 年 10 月 31 日最終確認) .
- (18) University of Delhi, “Examination UG” (<http://exam.du.ac.in/pdf/Three%20Year%20Under%20Graduate%20Examination%20Scheme1.PDF>、2018 年 10 月 31 日最終確認) .
- University of Delhi, “Guidelines for Under-Graduate Courses in Semester Mode: Internal Assessment” (http://www.du.ac.in/du/uploads/Syllabus_guide/0692011_Guidelines_Internal_Assessment.pdf、2018 年 11 月 7 日最終確認)
- (19) “Selecting Qualified Graduate Students from India”, *World Education News and Reviews* (<https://wenr.wes.org/2012/05/wenr-may-2012-selecting-qualified-graduate-students-from-india>、2018 年 11 月 8 日最終確認) .
- (20) University of Delhi, “Examination PG” (<http://exam.du.ac.in/pdf/M.A.,%20M.Sc.,%20M.Com.PDF>、2018 年 10 月 31 日最終確認) .
- (21) 「学則 6. 哲学修士学位と博士学位授与の手続き」の 1 節において、「本学則は 2016 年 UGC 規則に準拠する」とある。(University of Delhi, “Ph.D. Ordinances August 9, 2017” (<http://exam.du.ac.in/pdf/Ordi.%209%20Aug%2017.pdf>、2018 年 10 月 31 日最終確認)) .

- (22) Ordinances and Regulations B.Tech/B.Tech (Honours), *Indian Institute of Technology, Madras*. (<https://www.iitm.ac.in/sites/default/files/uploads/b.tech-2015.pdf>, 2018年10月31日最終確認) .
- (23) NCC/NSO/NSS はそれぞれ、全国軍事教練隊 (National Cadet Corps)、全国スポーツ協会 (National Sports Organization)、全国社会奉仕機構 (National Service Scheme) を指す。
- (24) CGPA は、Cumulative Grade Points Average の略語である。
- (25) “UGC (Grant of Degree and Other Awards by Universities) Regulations, 2008”.
- (26) “Delay in getting degree certificates to cost jobs”, *The Hindu* (<https://www.thehindu.com/news/cities/Coimbatore/delay-in-getting-degree-certificates-to-cost-jobs/article4920245.ece>, 2018年11月18日最終確認) .
- (27) “UGC warns against delay in awarding degrees”, *The Times of India*. (<https://timesofindia.indiatimes.com/city/pune/UGC-warns-against-delay-in-awarding-degree/articleshow/52359652.cms>, 2018年11月18日最終確認) .
- (28) “UGC relief for graduates of two-year course”, *The Times of India*. (<https://timesofindia.indiatimes.com/home/education/news/UGC-relief-for-graduates-of-two-year-course/articleshow/48692448.cms>, 2018年10月31日最終確認) .
- (29) “25 univs, 18 colleges offering Master's degree in Yoga: Government”, *The Economic Times*. (<https://economictimes.indiatimes.com/industry/services/education/25-univs-18-colleges-offering-masters-degree-in-yoga-government/articleshow/52154576.cms>, 2018年10月31日最終確認) .
- (30) 小原優貴「インドー知的資本の拡大と還流を目指す『知的資本大国』構想ー」北村友人・杉村美紀共編、前掲書、201-204頁。
- (31) “UGC (Promotion and Maintenance of Standards of Academic Collaboration between Indian and Foreign Educational Institutions) Regulations, 2016” ([https://www.ugc.ac.in/pdfnews/5003871_Foreign-Collaboration-Regulations-2016-\(1\).pdf](https://www.ugc.ac.in/pdfnews/5003871_Foreign-Collaboration-Regulations-2016-(1).pdf), 2018年10月31日最終確認) .
- (32) “What’s the harm in pursuing two degree courses simultaneously?”, *Hindustan Times*. (https://m.hindustantimes.com/education/what-s-the-harm-in-pursuing-two-degree-courses-simultaneously/story-JQH20EVjoxebQPh2OT0zTI_amp.html, 2018年10月31日最終確認) .
- (33) UGC, “Public Notice” (https://www.ugc.ac.in/pdfnews/5865506_UGC-Notice_For_Two_Degree.pdf, 2018年10月31日最終確認) .

第6章 エジプトにおける学位制度

中島 悠介・内田 直義

1. エジプトの歴史的概観と高等教育制度の概要

エジプト・アラブ共和国（以下、エジプトと表記）は、1971年よりこの国名が制定されたが、紀元前の古代エジプト以降、長い歴史を有している。1798年のフランスのナポレオン・ボナパルトによるエジプト遠征後の混乱を收拾したムハンマド・アリーにより、ムハンマド・アリー朝が打ち立てられ、近代国家としてのエジプトの原型が成立した。その後、イギリスの占領以降、行政機構が整備され、さらに1919年革命の結果、エジプト王国として独立し、近代憲法に基づく国家体制が成立した。1952年には革命によりムハンマド・アリー朝が打ち倒され、1953年には共和制に移行し、1956年に大統領に就任したナーセルは、スエズ運河の国有化や積極的外交を推し進め、エジプトはアラブ世界において中心的な位置づけを獲得した。ナーセルの後任であるサーダートにより政策の全面的な転換が図られ、経済自由化政策や複数政党制が採用された。サーダートの死後、こうした方針を引き継いだムバーラクは、1981年以降、30年以上にわたり、対米協調外交を維持しながらも、開発独裁的な政治体制のもとで経済改革を推進した^①。21世紀に入ってからは、チュニジアのジャスミン革命に端を発した近隣諸国の民主化運動がエジプトにも波及し、ムバーラクが辞任に追い込まれるという2011年エジプト革命が起こった。このように、エジプトは長い歴史のなかで多くの混乱を経て、現代の発展へと至っている。

エジプト高等教育は一般的に、公立大学(Jāmi'āt ḥukūmīya)、私立大学(Jāmi'āt khāṣā)、公立・私立技術機関(Ma'āhid al-fannīya al-ḥukūmīya wa al-khāṣa)、アズハル大学(Jāmi'a al-Azhar)の4形態に分類することができる。そのなかでも、アズハル大学はイスラーム総合機構アル＝アズハル管下の宗教系大学である。同大学は10世紀末に建設されたアズハルモスク付設の教育機関であるマドラサ(Madrassa)を前身としている。一方、他の三つの形態についてはより世俗的性格の強い高等教育機関として分類できる。CAPMAS(2016)が2014年度のエジプトの高等教育機関に関する情報を提示しているが、まず公立大学については1908年に設置されたカイロ大学や、1950年に設置されたイン・シャムス大学をはじめ、2014年度時点で24の大学が設置されている。また、私立大学については、1919年にカイロ・アメリカン大学が設立されて以降、2014年度時点で21大学が展開しているとされる。現在、私立大学の設置については、1992年に制定、2009年に改定された「私立大学法」に規定されており、カイロ・ドイツ大学、エジプト・英国

大学といったエジプト国外の教育課程を基にした大学も発展している。公立・私立技術機関については、2014年度時点で13機関（公立：8、私立：5）が設置され、これらの機関では2～3年の実践的な技術教育・職業教育が実施されている⁽²⁾。

エジプトにおける以上の高等教育部門の整備状況のもと、本章では、主として公立大学と私立大学における学位制度を取り上げる。

2. 学位制度の歴史の変遷

エジプトではナポレオン遠征軍が撤退した後の1805年、ムハンマド・アリー朝が成立する。ムハンマド・アリー朝では初期から富国強兵政策が採られ、フランス等の諸外国に留学生を派遣すると同時に、国内にも軍学校をはじめとした西洋的な様式の学校が設立されていった。こうした新たな教育制度の登場によって、宗教的な高等教育の場についてもそれまでとは異なる学習のあり方が国内で議論されるようになった。学位制度に関していえば、1872年2月、アル＝アズハルで指導する教員となるために、総長に対して特別な試験の受験を申請することが求められ、その試験を合格したものに為政者が認めた学位を授与する、という法令が出された。従来は個々の教授が弟子の学問の成熟度によって個別に証明書を渡しており、機関としてのアル＝アズハルが授与する学位は存在しなかったとされる。アズハル教員となるために学位が重視され、その学位の正統性が法的に保障されるといった点は画期的であった。この法律は「アル＝アズハルが中世的なモスク大学から近代大学へと転回する一連の改革の最初のものであった」と評される⁽³⁾。

他方でアル＝アズハル内部では学位制度の見直しや西洋的な指導法の導入に積極的な改革派と、伝統的なイスラーム学習を守ろうとする保守派の間で根強い対立があったという。エジプト国民の一部でアル＝アズハルをはじめとする従来の高等教育機関以外に、新たな大学設置を求める意見が高まった。ところが当時のエジプトはイギリスによる軍事占領下にあった。クローマーらイギリス植民地官僚は教育政策の整備には消極的であったといわれ、エジプト人子弟に対する教育には十分な予算が割かれなかった⁽⁴⁾。そうした政治・社会的な背景のなかで、1908年、エジプト大学が私立大学として出発した。このエジプト大学が前身となり、のちに校名を数度改称して現在のカイロ大学へとなっていく。

リードの紹介するエピソードによれば、エジプト大学で最初の博士学位が与えられることになったのは1914年である。学生の審査には3名の大学教員に2名の教育省職員を加えたメンバーで構成された委員会があたった。審査は学生が提出した論文と他の二つの科目をもとにして行われ、試験時間は2時間7分だった。結果学生はこの試験に合格し、その知らせは副総長によって宮殿に電報が打たれた。学生は聴衆の前で国王から祝福され、研究に対する質問と今後の進路の助言を受ける。そして博士学位が授与されるとともに、賞金20ポンドとフランスへの留学の権利を与えられた。ところがこの博士学位授与が後に問題となる。学生はアズハル出身者であったが、アル＝アズハルで授与された証明書と

先のカイロ大学の博士学位しか持たず、フランス留学で博士課程に進むための適切な学位を持っていなかった。そのため留学先のソルボンヌ大学で“licence”取得のための補習の必要があったという。その後1916年にエジプト大学内でも学位授与方式の見直しが行われ、“licence”に至るための3年の課程プログラムと試験を制定し、その後博士学位のために論文に取り組むことが定められた。エジプト大学は1923年にそれまで別にあった法学校や医学校が合流し、1925年には四つの学部を備えた公立総合大学になった。こうして公立大学へと改組されるまでの期間に、エジプト大学では6名に博士号が授与されたという⁶⁾。

独立闘争要求が1919年に革命へと結びついた年、プロテスタント長老派教会所属のアメリカ人チャールズ・R・ワトソンがカイロ・アメリカン大学を設立した。カイロ・アメリカン大学は当初は中等教育を中心とし、エジプト大学と比べ規模もかなり小さかった。しかし設置後徐々に高等教育機関として整備が進み、1928年には2名の文系学士（Bachelor of Arts）と1名の理系学士（Bachelor of Science）の学位が授与された。そして1950年には初めての修士学位（Master's degree）が授与された⁶⁾。現在ではカイロ・アメリカン大学には約5,500名の学部学生と1,000名に及ぶ大学院学生が学び、そのうち卒業生の9割ほどをエジプト人学生が占める⁷⁾。エジプト政府とアメリカ政府の間で結ばれた国際プロトコルに基づく独自の教育課程によって⁸⁾、カイロ・アメリカン大学は私立大学として一般エジプト人子弟の間で一定の支持を得ている。

現行のエジプトの学位制度は公立大学については1972年法律第49号（以下、1972年法と表記）に、私立大学については2009年法律第12号（以下、2009年法と表記）に規定されている。1952年革命による共和制の成立後、政府は立憲君主制期からの教育拡大策を推し進め、高等教育制度改革にも着手する。現行の公立大学法1972年法は1958年法律第184号の後継として位置づけられる。1972年法はナーセル後任のサーダート政権期に制定された。サーダートは一般に外交方針の重点をソ連からアメリカへと移し、社会主義的な経済体制からインフィターフ政策と呼ばれる経済自由化へと転換を図った大統領として知られる。20世紀後半のエジプト高等教育は1960年代に一時期ソ連の影響を受けたとされる期間を除き、アメリカの教育制度の影響を強く受けたという指摘がある⁹⁾。ただし1972年法はサーダートが大統領に就任して間もなく制定された法令であり、前政権期の制度改革の成果が数多く規定のなかに反映されている。たとえば、エジプトにおける大学の役割を定めた第1条では、まだ「社会主義社会を作り支えるため」の人材養成が大学の目的の一つとして挙げられているなど、ナーセル政権期のアラブ社会主義的な時代背景が窺われる（1972年法第1条）。

エジプトでは共和制に移行するまで、カイロ大学やアレキサンドリア大学をはじめアズハル大学やカイロ・アメリカン大学を含めても大学は数校しかなかった。それがナーセル期に高等教育機関の無償化が達成されたことと並行して、1970年代から80年代にかけて大学の学生数が急速に増加していった。そして各地への公立大学建設も進められた。1990

年代からは私立大学の建設が盛んに見られるようになる。ムバーラク政権下、「1992 年法律第 101 号」（以下、1992 年法と表記）が制定された。1992 年法は「エジプトにおける高等教育制度の構造に対する重要な発展」であったと評価され⁽¹⁰⁾、法律制定後間もなく複数の私立の高等教育機関が続けて設置された。1992 年法はその後改正が加えられ、2009 年法が後継の私立大学法として成立した。2009 年法は 1992 年法の大部分の条項を引き継いだうえで、私立大学とは別に新たに国民大学（al-Jāmi'āt al-ahliyya）と呼ばれるより公共性を重視した大学に関する規定を追加した。

3. エジプト高等教育における学位に関する規則

(1) 学位授与に関わる諸機関

1972 年法は合計 212 条からなり、八つの章に分けられている。このなかで特に学位に関わる規定が見られるのが第 1 章と第 5 章である。まず第 1 章は、大学全体レベル、各大学レベル、学部・研究機関レベル、学科レベルに項目が分けられ、それぞれを代表する会議や部署の名称及びその役割が規定されている。大学全体レベルでは、「諸大学高等会議」（al-Majulis al-'ālī li-l-jāmi'āt）において大学間の学習、試験、学位制度の調整を行うことが示されている（1972 年法第 19 条）。同組織は高等教育大臣を議長として公立大学の学長らをメンバーに構成され、エジプトにある大学の自治と機能の向上を目的に掲げている⁽¹¹⁾。他のレベルにおいては各大学の大学協議会が学術とディプロマの学位と学位記の授与、名誉学位の授与を行うこととされた（1972 年法第 23 条）。また、学部協議会が大学院学生の指導、修士論文・博士論文の登録、論文審査委員会の設置、及びそれらの廃止にあたることや、学部もしくは研究機関からの学術・ディプロマの学位・学位記の授与の推薦を担うことも規定されている（1972 年法第 41 条）。そして第 5 章では、学生が学位を取得するための条件や、学位授与に携わる各機関の役割について説明されている。この章では学位の授与権が各大学にあることが改めて確認されており、「この法のもとにあるところの諸大学協議会は、それらの諸学部・機関協議会の求めに応じ、細則において明らかな学術学位とディプロマを授与する」と明記されることになった（1972 年法第 172 条）。

私立大学の学位授与に関する規定については、まずは 1992 年法第 4 条の規定が挙げられる。そこでは「学術学位を等しくするために決められたルールと規則によって、私立大学が授与する学位、学位記、ディプロマはエジプトの諸大学が授与する学位、学位記、ディプロマと同等であるとみなす」とされた（1992 年法第 4 条）。同条項によって学位を授与する機関がそれぞれの私立大学であることが示されたうえ、私立大学から授与される学位が他の国内の高等教育機関の学位と同等であることが明示された。

1992 年法を引き継いだ 2009 年法律では「私立・国民諸大学会議」（Majulis al-jāmi'āt al-khāsa wā al-ahliyya）という組織の設置が規定された。この組織は公立大学を対象とした「諸大学高等会議」に対応する組織といえる。「私立・国民諸大学会議」でも議長を高

等教育大臣としつつ、私立・国民大学の学長、理事長がメンバーとなる。同法律では、この会議が教育と研究の学術的な継続、発展、質保証を専門としたうえで、その具体的な職務内容をリスト化している。項目の4点目には学位に関する事項が見られる。ここでは「私立・国民諸大学会議」が「高等教育のための基本的な枠組みのなかで私立・国民諸大学における学習、試験、学位の制度間の調整を行う」と定めている（2009年法第18条）。「私立・国民諸大学会議」の場が各私立大学の定めた学位を大学間及び関係省庁間で「調整」する役割を担っていることがわかる。

さらに私立大学設置に際しては1992年法の規定により、各私立大学設置の規定が個別に大統領令として定められることとなった（1992年法第1条）。たとえば10月6日大学設置を認めた大統領令1996年大統領令第243号（以下、1996年大統領令と表記）では、学位に関する規定は大学協議会の役割と学部協議会に関する条項のなかに見られる。そこでは学生への学位授与は、10月6日大学内部の大学協議会が担うことが記されている。「大学協議会は以下のことを専門とする」としたうえで、「学術学位と学位記を授与し、名誉学位授与について提案する」としている（1996年大統領令第6条）。加えて、その後の条項のなかには学部協議会に関する規定があり、そこでは「学部協議会もしくは諸研究ユニットは次のことを専門とする」として、「学術学位と学位記の授与の提案」が学部協議会の役割とされている（1996年大統領令第8条）。このように、a. 学部協議会が学位授与の提案を行い、b. 大学協議会が学位を授与し、c. 「諸大学高等会議」もしくは「私立・国民諸大学会議」が各大学間の制度調整を行う、という学位授与に関わる機関の大まかな役割は公立大学と私立大学の間で共通している。

（2）学位の種類及び学位授与の条件

続いてエジプトの公立・私立大学で授与される学位の種類及び、それらに関する規定を具体的に見ていく。まず、公立大学については、4年制及び5年制の高等教育機関は学士学位が授与され、主に理論系の学問において提供されるリセンス学位（Līsāns）と、実践系の学問においてバカロレユース学位（Bakālūriyūs）の2種類がある。また大学院段階で提供される学術資格として、大学院ディプロマ（Diblūm）、修士（Mājistīr）、博士（Duktūr）の3種類があるが、ここでは主に学士、修士及び博士を学位として扱う。表6-1（次頁）は1972年法の細則にあたる「1975年大統領令809号」（以下、1975年大統領令と表記）の第130条～第248条に記載されている、公立大学における学部レベルの学術組織と、それに対応して提供される学位の種類を示している。このなかでは、文学部や法学部のように大学一般で提供される学位と、「カイロ大学政治経済学部」「アイン・シャムス大学言語学部」のように、特定の大学・学部で提供される学位についても規定されている。まず、リセンス学位に相当する組織として文学部や法学部、ダール・アル＝ウルーム⁽¹²⁾学部といった文系学部が対応しているが、バカロレユース学位には主に理系学部が該

表6-1. エジプト公立大学における学位授与に関する組織と学位の分野・種類

学部	分野	学士		修士	博士 (Ph.D.)	博士	備考
		リセンス	バカロレユース				
1. 文学部		○		○		○	
2. 法学部		○		○		○	
3. 商学部			○	○			
4. 理学部			○	○		○	
5. (a) 医学部	医 (基礎)		○	○		○	学士は6年。
	医 (臨床)		○	○		○	修士・博士では女子学生 (alibat) となっている。
(b) 看護学部			○	○		○	
(c) 理学療法学部			○	○		○	
6. 歯学部	歯 (基礎)		○	○		○	学士は5年 (準備学年含む)。
	歯 (臨床)		○	○		○	
7. 薬学部			○	○		○	学士は5年 (準備学年含む)。
8. 工学部	臨床		○	○		○	学士は5年 (準備学年含む)。
9. 農学部			○	○		○	
10. 獣医学部			○	○		○	
	文系	○					
	理系		○				
	技術		○				
	幼児		○				
	特別		○				
11. 教育学部	教育学			○			
	英語			○			
	教師教育 (文系・理系)			○			
11. 特別教育学部			○	○			
(幼児教育学部)			○	○			11. 特別教育学部と並列で学部名が記載
12. カイロ大学政治・経済学部			○	○			
13. ダール・アル=ワルウム学部・アラブ研究学部			○	○			
14. カイロ大学情報学部			○	○			
15. 考古学部			○	○			
16. カイロ大学アフリカ調査研究機構				○			
17. カイロ大学統計調査研究機構				○			
18. 種機構				○		○ (臨時/基礎)	
(地方と文明の計画機構-レオナルド・ダビンチ- (カイロ大学))			○	○		○	組織名括弧付きで記載

教育調査研究機構 (カイオ大学)					○	○				
カイオ大学レジャー学国立機構					○	○				○
19. アレキサンドリア大学公衆衛生高等機構					○	○				○
20. アレキサンドリア大学医学調査機構					○	○				○
文系				○						○
理系				○						○
教育分野		○ (文系)	○ (理系)		○	○				○
22. アイン・シャムス大学言語学部		○			○	○				○
23. 美術学部			○		○	○				○
24. 応用技術学部			○		○	○				○
25. ヘルワーン大学社会サービス学部			○		○	○				○
26. 観光ホテル学部			○		○	○				○
27. 体育教育学部			○		○	○				○
28. ヘルワーン大学音楽教育学部			○		○	○				○
29. ヘルワーン大学技術教育学部			○		○	○				○
30. 家政学部 (ヘルワーン大学)			○		○	○				○
31. ヘルワーン大学郵便学部									廃止	
32. ヘルワーン大学農学部									廃止	
アイン・シャムス大学幼児高等研究機構					○	○				
成人教育研究調査機構 (アイン・シャムス大学)					○	○				
テクノロジー・発展学部 (ザカーク大学)			○							
(アイン・シャムス大学稲草機構)					○	○			組織の項目なし。248条bis67として突然登場	
高等研究調査機構 (アレクサンドリア大学)					○	○				
メソフイーヤ大学計測機構					○	○				○
アスコート大学製糖テクノロジー研究調査機構			○		○	○				
ザカーク大学アジア研究調査機構					○	○				○
計算情報学部			○		○	○				○
工業教育学部			○		○	○				○
連伝工学・生命テクノロジー機構 (メソフイーヤ大学)					○	○				○
(サダト市環境研究調査機構・メソフイーヤ大学)					○	○			組織の項目なし。248条bis67aとして突然登場	
ベンハー大学テクノロジー高等機構			○		○	○				
ベンハー大学テクノロジー高等機構			○		○	○				
(ポトサイド自動運算計算組織 (スエズ運河大学))			○		○	○			組織の項目なし。248条bis69として突然登場	
スエズ運河大学スエズ講義資源学部			○		○	○				
移植学と医用テクノロジー高等研究学部										○
ファイユーム大学ナイル池国家戦略調査研究機構					○	○				○

出典：Qnār ra is jumhūrīya miṣr al-'arabiya raqam 809 li-sana 1975 bi-l-lā'iqah. 'Qānūn taanzīm al-jāmi'āt al-šādīr bi-l-qānūn raqam 49 li-sana 1972. Wizāra al-tijāra wa al-sinā'a al-hay'a al-'amma li-šūn al-mu'tābi' al-amīriya, 2017, pp.175-249より筆者作成。

当していることに加え、文系でも商学部や考古学部、サービス系の分野も含まれている。教育学部については、文系はリセンス学位、理系がバカロレユース学位の違いが見られる。このような学士課程段階での学位の違いに加え、博士学位についても歯学部のように、主として基礎科学系の学位である Ph.D.と、応用・臨床科学系の学位である Doctoral degree で分けられている。

このように、1975 年大統領令では、公立大学で学位が提供される組織や分野について詳細な規定が見られたが、学士学位の位置づけに関する記述は見られなかった。一方で、1975 年大統領令においては、修士学位及び博士学位に関する詳細な規定が見られる。これらの学位は各大学の大学協議会により、関連の学部協議会の提案に基づいて授与される。修士学位について、「高度な学修の課程、研究手法における訓練、試験の試問のために受領される論文の作成により結果が示される調査研究を含むものとする。学位を取得するために必要とされる期間が 2 年間を下回ることは認められない。また、アフリカ学における修士、法学の修士及び教育学の修士に関して、2 年間のうちの 1 年間は、教育学における特別ディプロマ、法学における大学院ディプロマもしくはアフリカ学におけるディプロマを取得するために必要な学習の期間とみなされる」と説明されている(1975 年大統領令第 92 条)。また、博士学位については、「基本的に、評価の試問のために受領される論文の提出により終える、2 年間を下回らない創造的な研究を扱うものであり、学生に対して、内部規則で定められたものに従い、いくらかの準備学習を課すことが認められる。学部や組織の規則は、授与されるディプロマや大学院学位の専門の部門や学科の設定、及びこれらを獲得するために必要とされる条件を統制する」とされる(1975 年大統領令第 92 条)。これらの大学院課程の試験制度については、当該学部の内部規則によって定められるが、その試験の成績は、通過する場合、Excellent—Very good—Good—Acceptable の 4 段階のうちの一つか、また、落第する場合には、Poor—Very poor のいずれかにより決定される(1975 年大統領令第 96 条)⁽¹³⁾。

これらの学位を取得するためには論文の提出が求められ、学部協議会の提案に基づき、当該学部の教授、助教授に論文の監督・指導を命じることができる。また教員組織のメンバーもしくはそれ以外のメンバーのなかから監督者を追加することが認められる。学生が大学外で研究を実施する状況では、学部協議会の同意により、当該研究のための試問において専門家 1 名の監督への参加が認められる(1975 年大統領令第 98 条)。これらの論文の審査に際して、学部協議会は、3 人の委員から構成される論文のための審査委員会を設置する。そのうちの 1 名は論文の監督者とし、別の 2 名は大学の教授や助教授が担当する。そして、その審査委員長は最年長の教員とし、監督者が数名いる場合、その委員会に参加することが認められ、意見を一致させることが求められる。上記の 2 名のうちの両方もしくは 1 名は教授もしくは学術的な水準にある専門家とし、修士論文の場合は少なくともそのうちの 1 名は学部外部の者、博士論文の場合はそれを大学外部の者とされる(1975 年

大統領令第 104 条)。提出された論文の議論は公開で行われ、審査委員会の各メンバーは論文に関する詳細な学術報告書を提出する。そして、当該委員会は論文と議論の結果に関する報告書を提出し、大学協議会への提案の準備として、学部の大学院・研究委員会に、それから学部協議会に提案する（1975 年大統領令第 105 条）⁽¹⁴⁾。

このように、公立大学における（特に）大学院課程及び学位授与のプロセスについては詳細に規定されているものの、私立大学について規定する法律のなかでは、基本的に学位の種類や学位授与までの過程について 1972 年の公立大学法にあるような詳細な規定は見られない。そうした背景の一つとして、エジプトにおける私立大学そのものの普及と法制化の歴史がそれほど古くないことが考えられる。私立大学は公立大学に比べると学生数も小規模である。2016 年度の時点で、エジプトの公立及びアル＝アズハル系列の大学の全在学学生数の合計が約 220 万人であるのに対し、私立大学の学生数の合計は 14 万人ほどにとどまる⁽¹⁵⁾。さらに現時点では大学院課程まで整備されている私立大学は限られており、多くの私立大学で学部段階の教育が中心になっているものと考えられる⁽¹⁶⁾。

最後に、大学院レベルの課程を中心に学位・資格授与件数の状況を取り上げる。2015 年では、1 年間で取得できる資格である大学院ディプロマが最も多く取得されている分野は教育学であり、その件数は 7 万 9,118 件であった。次に多いのが法学（特に公法、犯罪法、私法、イスラーム・シャリーア、犯罪学など）で 7,618 件、そして商学・経営ビジネス（会計学、経営管理、病院運営）が 4,101 件と続いている⁽¹⁷⁾。このことから、主として文系分野において、学士課程段階に加え、もう 1 年大学院段階の課程に在籍して、より専門的な能力を獲得していることを示す資格を取得しようとする傾向が看取できる。

このように、大学院ディプロマでは主に文系分野における授与件数が多くなっているのに対し、修士学位以上では理系分野での授与件数が多くなっている。最も多く取得されている分野は医学であり、その件数は 6,928 件であった。その専門は、腫瘍学、肝臓医学、心臓・胸部外科、内科学、心臓・血管学、脳・神経外科など、幅広くなっている。以下、物理学（3,101 件）、工学・工業技術（2,878 件）、建築工学・建築学（2,554 件）などとなっている。特に、工学・工業技術に関する学位取得のほとんどが男性である一方で、建築工学の修士学位を取得する者の 85%は女性で占められている。博士学位については、2015 年には全体で 6,777 件が授与されているが、最も多いのが医学の分野であり 1,694 件授与されている。次に多いのが工学分野で、全体で 942 件の授与があった⁽¹⁸⁾。いずれの学位の種類・分野についても、全体として取得件数が増加している傾向にある。

4. 公立大学・私立大学が提供する学位制度の事例

(1) カイロ大学工学部（修士課程・博士課程）

図 6-1（次頁）は、カイロ大学工学部における学士学位取得から博士学位取得までのルートを示しているが、本節ではそのなかで主として修士学位と博士学位に関する規定を取

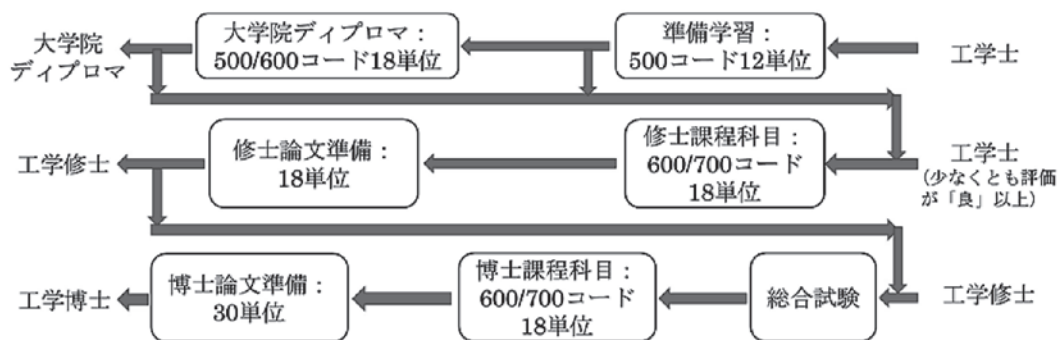


図6-1. カイロ大学工学部における学位取得のフロー

出典：Kulliyat al-handasat, Jāmi't al-qāhirah. *Lāḥat al-dirāsāt al-'ūlyā (bi-nizām al-sā'āt al-mu'tamadat, 2014-2015)*. 2014, p.15.

り上げる。工学の修士学位を取得するための最小の期間は、入学の日付から4学期（2年間）であり、また、工学の修士学位のための最大の期間は、登録の日付から8学期となっている。学生は、学士課程・修士課程に相当する500/600コードの科目から12単位を取得する（ただし、学士課程もしくは大学院ディプロマにおいて良好な成績を得た学生には免除される）。また、学生は、修士課程・博士課程に相当する600/700コードの科目について、最低でも18単位を修得し、さらに、工学に関連する基礎的な記述の仕方や科学分野における公表・発表に関する科目を3単位修得する。その後、18単位として評価される論文の準備を進める。同時に、学生は英語の習熟度を示すために、TOEFLで最低でも500点で通過することが求められる。第3学期に進むことを認められるために、最低でも12単位を通過しなければならない（さもなければ、第3学期への進級は自動的に取り消される）。そして、4学期の終わりまでに、18単位を履修し終えなければならない。修士学位を取得するには、関連の学科協議会及び大学院研究委員会の提案に基づき、学生が、(A) 少なくとも（論文の）登録開始段階において、四つの学期を通過していること、(B) すべての科目の試験を通過し、少なくとも平均で2.70（評定でBに相当）点を獲得すること、(C) 審査委員会が論文を認め、学位授与の推薦を受けていること、という三つの条件を満たせば、学部協議会により工学の修士学位を授与することが推薦される⁽¹⁹⁾。

博士課程の場合、学位取得の要件として「学生が、Ph.D.の科目で少なくとも18単位得ていること」、「学生は研究開始の登録を行うまでに、TOEFLの試験（最低でもPBTで520点、iBTで75点）を通過すること」、「入学開始から6か月から18か月の期間のうちに、総合試験を通過すること」、「学生は学部によって決定された規則に従い、総合試験委員会に対して、自身のコンピュータの使用能力を示すこと」、「専門の教員から構成される委員会及び市民の前で、研究のテーマに関する公開講義を提供すること。そしてそれは、総合試験を通過してから少なくとも12か月後には行うこと」、「30単位として評価される学術論文を準備すること」などが挙げられている。学生は、論文を開始する前に、博士コ

ースにおいて12単位を履修し終えなければならず、少なくとも平均で2.70点を獲得することが求められる⁽²⁰⁾。

前述の通り、博士論文に着手する前に、総合試験に通過することが求められる。学部協議会は、関連の学科協議会の提案と、大学院・研究委員会の承認に基づき、学科における博士課程の学生のための総合試験の評価者を採用する。委員会は5名の研究分野における専門の教授及び助教授により構成され、主任監督者に加え、少なくとも委員のうち1名は学部の外部の人物とし、また、もう1名は学科の外部の人物とする。学生の総合試験は、入学した日付から少なくとも6か月、長くとも18か月の期間の間に行われ、また条件として、博士課程の科目から6単位を履修し終えており、平均して2.70点を獲得することが求められる。総合試験では筆記パートと口述パートがあり、総合試験の筆記パートは年に2回行われる。試験の目的は、学生の学術研究の背景を判断し、学生の専門知識と学術的な遂行能力の範囲を審査するものとされる。学生は、筆記パートと口述パートの両方において少なくとも70%を獲得すれば、総合試験を通過することになる⁽²¹⁾。

総合試験に通過した学生は、博士論文を提出する前に公開講義を実施することが求められる。学生は専門の教員や市民を前に、研究テーマに関する公開の講義を提供し、それは、総合試験を通過してから少なくとも12か月の期間の後に行われる。主任監督者は委員会へ公開講義における学生のできばえについて知らせ、それは学科が大学院委員会に送付する報告書を通して行われる。これらをふまえ、博士学位取得のための最短期間は総合試験を通過した日付から4学期間とされ、学位取得のための最大期間は、主任監督者の要求に基づき、入学の日付から10学期とされる。博士論文の監督・指導には、学部協議会が、関連の学科協議会の提案と大学院・研究委員会の許可に基づき、主任監督者を教授、助教授のなかから任命し、もう1名を監督へ参加することを認める。また学部協議会の許可により、学部外より教授または助教授の水準に達する専門家を監督に加えることができる⁽²²⁾。

最後に、学部協議会は、関連の学科委員会と大学院・研究委員会の推薦に基づき、学生が以下の条件を満たす場合に、Ph.D.の学位を授与することを推薦する。つまり、「学修の最低期限が満たされること」、「博士科目及び総合科目を通過すること」、「公開講義を提供すること」、「審査委員会から論文が認められ、学位授与の推薦が行われること」、「少なくとも、査読付きの専門雑誌において論文として学術報告が刊行されることが認められ、それがトムソンロイターのデータベース・プラス・インパクトファクターのリストに出された雑誌であること」となっている⁽²³⁾。

(2) ミスル工科大学工学部（学部・修士課程）

以下では新設の私立大学における学位授与のプロセスを概観するため、ミスル工科大学工学部の公式ウェブサイトから学位取得の条件を確認する⁽²⁴⁾。ミスル工科大学工学部にはウェブサイト閲覧時点で電子コミュニケーション工学、建設工学、医用生体工学といった

学科が設けられていた。学士課程の学生は卒業のため、最低 200 単位の修得を求められる。その内訳は大学が定める単位として必修科目 18 単位と選択科目 3 単位の計 21 単位、学部の定める単位として理数系の基礎科目 18 単位と工学コア科目として 20 単位の計 38 単位を修得することとされた。さらに、それ以外にも必修 129 単位と選択 12 単位の 141 単位を学科の定めるプログラムのなかから履修することとされている。なお、学位論文の提出や口頭試問は修得すべき単位の名称には含まれていない。

このミスル工科大学では、2016 年より機械電力工学分野の修士課程が開設された。ウェブサイトには 2018 年に他の学科にディプロマと修士課程を設置することと合わせ、博士課程を開設する予定であると紹介されている。2016 年に発行された学科のディプロマ・修士課程用の学修案内によれば、同大学の大学院への進学には工学学士の学位を取得していることが求められる。さらに、修士課程に進学する学生は最低でも“Good”の学士学位の評価を受けている必要がある。なお、“Good”の評価を得られなかった場合であっても、所定の追加単位を修得し評定平均 2.70 点以上を取得した学生を受け入れる場合もある、との記載もある。加えて、学生は出願にあたって英語能力が求められ、TOEFL450 点もしくは大学が求める英語実力試験に合格しなくてはならない。そうでない場合は適切な英語の授業を受けること、とされている。ディプロマ課程では学位取得のため最低 12 か月在学せねばならず、24 単位を修得する必要がある。そして修士課程では 2 年以上 5 年以下の在学年限が定められている。この期間に 33 単位を修得することが課されているが、このうち 9 単位分は修士論文の研究のために充てられている。そして学生の専門分野によって科目を調整し、修士論文を監督する助言者 (advisor) が就くことが示されている⁽²⁵⁾。卒業のため論文執筆が重視されている点は学部とは異なる。

5. 近年の動向

エジプト高等教育における学位制度の近年の動向として、エジプト国外の教育カリキュラムを提供する大学による国際的な学位の提携の増加が挙げられる。こうした国際的な学位の提携について、欧米諸国の高等教育機関と結びつきを強める事例も見られる。たとえば、エジプト・英国大学 (British University in Egypt) は 2005 年 9 月に開学された私立大学であり、そこで提供される学位はエジプト諸大学高等会議から認定を受けていることに加え、英国ラフバラー大学からも学位が提供されるダブル・ディグリーとなっている。また、英国の質保証機構 (QAA) から評価を受けており、提供国側からもその質保証がなされている。エジプト・英国大学とラフバラー大学のパートナーシップについて、第 1 段階ではオーディットやバリデーションなどの質保証機能に焦点を置いていたが、第 2 段階では共同研究プロジェクトやジョイントプログラムなどより緊密な連携を進められた。2010 年 2 月には博士課程のジョイントプログラムが開始されている。

また、カイロ・ドイツ大学 (German University in Cairo) は 2003 年 10 月に開学され

た私立大学である。ドイツのウルム州立大学とシュトゥットガルト州立大学が主大学として支援し、さらにマンハイム大学とテュービンゲン大学もパートナー大学として参加している。学部としては、薬学・生体工学、工学・材料科学、情報工学テクノロジー、経営工学、メディア工学テクノロジー、大学院・科学研究、応用科学・芸術の七つが開設されている。特に、授与される学位がエジプトとドイツの両国において認定され、ヨーロッパの大学とも単位互換の提携を行っている⁽²⁶⁾。設立においてはエジプト高等教育省や在カイロ・ドイツ大使館、DAAD⁽²⁷⁾が関与するなど、背景にはエジプトドイツ間の国際関係及び国際交流の土壌のなかで準備された部分も大きい。このように、エジプトの大学でありながら国外のカリキュラムに基づいて教育を提供し、国際的な学位の提携や認証を推進する高等教育機関が増加してきていることが、近年の動向として注目される。

<注>

- (1) 長沢栄治「エジプト」大塚和夫他編著『岩波 イスラーム辞典』岩波書店、2009年、212頁。
- (2) Central Agency for Public Mobilization and Statistics (CAPMAS) . *Statistical Yearbook 2016*. issue 107, 2016, pp.324-333.
- (3) Dodge, B. *Al-Azhar: A Millennium of Muslim Learning*. The Middle East Institute. 1961, pp.116-117.
- (4) Reid, D. M. *Cairo University and the Making of Modern Egypt*. Cambridge University Press. 1990, pp.17-22.
- (5) *Ibid.*, pp.60-61.
- (6) The American University in Cairo. ‘History.’ <http://www.aucegypt.edu/about/about-auc/history> (2018年9月22日取得) .
- (7) The American University in Cairo. ‘Facts.’ <http://www.aucegypt.edu/about/about-auc/history> (2018年9月24日取得) 及び Al-jihāz al-markazī li-l-ta’bi’a al-’amma wa al-iḥṣā’. *Al-nashra al-sanawīya li kharījī al-ta’līm al-’ālī wa al-darajāt al-’ilmīyah al-’ulyā ’ām 2015*. 2016, p.82.
- (8) プロトコルは1975年に締結。その内容は1976年大統領令146号に反映された。
- (9) Reid. 1990, *op cit.*, p.168.
- (10) Barsoum, G. *The Challenges of Private Higher Education in Egypt*. Working Paper Series. The Economic Research Forum. 2014, p.6.
- (11) Supreme Council of Universities. ‘Vision and Mission.’ <http://portal.scu.eun.eg/Vision.html> (2018年9月25日取得) .
- (12) エジプトの教員養成学校。1871年、カイロに初等教育拡充のためのアラビア語教員

養成学校として開設され、歴史や数学といった近代科目も提供されることで、伝統的な宗教教育を受けたアズハル出身者を教員として養成した。1946年、カイロ大学の1学部となり、後に普通中等教育卒業生も入学するようになった。近年にはアラビア語の他、イスラーム哲学やイスラーム法学の専攻もある（店田廣文「ダール・アル＝ウルーム」大塚和夫他編著『岩波 イスラーム辞典』岩波書店、2009年、619頁）。

- (13) ‘Qirār ra’īs jumhūrīya miṣr al-‘arabīya raqam 809 li-sana 1975 bi-l-lā’ihath.’ *Qānūn tanzīm al-jāmi‘āt al-ṣādir bi-l-qānūn raqam 49 li-sana 1972*. Wizāra al-tijāra wa al-sinā’a al-hay’a al-‘amma li-shūn al-muṭābi‘ al-amīriya, 2017, pp.159-160.
- (14) *Ibid.*, pp.160-162.
- (15) Central Agency for Public Mobilization and Statistics (CAPMAS) . *Egypt in Figures 2018*. 2018, pp.157-158.
- (16) 10月6日大学のように、他の公立大学と協定を結び、大学院学生の授業や研究指導を自大学で行いつつも他大学大学院に学位授与とそのための審査を委託している大学もある。October 6 University. ‘Postgraduate Studies.’ <https://www.o6u.edu.eg/Faculties.aspx?FactId=38&id=738> (2018年9月25日取得) .
- (17) Al-jihāz al-markazī li-l-ta’bi’a al-‘amma wa al-iḥṣā’. 2016, *op.cit.*, pp.266-348.
- (18) *Ibid.*, pp.266-348.
- (19) Kullīya al-handasa, Jāmi’a al-Qāhīrah. *Lā’iha al-dirāsāt al-‘ulyā (bi-niḡām al-sā’āt al-mu’tamada, 2014-2015)* . 2014, pp.27-30.
- (20) *Ibid.*, pp.32-33.
- (21) *Ibid.*, p.33.
- (22) *Ibid.*, p.34.
- (23) *Ibid.*, p.35.
- (24) Misr University for Science & Technology. ‘Faculty of Engineering.’ <http://www.must.edu.eg/Engineering/> (2018年9月24日取得) .
- (25) Misr University for Science & Technology. ‘Mechanical Power Engineering Graduate Programs.’ http://www.must.edu.eg/Engineering_postgraduate/GraduateEngineering-2016 (2018年9月24日取得) .
- (26) カイロ・ドイツ大学は ECTS (European Credit Transfer System) を採用している。ECTS は主に EU 域内において、様々な学習経験を持つ学生の流動性や学位取得を促進することを目的としており、1 単位に必要な時間数等の規定も存在する。
- (27) ドイツ学術交流会 (Der Deutsche Akademische Austauschdienst, DAAD) は、ドイツの大学が共同で設置している機関である。大学間の国際交流を促進する役割を担っており、大学教員、学生などを対象にした多様なプロジェクトを実施している。

第7章 ブラジルにおける学位制度

田村 徳子

1. 歴史的概観と高等教育の基本制度

ブラジルは、1500年にポルトガル人のペドロ・アルヴァレス・カブラルによって「発見」されたのを起源としている。以降、300年以上にわたりポルトガル共和国から植民地支配を受けた後、1822年にブラジル帝国として独立を果たした。その後、帝政期（1822年－1889年）を経て、1889年に現在の共和制（当時の国名はブラジル合衆国）へ移行している。1964年から始まった軍事政権においては、経済開発とそれを支える人的資源の開発がめざされ、その結果、「ブラジルの奇跡」と称される高度経済成長を果たした。この間、1967年に国名が現在のブラジル連邦共和国（以下、ブラジルと略）に改められている。しかし、1970年代後半になると経済成長は頭打ちとなり、経済低迷に対する不満から、民主化を求める社会運動が高まった。1985年に民政移管した後は、自由化や規制緩和、民営化が加速していった。2000年代以降は、国外に対してメルコスル（MERCOSUL/MERCOSUR）と呼ばれる南米南部共同市場^①や米州自由貿易地域（FTAA）での立場の強化が図られるなど、特に他の南米諸国や米国との経済的関係での影響力を高めている。

ブラジルの高等教育制度は、大まかには、学部課程（Graduação）、学部後課程（Pós-Graduação）、連続的課程（Seqüenciais）、エクステンション課程（Extensão）の四つに分けられる。少し詳しくみると、まず学部課程は、中等教育あるいはそれに準ずる教育を修了した者を対象としている。そのなかには、学士課程（Bacharelado）（4～6年）とともに、就学前教育から中等教育までの教員養成を目的とした教職課程（Licenciatura）（5～6年）と、特定の専門職業人の養成をめざす技術専門士課程（Tecnólogo）（2～3年）がある。また、学部後課程には次の二つのプログラムがある。一つは、ストリクト・センスと呼ばれる大学院教育プログラムで、修士課程と博士課程からなる。このプログラムの修了後には、修士号や博士号の学位を取得することができる。もう一つは、ラト・センスと呼ばれる職業教育プログラムである。プログラム修了後には、修了証明書の取得が可能である。ラト・センスではMBAの他、弁護士や教員など様々な職業に関連するコースが開講されている。それから、連続的課程は、中等教育修了者に対して開かれ、たとえば学校経営やホテル経営学、美食学、化粧品学といった特定の知識分野別に構成されている。コース終了後にはディプロマを取得できるものと、修了証明書を取得できるものがある。最後に、エクステンション課程は、入学にあたって学歴が問われることがなく、機関が定め

る入学条件を満たせば入学が可能な課程である。主として職業に特化した課程が提供されている。これら四つの課程の修業年限については、専門分野やプログラムによって異なっているものの、おおむね学部課程は4年～6年（技術専門士課程は2～3年）、学部後課程については、ストリクト・センスの場合、修士課程は1年半～2年、博士課程は2年～3年半で、ラト・センスの場合は2年～3年である。また、連続的課程の場合は2年程度、エクステンション課程については、各機関で自由に設定されている。

2. 学位制度の歴史的変遷

ブラジルでは、国家レベルで学位制度が整備され始めたのは1960年代に入ってからである。というのも、1891年に制定された共和制での初の憲法以降、ブラジルは州と連邦直轄区からなる連邦制を採用し、州レベルに強い自治権が与えられてきたからである。高等教育についても、連邦政府には統一的に監督する権限がなかった⁽²⁾。

これに対し、1960年代に入ると、経済成長をめざす軍事政権（1964年－1985年）によって、大学改革が進められた。そのなかには、連邦教育審議会（Conselho Federal de Educação, CFE）意見書第977号（1965年）による、学部後課程のコースの概念化と標準化もあった⁽³⁾。これは、当時の教育文化大臣が、高等教育における学部後課程の制度を発展させる必要性を感じて連邦教育審議会に求めたものである⁽⁴⁾。この意見書では16の提言がなされており、そのうち学位について着目すると、次の5点が含まれていた。すなわち、(1)学部後課程は修士課程と博士課程の二つで構成され、それらは階層的ではあるが、修士課程は博士課程に入学するための不可欠な条件ではないこと、(2)学術的な博士号は、文学、自然科学、人間科学及び哲学の分野の名称で表現され、専門職の博士号は、対応するコースや分野の名称（工学博士、医学博士など）で表現される。また、修士号は、分野または科目の名称によって表現されること、(3)修士課程には最低1年、博士課程には最低2年のコースが必要で、両者ともに論文執筆やその準備に加えて、外国語の読解力を確認する科目が加えられること、(4)修士号の候補者は、論文審査を受ける必要があり、博士号の候補者は、論文の口頭試問を受ける必要があること、(5)学部後課程のコースは、教育省に登録される修了証書が法的効力を発するためにも、連邦教育審議会の認可を受ける必要があること、である。この意見書は、ブラジルで唯一の学部後課程を体系的に言及した規定であるとされ⁽⁵⁾、1968年の「高等教育の組織と機能の基準及びその中等学校との関連を定める法」⁽⁶⁾の基盤となった。

その後、民政移管後の1996年に制定された新しい教育基本法では、高等教育機関に対して、課程開設の許可（Autorização）や認証（Reconhecimento）、評価（Credenciamento）が行われ、不備があった場合は、課程や資格の停止、機関への介入、認可の取り消しなどの措置が採られることが規定された（同法第46条第1項）⁽⁷⁾。また、学位に関して、「認定された高等教育課程の学位は、認証されると、その所有者が受けた教育の証拠として全

国的な有効性を有する」(第 48 条) こと、学位は「大学 (Universidade) から発行された場合、その大学で認証されるが、非大学機関から発行された場合、CNE (Conselho Nacional de Educação、国家教育審議会⁽⁹⁾) が指定した大学によって認証される」こととされた(同法第 48 条第 1 項)。さらに、「国外の大学によって授与された修士号及び博士号は、同様の専門分野で同等以上の水準の大学院課程を有する大学によってのみ承認される」(同法第 48 条第 3 項) とされた。こうした学位制度の整備に関する規定をふまえて、その後、関連制度の整備や改革が進められた。

まず、高等教育の課程について、1996 年制定の教育基本法において、連続的課程、学部課程、学部後課程、エクステンション課程の四つの種類から構成されることが規定された(同法第 44 条)。次に、高等教育機関に関しては、1997 年 5 月 13 日付省令第 639 号「連邦高等教育システムのための大学センターの認定の提供に関して」によって、従来の大学に加え、新たに大学センター (Centro Universitário) と高等教育学校 (Faculdade) の二つの類型が加えられた⁽⁹⁾。なお、2004 年 7 月 23 日付規則第 5154 号「1996 年 12 月 20 日付法令第 9394 号第 36 条、第 39 条、第 41 条に関する規定」において、それまで中等教育機関であった連邦技術教育センターの一部が、技術専門学校として高等教育機関の類型に新たに追加されている⁽¹⁰⁾。

2006 年には、2006 年 5 月 9 日付規則第 5773 号「連邦教育制度における高等教育機関及び学部課程及び連続課程の規制、監督及び評価の機能の行使に関して」において、高等教育機関及び学部課程のコースの規制、監督、評価について定められ、そのなかで各機関の設置基準が言及された。具体的には、大学には、①財政、運営、組織が自律していること、②教員の 3 分の 1 以上が修士号もしくは博士号を有し、常勤であること、③四つ以上の分野で大学院が開設されていること、大学センターには、①財政、運営、組織が自律していること、②教員の 3 分の 1 以上が修士号もしくは博士号を有しており、5 分の 1 以上が常勤であること、高等教育学校には、①自律性がないこと、すなわち、すべてのコースが評価対象となり、コースの継続・新設・変更には連邦教育省の許可が必要であること、②教員は学士以上の学位を有し、5 分の 1 以上が常勤であることが規定された⁽¹¹⁾。

このようにして、現在の大学、大学センター、高等教育学校、技術専門学校の 4 種類から構成される高等教育機関の仕組みができ上がった。どのタイプの機関でも、学士課程、教職課程、技術専門課程が設置され、それぞれに対応する学位が授与されている。表 7-1 (次頁) は、2016 年の各機関のコース数と在籍者数を表している。

この表を見てわかる通り、機関種別では高等教育学校が 2,004 校と最も多いのに対し、大学は 197 校 (高等教育機関総数 2,407 校の約 8.2%) と少ない。しかし学生数では、高等教育機関全体の 1 割にも満たない大学に、学生総数 (801 万 6,459 人) の半数が在籍している一方で、高等教育機関全体の約 8 割にあたる高等教育学校には、全学生数の約 3 割しか在籍していない。平均すれば、大学では 1 校当たりの学生数が約 2 万 1,779 人なのに

表 7-1 高等教育機関・課程別コース数及び在籍者数 (2016 年)

機関 () 内は機関数	課程	コース数	在籍者数
大学 (197)	学士	9,089	2,882,721
	教職	4,483	1,010,346
	技術専門士	2,195	397,400
大学センター (166)	学士	3,102	964,068
	教職	662	221,968
	技術専門士	1,180	229,031
高等教育学校 (2,004)	学士	7,600	1,643,977
	教職	1,763	238,241
	技術専門士	2,952	264,455
技術専門学校 (40)	学士	391	58,970
	教職	448	49,939
	技術専門士	501	55,343

出所：INEP. Censo da Educação Superior 2016 より筆者作成。

対して、高等教育学校では約 1,071 人となっている。このように、少ない学生数を抱える高等教育学校が多数存在しているのが、ブラジルの高等教育の一つの特徴だといえる⁽¹²⁾。

次に学位の種類については、1996 年に技術専門士課程が高等教育に組み込まれたことにより、新たに技術専門士が加わった。また、教職課程に関しても、1999 年に、従来中等教育課程で授与されていた就学前教育と初等教育の教員養成が高等教育段階に移行され、就学前教育から中等教育までの教員の学位（資格）が高等教育で授与されることとなった。一方、大学院課程に関しても、同じ 1999 年、従来のアカデミックを志向する修士号とは別に、高度専門職業人の養成を志向する専門修士号も設けられ、大学院で授与される学位は修士、専門修士、博士の 3 種類となった。こうした専門修士の創設には、修士課程の修了者が、教育・研究部門をもたない企業に就職する傾向にあることと、それに関連し、産業界から修士課程での専門職業人の養成を求められるようになったことがあった⁽¹³⁾。表 7-2（次頁）は、修士、専門修士、博士のプログラム数の変化を示している。1965 年の時点では、たった 27 プログラムであった修士課程プログラムは⁽¹⁴⁾、1976 年には 518 プログラムに増加し、2010 年には 2,706 プログラムにまで至っている。

こうした高等教育機関及び学位の多様化と並行して、機関の質の確保に関する制度が進められた。大学院課程に関しては、1976 年以降、連邦教育省内に設置されている高等教育人事改善のための調整局（Coordenação de Aperfeiçoamento de Pessoal de Nível

表 7-2 大学院課程のプログラム数の変化

年	課程			
	修士	専門修士	博士	合計
1976	518	-	181	699
1980	680	-	260	940
1985	784	-	332	1,116
1990	993	-	469	1,462
1995	1,289	-	682	1,971
2000	1,620	98	903	2,621
2005	1,923	202	1,099	3,224
2010	2,706	334	1,602	4,642

出所：Contribuição da Pós-graduação Brasileira para o Desenvolvimento Sustentável. Capes na Rio+20. Brasília: Capes, 2012, p.21.

Superior、CAPES)⁽¹⁵⁾が、ブラジルの大学院教育プログラムを定期的に評価している。現在では、各大学院教育プログラムのプログラム内容、教員、学位授与、研究成果、社会的貢献の観点から格付けを行っている⁽¹⁶⁾。一方、学部課程に関しては、アニジオ・テイシエira国立教育研究調査院（Instituto Nacional de Estudos e Pesquisas Educacionais Anísio Teixeira、INEP）が、2004年から全国学生能力試験（Exame Nacional de Desempenho dos Estudantes、ENADE）を実施し、各学科で求められる最低の知識・技能レベルに対する到達度を調査するようになっている。この試験は、毎年異なる学科を対象にして実施され、3年かけて全学科の評価が行われている。評価対象となった学科の最終学年在籍学生には、ENADEの試験だけでなく、アンケートの回答も義務づけられており、調査に協力しない学生には、学位が授与されない⁽¹⁷⁾。こうしたENADEの結果は、コース開講の承認、認証、再認可のためや、各高等教育機関の認証評価や再認可のために用いられる。実際、2017年に公表された結果では、全対象機関の約15%が「不十分」という評価を受け、同年、連邦教育省は32の機関の認可取り消しを発表している⁽¹⁸⁾。また、約700の専門修士プログラムのうち、40が最低基準に見合わず、認可の取り消しとなる可能性にあることが明るみとなった⁽¹⁹⁾。

3. 学位をめぐる国レベルの学位授与状況

それでは、近年の学位授与状況について確認しよう。学位の種類は、先にも述べたように、学部課程においては「学士、教職、技術専門士」の三つがあり、学部後課程においては、ストリクト・センスと呼ばれる大学院教育プログラムで「修士、専門修士、博士」が

授与されている。近年の学部課程の学位授与の変化をまとめたものが表 7-3 で、学部後課程の学位授与の変化をまとめたものが図 7-1 である。

まず、学部課程における学位・資格取得者に関しては、増加傾向にある。取得者数で見ると、最も多いのは学士号取得者で、次いで教職資格、技術資格となっている。

表 7-3 学部課程における学位・資格の取得者数の変化

年	2010年	2012年	2014年	2016年
学士	556,336	592,080	560,879	656,043
教職	161,354	227,706	214,445	246,143
技術専門士	111,596	135,782	134,049	133,643

出所：INEP. Censo da Educação Superior. より筆者作成。

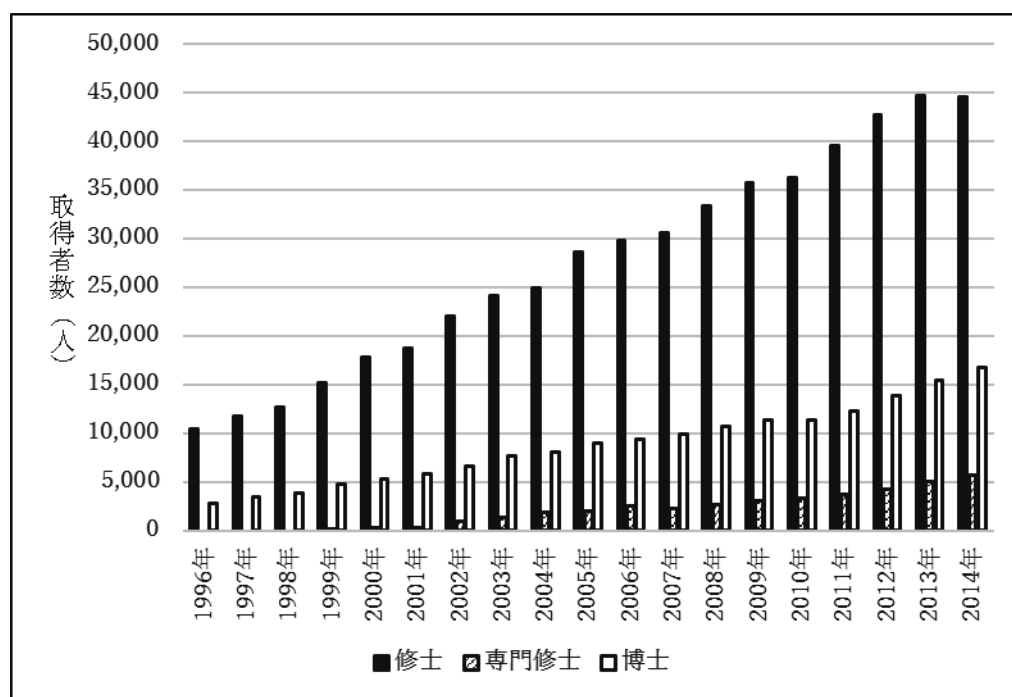


図 7-1 大学院課程の学位取得者数の変化

出所：Centro de Gestão e Estudos Estratégicos (CGEE). *Mestres e Doutores 2015: Estudos da Demografia da Base Técnico-científica Brasileira*. Brasília, DF: Centro de Gestão e Estudos Estratégicos, 2016, p.62 e p.89 より筆者作成。

次に、大学院課程の学位取得者数の変化に関しては、こちらも同様に増加傾向にある。1999年に導入された専門修士資格に関しても、近年、その取得者は増加している。とはいえ、2016年時点で、修士号、専門修士号及び博士号の取得者は合わせて6万7,000人ほどと、いまだ人口の約0.3%ほどである。

4. 機関レベルにおける学位授与のプロセス

本節では、個別の大学においてどのように学位が授与されることになっているのかについて検討する。ここでは、事例として、サンパウロ州に所在する州立大学であるサンパウロ大学（Universidade de São Paulo、USP）の学部後課程の規定である2018年3月29日付修正第7493号「サンパウロ大学学部後課程に関する規則」⁽²⁰⁾を取り上げる。サンパウロ大学は、1827年に創設された、ブラジルのなかでも最も長い歴史を有している大学の一つである。前身は19世紀後半に設立された旧法科大学や旧医科大学、旧工科大学といった、州の既存の機関であり、それらを寄せ集めて設立された⁽²¹⁾。2003年時点では、サンパウロ大学には50以上の学科、研究所及び研究科があり、2万5,000人の博士課程及び修士課程の学生が200以上の学位プログラムを専攻している⁽²²⁾。このようなサンパウロ大学の大学院で2003年に授与された博士号は2,000件と、ブラジル全体の約8,000件の4分の1を占めるほどである⁽²³⁾。

それでは、サンパウロ大学の大学院における学位授与プロセスを検討しよう。「サンパウロ大学学部後課程に関する規則」は、学部後課程についての「概要」、「組織」、「教育」、「学位の同等性と承認」、「不服申し立てに関する規則の適用」、「組織内プログラム」、「組織間プログラム」、「訴訟が起きた場合」の8章から構成されている。まず、サンパウロ大学の学位授与に関する組織について確認する。サンパウロ大学の学部後課程の運営に関しては、図7-2（次頁）に示すように、大きくは、(1)学部後課程審議会（CoPGr）と部局、(2)学部後課程事務局大学院課（PRPG）、(3)学部後課程委員会（CPG）、(4)プログラムコーディネーター委員会（CCP）の四つの組織が関わっている（第8条）。このうち、まず(1)学部後課程審議会（CoPGr）は全学レベルの審議決定機関であり、学内で開設される学部後課程プログラムについて、部局に設置された学部後課程委員会（CPG）の提案に基づいて、修士課程及び博士課程の運営を認可する権限を有している（第11条）。また、(2)学部後課程事務局大学院課（PRPG）は全学レベルの事務組織で、本規則もしくは学部後課程審議会（CoPGr）の承認を受けたガイドラインに従って、学部後課程のストリクト・センスに関する制度プロジェクトを策定し、実施する（第25条）。これに対して、(3)学部後課程委員会（CPG）は、教育研究機関、専門機関、博物館、補助機関、機関間プログラム及び関連機関に設置され、学部後課程プログラムの実施に責任を負う（第27条）。その構成は、委員長、副委員長とともに、関連する学部後課程プログラムのコーディネーターのなかから少なくとも3名が加わることになっている。現在、48部局に学部後課程委員会（CPG）

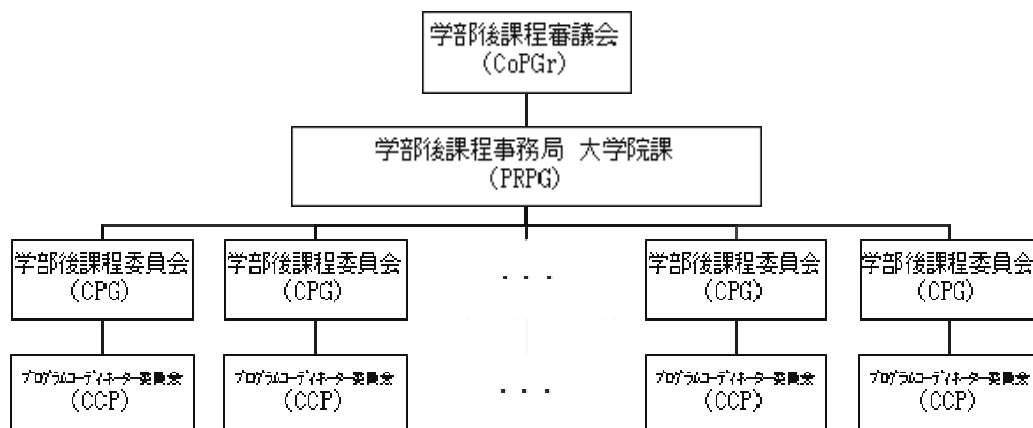


図 7-2 サンパウロ大学における学部後課程の運営組織

出所:「サンパウロ大学学部後課程に関する規則」2018年3月29日付修正第7493号より筆者作成。

が設立されている。そして、(4)プログラムコーディネーター委員会 (CCP) は、学部後課程プログラムごとに設置されるものであり、プログラムコーディネーターとその代理人からなる組織である (第 32 条)。構成としては、少なくとも 1 名の教員がプログラム担当者として参加している他、学生の代表も含まれている。

次に、学位授与に関わる規定について確認する。まず、在籍期間については、修士課程は 48 か月以内、博士課程は 72 か月以内 (修士号を所有者の場合は 60 か月以内) とされている (第 43 条)。修士課程、博士課程ともに、少なくとも一つの外国語の習熟度を証明することと、コースワークをすべて修了し論文を提出して合格となることが学位授与の条件となっている (第 44 条)。それぞれの学部後課程プログラムにおいて必要なコースワークの単位数や論文執筆に関する内容は、学部後課程委員会 (CPG) によって承認され、プログラムコーディネーター委員会 (CCP) で決められている (第 59 条)。課程修了に必要な単位数に関しては、修士課程の場合は、最低 96 単位⁽²⁴⁾のコースワークを修める必要があり、博士課程の場合は、最低 192 単位 (ただし、サンパウロ大学及びそれと同等と認められた機関の修士号を所有している場合は、最低 96 単位) を修める必要がある (第 57 条)。なお、博士課程の場合においては、入学前の 36 か月間に取得した修士課程での単位の余剰分は、博士課程のコースの単位として含めることができる。

修士課程及び博士課程で履修しなければならない科目は、プログラムコーディネーター委員会 (CCP) によって学部後課程委員会 (CPG) に提案され、全学レベルの学部後課程審議会 (CoPGr) 内部に設置されているカリキュラム部局 (CaC) によって審議され、承認を受けたものである (第 62 条)。コースワークの単位修得のためには、最低 75% の出席

を満たしていることと、求められる学業達成度に到達している必要がある（第 66 条）。各科目の学生の達成度は、「A－優：単位認定」、「B－良：単位認定」、「C－可：単位認定」、「R－不認定：単位不認定」、「T－サンパウロ大学以外で修了した分野に合格」の五つで評価される。評価（R）となった場合、当該科目を再履修することができるが、最終的な結果としては後で得られる成績が用いられるものの、以前に取得した成績は学校記録に残される（第 67 条）。

論文の提出にあたっては、最終提出までに、資格審査（Qualificação）があり（第 72 条）、修士課程では各プログラムの任意で、博士課程では必須で行われている（第 71 条）。資格審査の基準や、それに向けての必要な単位、手続や形式等は、プログラムコーディネーター委員会（CCP）によって定められている。ただし、資格審査の登録は、論文の提出までの期間の 2 分の 1 以内に行わなければならない（第 72 条）。資格試験は、直接対面式でも遠隔式でも受けることができるが、プログラムの所在地またはサンパウロ大学内で、最低 1 名のプログラム審査委員が出席しなければならない。審査委員は、プログラムコーディネーター委員会（CCP）によって承認された 3 名で構成され、少なくとも 1 名は博士号取得者でなければならない（第 74 条）。資格審議の結果にあたっては、合格か不合格が与えられる（第 73 条）。その際審査員は、適切だと判断される場合は、直接博士課程などへのコースの変更を提案することもある。審査委員の過半数の承認を得た学生は、資格試験で合格とみなされる。資格審議の再試験は 1 度のみ許されている。

論文は、修士課程、博士課程ともに一部または全部をポルトガル語、英語または他の言語で書くことができるが、タイトルと要約とキーワードはポルトガル語と英語で書く必要がある（第 84 条）。論文の試問に際しては、修士課程の場合は、3 名の審査員、博士課程の場合は、各学部後課程委員会（CPG）によって承認された 3 名または 5 名で構成される審査委員会によって行われる（第 88 条）。これらの審査委員は、博士号取得者でなければならない（第 89 条）。論文の審査はどちらの課程においても公開で行われ（第 90 条）、まず学生が 60 分以内でプレゼンテーションを行うことになっている。その後、修士課程は 3 時間、博士課程は 5 時間以内の質疑応答が行われる（第 91 条）。そして、それらの審議の結果、審査委員の過半数が承認した場合、合格となる（第 92 条）。

5. 近年の改革動向

これまで述べてきたように、ブラジルの学位制度は全国的には 1960 年代半ば以降に整備され始め、1990 年代に改革が進められた。こうした学位制度に関しては、近年、いくつかの改革が取り組まれている。

その一つが、メルコスルの協定国内で取得した学位を、ブラジル国内での手続きなしで有効化させる動きである。第 1 節で言及したように、ブラジルはメルコスルによって他の南米諸国と経済的連携を図ろうとしており、それに伴い、労働力の自由な移動が活発化し

ている。こうしたなかで、ブラジル国外で取得した学位に関しては従来、その有効性が認められるためには、取得した学位に関連する書類をブラジル領事館あるいは大使館で承認してもらったうえで、ブラジル国内の大学で認定を受ける必要があった。これに対し、ブラジルで公布された 2005 年 8 月 23 日の法令第 5518 号では、「締約国は、ブラジルの高等教育機関、パラグアイの大学及び高等教育機関、アルゼンチン及びウルグアイの大学の教育機関における教授及び研究活動の行使のためだけに、この協定の履行のために確立されるべき手続きと基準に従って、締約国で認められ、認定された学部及び大学院の学位を有効とする」（第 1 条）とされた⁽²⁵⁾。また、2009 年 12 月にウルグアイで開催された会議において締結された「メルコスルの締約国における学術活動のための学位及び学位の入学に関する合意」においても、「ブラジルに教育活動に来た外国人だけが、メルコスル諸国で得られた学位が有効になる」ことが決議された⁽²⁶⁾。こうした動きは、外国人に限定したものではありませんが、学位の有効化をめぐる制度の柔軟化としてみなすことができるだろう。

このことと類似するが、もう一つはブラジル人がブラジル国外で取得した学位の有効化が簡易になる動きである。2016 年 12 月 13 日付連邦教育省規則第 22 号「外国の大学の学位の再有効化及び、外国の高等教育機関によって発行された大学院修了証（修士号と博士号）の再認定のための申請処理のための一般的な規範と手続きに関して」⁽²⁷⁾と、連邦教育局が運営するポータルサイト「カロリーナ・ボリ（Carolina Bori）」⁽²⁸⁾の開設によって、領事館や大使館での承認を経ずとも、ポータル上でブラジル国外の学位の管理とコントロールが行えるようになった。こうした動きも、学位の有効化をめぐる制度の柔軟化としてみなすことができるだろう。

<注>

- (1) メルコスルと呼ばれる南米南部共同市場は、「ヨーロッパ共同体（EC）のローマ条約をもとにつくられたアスンシオン条約（1991 年 3 月 26 日調印）に基づき、4 ヶ国（ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ）の間の関税撤廃を目的として設立された共同市場である」（竹下幸治郎「地域統合」ブラジル日本商工会議所（編）小池洋一・西沢利栄・堀坂浩太郎ほか（監）『現代ブラジル事典』新評論、2005 年、111 頁）。
- (2) 皆川卓三「ブラジル：大学統一入試の導入」中島直忠編著『世界の大学入試』時事通信社、1986 年、195-196 頁。
- (3) Parecer CFE n° 977/65 (http://www.scielo.br/scielo.php?script=sci_arttext&pid=S1413-24782005000300014、2018 年 11 月 19 日最終確認)。
- (4) Cury, Carlos Roberto Jamil. “Quadragesimo Ano do Parecer CFE no 977/65.” *Revista Brasileira de Educação*. No. 30, 2005, p.10.
- (5) *Ibid.*, p.10.

- (6) Lei nº 4.024, de 20 de Dezembro de 1961 (<http://www2.camara.leg.br/legin/fed/lei/1960-1969/lei-4024-20-dezembro-1961-353722-publicacaooriginal-1-pl.html>, 2018年11月19日最終確認)。
- (7) 1996年に制定された「教育の方針と基礎に関する法律」については、江原裕美・田島久歳「資料 ブラジル連邦共和国の教育基本法」『帝京法学』第21巻第1号、1999年、13-57頁を参照のこと。
- (8) CNE (Conselho Nacional de Educação、国家教育審議会) は、ブラジル連邦教育省の諮問機関にあたる。
- (9) Portaria n.º 639, de 13 de Maio de 1997. “Dispõe sobre o Credenciamento de Centros Universitários, para o Sistema Federal de Ensino Superior.” (<http://portal.mec.gov.br/sesu/arquivos/pdf/p639.pdf>, 2018年10月4日最終確認)。
- (10) Decreto nº 5.154, de 23 de Julho de 2004. “Regulamenta o § 2º do Art. 36 e os Arts. 39 a 41 da Lei nº 9.394, de 20 de Dezembro de 1996, que Estabelece as Diretrizes e Bases da Educação Nacional, e dá Outras Providências.”. (https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_Ato2004-2006/2004/Decreto/D5154.htm, 2018年11月19日最終確認)。
- (11) Decreto nº 5.773, de 9 de Maio de 2006. “Dispõe sobre o Exercício das Funções de Regulação, Supervisão e Avaliação de Instituições de Educação Superior e Cursos Superiores de Graduação e Seqüenciais no Sistema Federal de Ensino.” (<http://www2.mec.gov.br/sapiens/portarias/dec5773.htm>, 2018年11月19日最終確認)。
- (12) ブラジルの高等教育の伝統的な形式の一つとして単科大学が乱立していることがあるが、それは、植民地時代に医学や薬学、農学、美術といった高等専門学校が開設されたことに由来する (皆川卓三「ブラジルの高等教育」『大学世界』第11号(1)、1998年、32頁)。
- (13) Centro de Gestão e Estudos Estratégicos (CGEE). *Mestres 2012: Estudos da Demografia da Base Técnico-científica brasileira*. Brasília, DF, 2012, p.40 (https://www.cgee.org.br/documents/10195/734063/Mestres2012%28corrigido_18jun2013%29_9536.pdf, 2018年10月4日最終確認)。
- (14) 同上文献。
- (15) CAPESの原型は1951年に設立されている (IBGE <https://ces.ibge.gov.br/base-dados/metadados/capes/avaliacao-dos-cursos-de-pos-graduacao>, 2018年10月4日最終確認)。
- (16) シュタイナー、ジョアン・E著、藤沢圭子訳「ブラジルの研究型大学」フィリップ・G.アルトバック、ホルヘ・バラン編、米澤彰純監訳『新興国家の世界水準大学戦略－世界水準をめざすアジア・中南米と日本』東信堂、2013年、259頁。
- (17) 日本学術振興会海外学術ポータルサイト「【海外センターレポート・ブラジル】全国

- 学生能力試験 (Enade)」(<https://www-overseas-news.jsps.go.jp/>【海外センターレポート・ブラジル】全国学生能、2018年10月4日最終確認)。
- (18) 日本学術振興会海外学術ポータルサイト「【海外センターレポート・ブラジル】高等教育機関総合指標 (IGC) について」(<https://www-overseas-news.jsps.go.jp/>【海外センターレポート・ブラジル】高等教育機、2018年10月4日最終確認)。
- (19) Exame. “Os Piores Mestrados Profissionais do Brasil (um deles é da USP).” (<https://exame.abril.com.br/carreira/os-piores-mestrados-profissionais-do-brasil-um-deles-e-da-usp/>、2018年11月19日最終確認)。
- (20) Regimento de Pós-Graduação da Universidade de São Paul. *Resolução 7493 – DOE 29.03.2018*. (http://www.prpg.usp.br/attachments/article/5034/Quadro%20Comparativo_Regimentos%202009-2013-2018.pdf、2018年10月4日最終確認)。
- (21) シュタイナー、ジョアン・E、前掲書、2013年、219頁。
- (22) 同上書、223頁。
- (23) 同上書、223-224頁。
- (24) 1単位は15時間の活動に相当する(「サンパウロ大学学部後課程に関する規則」第56条単項)。
- (25) 2005年8月23日付法令第5518号「メルコスルの締約国における学術活動のための大学の学位及び学位の授与に関する合意の公布」(Decreto nº 5.518, de 23 de Agosto de 2005.) (<http://www2.camara.leg.br/legin/fed/decret/2005/decreto-5518-23-agosto-2005-538248-publicacaooriginal-32960-pe.html>、2018年10月4日最終確認)。
- (26) CAPES. (<http://www.capes.gov.br/36-noticias/3414-admissao-de-diplomas-do-mercado-tem-nova-regulamentacao>、2018年10月4日最終確認)。
- (27) Portaria Normativa do MEC nº 22/2016 (http://portal.mec.gov.br/index.php?option=com_docman&view=download&alias=53481-portaria22-14dez-pdf&category_slug=dezembro-2016-pdf&Itemid=30192、2018年11月19日最終確認)。
- (28) Portal Carolina Bori. (<http://carolinabori.mec.gov.br/>、2018年11月19日最終確認)。

終章 後発国における学位制度の導入と変容

楠山 研

1. 後発国における学位制度の導入と変容

本書は、アジアを中心に、「後発国」各国でどのような学位制度が導入されているのかを整理し、それらの異同について考察することを目的とした。具体的には、韓国、中国、台湾、ベトナム、インド、エジプト、ブラジルという七つの国・地域（以下、国と略）を扱った。各国の学位制度に関して、①学位の種類、②国レベルでの学位授与の条件や体制、認定過程、③学位を授与する機関の種類、④学位授与機関内部での学位授与の体制や認定過程、⑤近年の改革動向などを検討した。

本章では、これら7か国の整理をもとに見えてきた後発国における学位制度の導入と変容について考察を行うことにする。具体的には、学位制度導入の契機、学位の種類と学位を授与する機関の種類、学位授与数の増加と質の管理、国際的な連携について述べ、そこから国際通用性を高める取り組みと独自性について言及する。

(1) 学位制度導入の契機

まず、各国の発展の過程において、学位制度はどのような契機で導入・整備されたのであろうか。

この点について各国の状況を見ると、韓国では大韓民国成立の翌1949年に制定された「教育法」に、学士と博士の授与が明記されていた。中国と台湾はともに、1935年の中華民国期に制定された「学位授与法」を出発点としている。この「学位授与法」では学士・碩士・博士の学位を定めていたが、1949年までの間に授与された博士学位がないなど、本格的な導入はその後に持ち越されている。台湾が「学位授与法」を改正したのは1954年であり、中国ではその必要性はしばしば指摘されてはいたものの、実際に学位制度を導入したのは1980年のことであった。ベトナムではフランスが撤退してから約10年後の1961年に学位に関する規則が公布されている。宗主国イギリスの影響により植民地時代にすでに学位制度を有していたインドでは、独立から9年後の1956年に、自らの権限として学位授与に関する法律を定めている。同じくイギリスによる軍事占領を受けていたエジプトでは、それ以前から学位授与に関する法令を有しており、軍事占領期にもその形は大きくは変わらないまま独立を迎えた。一方、連邦制を採るブラジルは州レベルに強い自治権が与えられてきた結果、国家レベルで学位制度が整備され始めたのは1960年代に入ってから

らであった。

一般的に独立や革命などにより新しい国ができた場合、まず国の枠組みを作るための喫緊の課題解決に重点が置かれることになる。学位制度は一人前の国として存在するための重要な仕組みではあるが、独立後すぐに取り組むべきほどの優先順位はないため、国として落ち着きはじめた頃に導入されると考えられる。本書の各国の事例を見たとえでの簡易な結論として、学位制度が導入・整備されるのは独立等により国が成立して約 10 年後以降であるという傾向を指摘することができよう。先進国による植民地支配を受けていて、すでにそうした制度が導入されていたインドやエジプトはこの例に当てはまらないが、たとえばインドでは独立の 9 年後、自らの権限として学位制度を整備している。

また、後発国として当然のことではあるが、導入された学位制度には、影響を与えた国が存在する。独立前からイギリスの影響を受けた学位制度があったインドとエジプトは言うまでもないが、ともに南北分断を経験した二つの国のうち、韓国はアメリカの支援を受けた大韓民国成立とほぼ同時に学位授与が法に記され、ベトナムはソビエト連邦の影響を受けて学位に関する規則を公布している。中国、台湾は中華民国成立から約 20 年あまりの時を経て学位授与の方法を定めているが、それは教育分野においてアメリカとの関係が密接であった時期に近く⁴⁾、その影響が想像される。ブラジルについては、各州の教育制度整備において、ポルトガルの影響を受けていたであろうことは想像に難くない。

(2) 学位の種類と学位を授与する機関の種類

学位の種類は、学士、修士、博士はどの国でも見られるが、国によってはそれ以外の学位が設定されていることがある。また、学位は伝統的には大学によって授与されるが、実際には大学を含む多様な機関で授与が行われている国がある。対象とした 7 か国に関してこれらの点を整理したのが、表終-1 である。

学位の種類は、日本の学士、修士、博士に相当するもののほか、日本の短期大学士に近いものとして台湾の副学士があり、日本の専門職学位の学士版、修士版に近いものとしてそれぞれ、韓国の専門学士、ブラジルの専門修士がある。なおエジプトのリセンス、バカロレユースは学士レベルの学位であり、それぞれ理論系の学問分野、実践系の学問分野において授与される。インドの哲学修士はイギリスの制度に由来するもので、博士と修士の間にある学位とされる。

学位を授与する機関は、各国で大学が含まれているのは当然だが、それに加えて大学に準ずる位置づけにある高等教育機関での学位授与を認める国がある。さらに、科学研究機関に学位授与権を認める国もある。

(3) 学位授与数の増加と質の管理

こうして、国として落ち着きはじめた時期に導入・整備された学位制度は、次の段階と

表終-1 各国における学位の種類と学位を授与する機関の種類

	学位の種類	学位を授与する機関の種類
韓国	専門学士、学士、碩士、博士	大学（各種学校を含む）、特別法に基づき設置される高等教育機関
中国	学士、碩士、博士	普通高等教育機関（大学、学院）、軍事高等教育機関（大学、学院）、成人高等教育機関（国家開放大学のみ）、科学研究機関
台湾	副学士、学士、碩士、博士	大学（独立学院を含む）、専科学校、専科進修学校、空中大学、大学が附設する進修学校
ベトナム	挙人、碩士、進士	大学、学院、科学研究機関
インド	学士、修士、哲学修士、博士	大学、準大学、国家的重要機関
エジプト	リセンス、バカロレユース、修士、博士	公立大学、私立大学（国民大学を含む）、公立・私立技術機関、アズハル大学
ブラジル	学士、修士、専門修士、博士	大学

出典：本書各章の記述をもとに作成。

して学位取得者数を増やす必要に迫られることになる。それは、国の発展段階において、そうした高度な知識・技術を有する人材が大量に必要となるとともに、そうした制度が整い機能していることを対外的に示す必要もあるものと考えられる。また留学できない人材に高度な教育機会を提供するとともに、より高次の学位を国内で取得できるようにすることによって、留学熱を抑え、貴重な人材の外国への流出を防ぐという理由も考えられる。

本書で対象とした国ぐにでは、基本的に学位授与数が増加している様子がみてとれる。学位授与数増加の傾向として、たとえば、韓国、中国、台湾のように、大学設置や入学定員に関する規制を大幅に緩和したり、専門学校等を大学へ昇格させたりするなどして学士課程段階の大学生を急激に増加させ、そのような量的拡大の流れが大学院段階にまで至っているケースがある。特に私立大学を増加させる傾向は各国で見られる。またエジプトのように、高等教育機関の学費無償化が学生増加に大きな影響を与える場合がある。こうした各教育段階の量的拡大が学位授与数の増加につながっている。加えて通常の高等教育課程による学位のみならず、そうした経歴を経ない独学試験制度やインターネット等を利用した放送大学等を経ての学位など、様々なルートで学位を得られるようになっていることも各国について指摘できる。

こうした学位授与数の増加は、学位授与の権限を高等教育機関等に委譲していることとも深く関係している。その一方で、学位授与に関する規制整備が同時に進められており、数の増加と質の管理を同時に実施している慎重な姿勢を見て取ることができる。この流れがわかりやすく見えるのが中国と台湾である。どちらももともと国が大きく関与して学位制度が整備されてきたが、近年これに関する権限を大幅に高等教育機関等へと委譲している。当初は高等教育機関に権限を委譲したうえで国が審査を行う体制であったが、そうした審査権も高等教育機関へ委譲する動きが見られる。同時に、国は評価制度を整備することで質の管理を行い、自らの影響力を残している。そこでは合格認定や表彰、ランク付けといった方法のほか、個別の機関に与えた学位授与権を実際に取り消すということも行われている。また中国やベトナムのように、学位論文のなかから一定数を抽出して専門家が審査し、結果によってはそれが学位授与機関や指導教員の資格認定に反映されるといった仕組みも見られるようになっている。

後発国では、たとえば大学入学者が増える際に、まず極端に増加する方向に動き、それが過剰となり質の低下が懸念されるようになってから制限がかかるという流れが見られることがある。しかし、特に修士・博士レベルの学位授与については、数が少ないためか、あるいは授与までに時間がかかり増加の目途が立ちやすいためか、数の増加と質の管理がほぼ同時に行われる傾向があり、慎重に進められていることがうかがえる。

(4) 国際的な連携

こうした学位授与数の増加とともに、各国の近年の動向として指摘できるのが、外国の大学と連携して学位を授与するという方法である。後発国にとっては、国際的なブランド力を含めて自国の大学だけでは不足している部分を補うため、また国内的にも志願者を増やすための魅力的な制度として、そうした仕組みが取り入れられていると考えられる。

韓国は、以前から有力大学のアカデミックポスト就職には外国の大学で博士学位を取得することが事実上必須であるなど、外国の学位への評価が高い事情もあり、本書では紙幅の都合で詳細は述べられていないが、外国の大学との連携・協約による共同名義の学位（ジョイント・ディグリー）や複数学位（ダブル・ディグリー）は各大学で積極的に進められてきた。中国、台湾についても、本文中で言及はないが、そうした取り組みは確実に増加していると考えられる²⁾。ベトナムではこうした取り組みは「連結教育」と呼ばれ、ベトナムと外国の高等教育機関が法人を設立せずに学位を授与しており、日本、オーストラリア、イギリス等が連携先の例として挙げられていた。

エジプトには、1919年にアメリカ人が開いたエジプト・アメリカ両国政府の国際プロトコルに基づく独自の教育課程を提供する有力大学、カイロ・アメリカン大学を有するという歴史がある。近年も、欧米の教育カリキュラムを提供する大学を国内に作って、国際的な学位を提供する動きがあり、エジプト・英国大学、カイロ・ドイツ大学など、両国の認

定を受けた学位を授与できるようになっている。

なお、こうした連携では先進国の大学が対象となる場合が多いが、インドは大学をもたない周辺国のカレッジとの連携も行っている。かつてはブータンのカレッジを卒業する学生にデリー大学が学位を授与していた。ブラジルでは、ブラジル人が国外で取得した学位を国内で有効化させたり、外国人がメルコスル（MERCOSUR）協定国内で取得した学位をブラジル国内で有効化させたりするなど、外国の学位を国内で認定する場合にその手続きが簡易化される取り組みが行われている。

一方、そうした国際連携の取り組みに一定程度の抑制をかけているのがインドである。インドではもともと外国の教育機関との連携による学位授与プログラムが盛んに行われていたが、それを管理する体制が整っていなかった。しかし 2016 年の規則により、外国の教育機関と共同で教育プログラムを実施する際の条件が定められて制限がかけられ、また外国の教育機関との連携があっても、インドの教育機関を卒業した学生の学位はインドの教育機関からのみ授与されることとされ、外国の教育機関と連名で学位を提供することは禁止されるようになっている。これに違反するような広報をした場合の懲罰をほのめかすなど、強い態度が示されている。

このように多くの国で国際的な連携・提携によって学位を出すことが積極的に進められているが、そうした取り組みがもともと盛んであったインドでは近年一定の制限がかけられるようになっている。こうした学位制度の導入と整備、学位授与数の増加と質の管理、国際的な連携は、後発国の学位の国際通用性を高めようとする取り組みだといえることができるだろう。

（５）独自性－後発国としての特性と限界

後発国の学位制度は、多くは先進国のそれを参照したり取り入れたりすることになるが、様々な背景や事情により、その後の土着化の過程で、その特性を生かすため、あるいは事実上の限界が存在するために、独自性があらわれている。

たとえば、中国や韓国には独学試験制度がある。これは教育制度の未整備や国の混乱等の事情で学位を取得する機会を逸した人びとに対して、通常の課程を経ずに学位を取得する手段を提供するものである。これは、そうした困難を乗り越えてでも学位を取得したいという人びとの学位に対する熱意と、その国における学位の必要性を示すものだといえよう。また韓国では、単位銀行制という、学校外での学習や正規課程外での学習を含む様々な学習体験を評価して単位認定し、最終的に学位を授与するという生涯学習社会を意識した制度が導入されている。インドでは、条件が整っていれば、定時制の博士が認められるとしている。これらは、各国の事情をふまえて学位授与のルートが多様化した例であるといえよう。一方で、大学でのコースワークを経ない論文博士は、中国では学位制度導入時から現在まで制度として認められているものの、韓国では 1970 年代に廃止されており、

日本でも廃止に向けた検討の必要性が言われている⁽³⁾ことは興味深い。

また後発国の限界の一例として指摘できるのは、インドにおける学位授与の遅延である。同国では、学位授与数の増加に大学の体制整備が追いつかず、学位授与の遅延が頻発し、学生の権利を守るよう規則が発せられている。こうしたことは、後発国各国で起こっている、あるいは起こっていたのではないかと想像される。また同国で、2年制の時代に学士学位を取得した者が、その後の制度改革で3年制となったために、就職等で不利に扱われるという事態に対して、これらが同等であることを公表するといった事例も、制度整備過渡期における後発国ならではの状況ということができよう。

2. まとめ

本章では、本書で扱った7か国の整理をもとに見えてきた後発国における学位制度の導入と変容について考察を行ってきた。そこから見えてきた後発国の学位制度の導入と変容を、結論代わりの簡易なストーリーとしてまとめておこう。

宗主国の制度が持ち込まれ、もともと学位制度が存在していた国は独立後もその制度を援用しながら制度整備を進めていくことになる。一方、独立等により新たな国や体制ができた場合には、まず国の大枠の体制整備が優先されるため、学位制度の導入・整備には約10年以上の期間を要する。その際、特定の国の学位制度をモデルとして模倣することになる。その後は、国の発展に必要となる高度な人材を増やすため、また対外的に国としての体裁を整えるために学位授与数は時に急激に増加させる必要が生じる。この時、数の増加と質を管理するための取り組みが同時に進行する。学位制度導入時には国が大きな役割を果たすが、制度が定着するにつれて国は徐々にその権限を高等教育機関に委譲していき、その影響力は評価という形で残される。また、後発国という事情から国・大学ともに威信を高めていく必要があり、外国の、特に先進国の大学との連携が積極的に進められることになる。このように、学位授与数の増加、質保証の体制整備、国際的な共同学位の提供によって、後発国は学位の国際通用性を高めることをめざす。そして同時に、各国には様々な背景や事情があり、先進国を模倣した学位制度が土着化する際には、その特性を生かすため、あるいは事実上の限界が存在するために、後発国ならではの独自性があらわれているのである。

<注>

- (1) 楠山研『現代中国初中等教育の多様化と制度改革』東信堂、2010年、47頁。
- (2) たとえば中国については、南部広孝「中国におけるトランスナショナル高等教育—高等教育段階での『内外協力による学校運営』—」杉本均編『トランスナショナル高等教育の国際比較—留学概念の転換—』東信堂、2014年、153-168頁に詳しい。

- (3) たとえば、中央教育審議会「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－（答申）」（2005年9月5日）（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05090501/009.htm、2018年11月29日最終確認）では、「諸外国の学位制度と比較して我が国独特の論文博士については、将来的には廃止する方向で検討すべきではないかという意見も出されている」としたうえで、「その授与状況や学位に関する国際的な考え方、課程制大学院制度の趣旨などを念頭にその在り方を検討していくことが適当である」としている。

Research on Academic Degree Systems in Late-comer Countries

Hirotaoka NANBU* (Ed.)

Many countries have modeled their higher education system after those of developed countries. Further, due to the effects of globalization, more people are obtaining their academic degrees in foreign countries. Academic degrees are proof of giving and receiving an established degree of higher education, and maintaining confidence in this arrangement is important to both conferring and receiving sides. Furthermore, in the modern global age, people have become more concerned about the international applicability of academic degrees. Countries that copied their higher education system from the other countries can be called late-comer countries. Hypothetically, late-comer countries' academic degree systems have the following features: (1) in using developed countries as their model, academic degrees have to meet a certain international standard; and (2) from looking at the historic social conditions of each country, higher education has to be adapted to unique needs of its context.

In summary, this book aims to: (1) clarify how late-comer countries, including some East Asian countries, have implemented their academic degree system; and (2) examine the differences in higher education among late-comer countries. This book discusses the academic degree system in South Korea, China, Taiwan, Vietnam, India, Egypt, and Brazil. In addition, it examines in each the: (1) types of degree, (2) conditions for the right to confer degrees, (3) categories of degree conferring institution, (4) degree conferring system and the accreditation process in the degree conferring institution itself, (5) and the recent trends in terms of reforms to higher education.

* Professor, Graduate School of Education, Kyoto University

執筆者紹介

*執筆順 (◎は編者)

- ◎ なんぶ ひろたか 南部 広孝 京都大学大学院教育学研究科教授
- いしかわ ひろゆき 石川 裕之 畿央大学教育学部准教授
- ぜん きょうわ 全 京和 京都大学学際融合教育研究推進センター特任助 教
- りょう うせい 廖 于晴 京都大学大学院教育学研究科博士後期課程
- せきぐち ようへい 関口 洋平 広島大学教育開発国際協力研究センター研究員
- わたなべ まきゆき 渡辺 雅幸 びわこ学院大学教育福祉学部講師
- なかじま ゆうすけ 中島 悠介 大阪大谷大学教育学部講師
- うちだ なおよし 内田 直義 名古屋大学大学院教育発達科学研究科博士後期課程
- たむら のりこ 田村 徳子 びわこ成蹊スポーツ大学スポーツ学部講師
- くすやま けん 楠山 研 長崎大学教育学部准教授



後発国における学位制度の研究
(高等教育研究叢書 148)

2019(平成 31)年 3 月 31 日 発行

編 者 南部 広孝
発行所 広島大学高等教育研究開発センター
〒739-8512 広島県東広島市鏡山 1-2-2
電話 (082) 424-6240
<http://rihe.hiroshima-u.ac.jp>
印刷所 株式会社ユニバーサルポスト
〒733-0833 広島市西区商工センター 7 丁目 5-52
電話 (082) 277-5588 (代)

ISBN978-4-86637-015-6

REVIEWS IN HIGHER EDUCATION

No.148 (March 2019)

Research on Academic Degree Systems in Late-comer Countries

**RESEARCH INSTITUTE FOR
HIGHER EDUCATION
HIROSHIMA UNIVERSITY**

ISBN978-4-86637-015-6